## 第三 編 社 会

## 第 章 社 会 福 祉

## Ι 明治・大正時代の社会福祉

法的解釈 社会福祉の 者福祉法・売春防止法の対象から、公益質屋・授産施設などまでの範囲を広く含んでいる 業法第二条 が公布されてから、 である。社会福祉事業は日本国憲法第二十五条の精神に基づいて、昭和二十六年三月に「社会福祉事業法」 む」のに、必要不可欠の条件であるという趣旨を規定されてから、広く一般に用いられるようになった言葉 二十五条に、社会福祉が社会保障・公衆衛生とともに、わが国民の「健康で文化的な最低限度の生活を営 に規定されている社会福祉事業の領域は、生活保護法・児童福祉法・老人福祉法・身体障害者福祉法・精神薄弱 社会福祉の概念 社会福祉という用語は、 日本国憲法」第二十五条の社会福祉は、 国・都道府県・市町村の制度・構造の中に初めて確乎たる位置付けが実現した。現行法規 昭和二十一年(一九四六)十一月三日公布の「日本国憲法」第 わが国の歴史上から見れば、従来の社会事業の美しい伝統か

È

社 会 福 祉

第

章

性格が強かった。しかるに、社会福祉は、福祉国家・文化国家・平和国家・民主国家の建設を目差すわが国

社会福祉へ拡充発展したものということもできる。従来の伝統的な社会事業は、慈善事業・博愛事業の

五九七

社 会 五九八

の国策の一つの柱として、 積極的に国民生活の向上・拡充を意図するものである。

恤

|救規則 具廃疾者・病人および一三歳以下の者」を救助の対象とした。すなわち、 寄も無く、しかも、まったく労働能力の無い者を対象として救助するという制限扶助主義であった。したが 社会事業立法の最初であった。この規則は、 って、救助の性格は、 明治時代の社会事業 国の恩恵として保護されるものであった。この規則は、その後昭和六年(一九三一) 明治七年 (一八七四) 「極貧独身で生業不能な七○歳以上の老衰者または重病者・不 十二月の「恤 救 規則」 一六二号太政官達第 極めて貧乏で、 が、 親族縁者などの身 明治時代における

末まで五七年間効力を発揮した。

あって国費救恤を受けた者は、 治二十二年(一八八九)に鹿児島市が発足してから、国策としての社会事業を推進した。 明治四十年には廃疾二名・老衰二名・疾病五名合計九名であったことによっ 鹿児島市内に

統計書その一般を知ることができる。

施設の た た た と は 会 事業 書統 計、 十八年二月塩屋村 市塩屋町 に創立された 鹿児島市。 この養育院は佐藤茂助 教育が創設したもので、創立当初二六名を収容してこれを養育した 鹿児島市福祉事務所。 ちの貧窮な子女二六名を収容して、養育を初めた施設であった 十八年二月塩屋村 現在鹿児島 った。 鹿児島市内の民間の社会事業施設は、 特定の個人の慈善事業として創始されたことによって、当時の社会事業の性格を知ることができる。 親類縁者などの身寄のない不幸な幼児少年少女を救済する施設であった。この孤児院は林田大仙 鹿児島孤児院は明治三十五年三月新屋敷町に創立され、 明治時代には、 鹿児島孤児院・鹿児島養育院・仏教二葉園などがあ 明治四十三年山之口町に移転したもので のあゆみ 社会事業 。明治時代のこれら孤児院・養育 が出征軍人遺家族 鹿児島養育院は明治三 家宗 教 のう

救助活動

仏教二葉園は明治四十二年六月新屋敷町に 初め二か年とし、 幼稚園に準ずる施設であった 統計書 「細民幼児の保育」 を目的として創設されたもので、 保育年限を

鹿児島市は明治二十三年(一八九〇)九月二十三日の風水害による罹災者の救助活動を積極的に進めて以

会は、 児島県保護協会は明治三十二年六月草牟田町に創設された団体であって、罪を犯した者の「釈放者・起訴猶婦」 予者・執行猶予者を保護善導す」ることを目的としたものであった 鹿児島市。 島市救荒予備蓄積金」の制度を確立した 廃児島市史 の救助に当たっては、鹿児島市は市内の有志から寄附金を募集した。この時の募金の結果は、 これらの社会事業は、いずれも、根本理念において、慈善・博愛の精神を基本とするものであった。 地で軍事に専念できるために、 目的とした社会事業団体としては、 して、なお残金一○○一円七銭五厘を存した。この残金を基本にして、明治四十三年六月二十二日に「鹿児 風水害・大火災などの罹災者の救助活動を実施してきた。ことに、 明治三十七年二月に日露両国の開戦と時を同じくして創立された 鹿児島明治 日露戦争に出征した多数の軍人が、 出征軍人の留守家族を救助したのである。これを要するに明治時代における 鹿児島県保護協会・鹿児島市出征軍人家族救護会の二団体もあった。 鹿児島市に居住する家族の生活を何等顧慮することもなく、 かかる一般的な救助活動の外に、 明治三十四年夏の霖雨の際の罹災者 鹿児島市出征軍人家族救護 この出征軍人家族救 特殊な救護活動を 救助金を支出

会課の成立

大正時代の社会事業

社会事業担当の主管課が、

大正時代に入って、

初めて行政機構の中に設置された。

その先駆は、

第一章 社 会 福 祉

救護課が新設され、大正八年これを社会課に改称したことであった。その後、

中央にあって、大正六年(一九一七)に軍事救護法が公布されたのを機会に、

五九九

鹿児島市は大正十三年四月に

翌七年内務省に

戦後の社会情勢・社会思潮の変化に相応じたものでもあった。 ことは、 まで、広範な社会事業を担当した ひあゆみ 事救護・罹災者救護などの救助活動から、 社会課を新設し、 個人の慈善博愛を根本理念として進んできたのに対して、今後の社会事業は、鹿児島市の行政上の責任にお 行政の一環として、社会事業を推進する制度を設けたことを意味する。それとともに、 てこれを推進する決意を現わしたものとして特筆に値する。 従来の社会事業が、主として慈善家の博愛事業にまかせられていた考えを改めて、 主事一名を含む職員七名の規模で発足した。 職業紹介・市営住宅・公設市場・公営質屋・海外移住などに至る かくの如く、 鹿児島市の行政機構の中に、社会課が新設された 本市の社会課は、 勿論、 かかる社会課の設置は、 貧困者救護・児童保護・ 従来の社会事業が、 鹿児島市が新たに 第一次世界大 軍

移転) であった。大正十五年(一九二六)には、孤児院が男三〇名・女一七名計四七名、 島孤児院と鹿児島養育院とは、 大正時代の鹿児島市における社会事業施設は、明治時代に創設された鹿児島孤児院(大正十一年松原町に 鹿児島養育院 (塩屋町) ともに「孤児・貧児を教養する」ことを目的とした点で、同一の性格の施設 ・仏教二葉園 (新屋敷町) 統計書市。 の外に、 新設の鹿児島養老院が加わった。 養育院が男三二名・女一 鹿児

一名計四四名、

それぞれ収容していた規模の施設であった

仏教二葉園は大正十五年には男二〇

上同、二年

名計一六名を収容していた規模のものであった 統計書 以上孤独の老貧者を扶養する」目的で、大正十二年九月加治屋町に新設され、 保育の性格から判断すれば、 鹿児島養老院が鹿児島孤児院設立よりも二一年 大正十五年には男七名・女九 鹿児島養老院は、 「六〇歳

名・女一七九名計三八○名の「細民幼児」を収容していた点で、慈善事業に数えられているが

院は、皇太子裕仁親王・久邇宮良子女王両殿下の御成婚を記念して、橘大安 長崎 県 出 がこれを創設した 児島住宅組合(小川町)・鹿児島協同住宅組合(上荒田町)、大正十二年に鹿児島電気住宅組合(西田町)、 ば、大正時代に設立された住宅組合は、合計六組合であった。これら有限責任の住宅組合は、大正十年に鹿 統計書に、住宅組合一覧表を社会事業の項に含めていることを挙げることができる。 鹿児島市統計書によれ 度であって 同 、これによって市民の経済生活に寄与することを企図したものであった。また、大正時代に 設市場を六日町に設立した統計書。 この公設市場は、 施設であった 社会事業 紀初めの大宝令には養老の法的規定も公布された。その後、仏教の衆生済度の慈悲思想および儒教の孝養の 聖徳太子の四天王寺に敬田・施薬・療病・悲田の四院を設けて、この事業を初められたのを先駆とし、 遅れて新設された事実は、 おける社会事業に対する思潮が、極めて広範囲を含んでいた事実を立証する一事例として、当時の鹿児島市 として推進されてきたところに、大正時代の社会事業施設の基本理念を現わしている。 を救助の対象にしたにすぎなかった。 て、国としては、 の維持を強化し、社会上では人々の情誼による血縁地縁関係の相互扶助を助長する傾向であった。したがっ 倫理思想の影響によって、藩政時代にも養老の施策も進んできた。明治・大正時代には、法制上では家族制度 鹿児島市は社会事業の一つとして、大正十二年二月、敷地・建物各四四八坪の規模を有する鹿児島市公 「恤救規則」を施行して、全国的に貧困で身寄もなく、労働能力を失った七○歳以上の者 。これは要するに鹿児島市内の孤児院・養育院・養老院が、民間慈善家の慈善事業 歴史的・社会的原因に基づくものである。 しかも、養老施設は、民間慈善家の事業にまかされていた。 鹿児島市が店舗を指定して、これを利用させる制 わが国の養老事業は、七世紀初めに かかる時勢にあっ 鹿児島養老 八世

社 会

大正十五年に鹿児島互助住宅組合 用町) がそれぞれ設立された 建築済家屋数合計一九六戸であった 昭和三年の六組合員合計一九六名 (武町) · 麑城住宅組合(西千石町)

•

鹿児島高等農林学校職員住宅組合

救 助 活 .. 動

みゆ その 度を設けて謝金を負担し、 した 一・樋之口町八・松原町五・新町二 これら保護委員は、した 保護委員二六名の内訳は、塩屋町一。 これら保護委員は、 すため、鹿児島市の中で、特に最も福利救済の急を必要とすると認められた地域に二六名の保護委員を委嘱 あ 動は鹿児島市独自の施療を初め、 鹿児島市における救助活動は、 生委員の制度は、 にわたって、良く活動を続け、その成果を挙げた。保護委員は後に民生委員と改称されるが、 義捐金の処理残金二二万円」を基金にして発足したものであった。鹿児島社会事業協会の本来の趣旨を生か された。 医療救護活動とともに、 0 大正時代における社会事業の啓発推進母体として、大正十一年十月に財団法人鹿児島社会事業協会が設立 実施方法は、 妊産婦保護の施療券の交付を受けて施療した人員は、大正十四年度二四名であった 鹿児島市。 鹿児島社会事業協会は、 貧困者・罹災者などを救助の対象にして、治療券を交付して医療上の救済を行なうもので 実に鹿児島市の保護委員制度から、これを発展したものであった社会事業。 社会的な救済事業としての「窮民救助」も行なわれた。 医療救護・窮民救助・罹災者救助などを積極的に推進してきた。 鹿児島県の外郭団体として、 鹿児島市医師会・済生会・大礼恩賜賑恤資金などによる施療を実施した。 戸籍整理・医療・救護・職業紹介などの各分野 「桜島大爆発及び米価暴騰の際における救済 大正時代の窮民救助は、 鹿児島県の民 医療救助活 大正時代の これら

国庫救恤と市費救恤との二種に区分された。鹿児島市においては、国庫救恤補助金を受けた人員は、大正三

戸当たり平均一か月白米一斗または金二円位の基準で、窮民救済を行なった。のあゆみ児島警察署の内に設けられ、その管内の慈善家から募集した義金を基金創設当時四にして、貧困な家庭一 限り、 民救済活動を実現したことも、注目すべきことであった。鹿児島同情会は大正十二年(一九二三)十二月鹿 動であった。 補助金を受けた人員は、 年の一三人が最も多く、大正二年四名がこれに次ぎ、大正九年以後は一人もなく、これに比べて、 れを実施した 積極的に推進した。これら国・県・市などが主として行なう救助活動の外に、 鹿児島市は大正時代を通じて、風水害・大火災などの罹災者救助にも、 統計 書 市 大正十四年二〇名が最多で、大正十一年九名が最少で、大正時代を通じて、毎年こ 0 窮民救助は貧困で適当な身寄もなくて、労働能力もないものを救済する救助活 鹿児島市の事情の許す 「鹿児島同情会」が窮 市費救恤

社会事業に対する社会通念は、伝統的な慈善事業・博愛事業の性格にとどまっていたのである。 と発展し拡充され、大正十三年には鹿児島市社会課が新設されるなど、その面目を一新してきた。 鹿児島市における大正時代の社会事業は、明治時代の社会事業に比べて、その施設・救助活動ともに一段 しかし、

## 昭和時代の社会福祉

Π

二区分代の 敗戦によって、その大きな変化の時期を迎えたと言うこともできる。したがって、 機として、それ以前と以後との間には、大きな変化が認められる。また、昭和二十年八月十五日のわが国 福祉事業の歴史は、昭和二十年までを前期とし、昭和二十一年以後を後期と称し、前後二期に区分して考察 昭和時代前期の社会事業 鹿児島市の社会福祉事業は、昭和二十一年十一月「日本国憲法」の公布を一転 昭和時代の鹿児島市社会

第一章 社 会 福 祉

の理念

することによって、その本質を明らかにすることができる。すなわち、 昭和時代前期が伝統的な社会事業の発展期であったのに対して、昭和時代後期が新しい社会福祉 昭和時代の鹿児島市の社会福祉

主管課業の

は

社会福祉事業の興隆期を展開した時代であったと称することができる。

社会課は 昭和時代前期における鹿児島市の社会事業の主管課は、 昭和十五年に厚生課と改称した。 改称当時の厚生課は、 初め、大正十三年新設以来の社会課であったが、 社会・保健・清掃・墓地の四係の外に、

洋戦争の戦時中にあっても、 業関係と公衆衛生関係との二つの領域を占めていたことが明らかになる。 などの諸施設を管轄していた 島市事務報告書 尾畔病院・トラホーム治療所・市立診療所・保育所・軍人遺家族授産所・南林寺町公益質舗・武町公益質舗 これら二領域にわたっていた。このように、社会課を厚生課と改称されてか 。この事実によって、 厚生課が管轄した主要な領域は、 かかる厚生課の管轄領域は、 社会事

5 従来の社会事業を厚生事業と称するように変わった。

昭和時代前期の鹿児島市における主要な社会事業施設は、

孤児貧児の救済施設として、従来の鹿児島孤児

施設の た た と は 会事業 大 児園および鹿児島市保育所などがあり、 院・鹿児島養育院と新設のナザレット寮があり、 孤独な老貧者扶養施設として従来の鹿児島養老院が存在した。 幼児保育施設としては、 従来の仏教二葉園と新設の 興亜愛 その

医療救護施設としては、 鹿児島市立診療所・済生会鹿児島診療所・鹿児島市立伝染病院・トラホ ゲーム治

遺家族授産所 療所・鹿児島市代用花柳病診療所・結核療養所などが開設された。 南林寺町公益質舗 ・武町公益質舗・鹿児島市職業紹介所などの諸施設も整備された。 また、 経済生活救護施設としては、

明治時代以来、孤児貧児を救済してきた鹿児島孤児院は、新屋敷町に創設された後、山之口町 十明 三治 年四 に

生関係の指導も行なった が上武町公会堂を賃借して開設し、昭和十九年十二月二十八日当時武町六〇番地にあった敬道幼稚園を買収 設したものであって、 六○名・女一一八名計二七八名を収容していた 닏 。鹿児島市保育所は昭和十二年三月三日の「母子保護法 創設以来新屋敷町にあって、 容した規模の施設で、昭和十三年白菊保育園と改めた「厂」幼児の保育施設は、仏教二葉園が明治四十二年 して、これを興亜愛児園に合併するなど、その経営の発展を図るとともに、 の公布を機会に、同月十三日鹿児島市会においてその設立を議決され、十一月二十八日これを南林寺町に開 院は創設以来終始塩屋町にあって、昭和十四年には男二二名・女一八名計四○名の孤児貧児を収容してい 年鹿児島博愛園と改称して、 「カトリック宣教師社団の補助」などによって維持経営し、 上同 ナザレット寮は、 さらに松原町 「一般労働階級の満三歳以下の乳幼児を夜間を除き無料で預かる」施設で、十二月末 一大 年正 十 協会二十五周年史鹿児島市社会事業 「孤児貧児ことに乳幼児の救済」を目的として、昭和八年三月薬師町に創設され、 上荒田町に移転したが、 昭和四年から従来の保育年限二年を三年または四年に改め、 に再び移転し、 昭和三年には男二六名・女一五名計四一名を収容し、 昭和六年にはその後を絶った 昭和十年には男一五名・女二二名計三七名を収 母の会などを開催して、 統計書市 昭和十年には男一 鹿児島養育 育児衛 昭和 五

年三月三十一日に創立者橘大安の病臥再起不能を機会に、その慈善家の個人経営から、鹿児島市社会事業協 名・女六名計一○名の「六○歳以上の孤独の貧困者を扶養」していた 鹿児島養老院は大正十二年九月加治屋町に創設されたが、 昭和四年高麗町に移転 統計書市。 鹿児島養老院は昭和十五 昭 和十四年には男四

六〇五

第一章

社

会

福祉

際に、その施設・設備をすべて焼失した 会に移管されて、 その経営を進めてきたが、昭和二十年六月十七日夜アメリカ合衆国空軍の鹿児島市空襲の 協会二十五周年史鹿児島市社会事業。 また、昭和十一年七月薬師町に定員一五名の薬

師保護寮を開設したことも、 注目される 魔炬設概要 0

会鹿児島診療所は、 鹿児島市内の医療救護施設は、 昭和五年十二月南林寺町に本館七○坪・附属建物四三坪の施設で開所した 昭和時代前期に入って、 初めて整備されたものとみることができる。 統計書市。

社会事業協会は、 に移転して診療を実施した社会事業協会二十五周年史に移転して診療を実施した鹿児島市統計書・鹿児島市。 遠 五二番地の借家を鹿児島実費診療所に充てて、 級以下の大衆」を対象とした実費診療を実施して、 十三年八月三日武町四三〇番地に第三鹿児島診療所を開設して「実費診療」を実現するなど L 、 が少なく、 十四日栄町三六番地の借家を第二鹿児島診療所に充てて、 の開設によって、 を東京に置き、 済生会は明治四十四年(一九一一)明治天皇の御下賜金を基金にして発足した医療保護機関であって、本部 の 隅を無料借地して、 昭和十四年三月三十一日第二鹿児島診療所を閉じた 鹿児島市においても、すでに早くから医療救護活動を実行してきたが、済生会鹿児島診療所 医療救護の面で一段と整備された。鹿児島市社会事業協会は、昭和五年六月一 昭和十五年三月に従来の同協会経営の鹿児島診療所をすべて鹿児島市に譲渡したため上 木造二階建本館六○坪・附属建物三一坪を新築し、 「軽費診療事業」を開始し、ついで鹿児島市有地の南林寺公 積極的に医療救護を推進した 同 さらに、 「軽費診療の普及をはかった」が、 上同。 鹿児島市社会事業協会は、 また、 鹿児島市社会事業協会は、 昭和六年十二月二十七日ここ しかるに、 昭和十年六月二 その後利用者 日南林寺町 鹿児島市 「中産階 昭和

四月一日から鹿児島市はこれを鹿児島市立診療所と改称して、南林寺町所在の従来の建物をこれに充てて、

所長初 八年五月竣工するなど 島市事務報告書 和十一年十二月一日鹿児島市に設立されたが 宮内実・ 整備にも努力した 同 島市は市役所内に公設「トラホーム」治療所を開設し、また南林寺町にその出張所を設け、 染病患者を収容し、 療を実施 月十二日船津町一〇五番地安田清三・武町五六四番地小幡兼寛の両医院に、 な医療救護施設も開設した。 て附添婦を雇上げ、 の地域に 鹿児島料理屋組合 鹿児島市 Ď ら 職員 山之口町八八番地天辰日新の両医院に、 (した 延人員六九七一人であった(昭和十一年鹿児島市事務報告書)した 鹿児島市は年予算額六○○○円をこれにあて、昭和十一年の受診 「臨時巡回公設治療所」を創設するなど、 一二名の規模の公営の医療施設に改まった は、 鹿児島市立伝染病院・公設 又は炭・紙等の消耗品を支給」して、 収容患者の一 ・鹿児島料理同業組合・南券番組合・中券番組合の芸妓・酌婦・ 鹿児島市は 鹿児島市立伝染(尾畔) 部の者に対しては、 「花柳病予防法」第四条により、 ` 結核患者の治療施設の整備に力を尽した。 百年史年表 「トラホーム」治療所・鹿児島市代用花柳病診療所など特殊 それぞれ開設した昭和十一年鹿児。 永年にわたって「トラホーム」予防と治療との施設 病院は、 鹿児島市立伝染病院規程第七条により、 島市事務報告書
これらの一昭和十五年鹿児。これらの一 、鹿児島市は結核療養所を姶良郡帖佐町に昭和 医療救護の実を挙げていた 島市事務報告書 鹿児島県立病院隔離室入院患者以外の法定伝 鹿児島市代用花柳病診療所を昭和四年二 0 昭和七年八月六日大黒町六五番地 また、 鹿児島県健康保険所が これら四診療所にお 般的な医療救護施設 雇女を対象に診断治 さらに甲突川以 「市費をも 鹿児 D の

は 主として木・ 鹿児島市竹器研究所が昭和七年南林寺町に開設されて、 鹿児島市社会事業協会が、 竹製品 の改善発達をはかっていたので 曙・鹿児島市工芸研究所要覧の改善発達をはかっていたので 昭和十一年鹿児島市事務報告 昭和十一年二月南林寺町一番地に授産所をこれに併設し、 竹藍部・竹器部・塗工 部 経済生活救護施設として 挽物部 指導員を置いて、 0 힜 部を置き、

第

章

社

会

福

祉

さつし

島市の経営に改め鹿児島市、さらに昭和十一年六月一日山下町に移転し、 に、 事務室二坪増の計一〇坪、ミシン三七台増の計八二台、 室八坪・ミシン四五台・就業生六○名の規模であったが、 社団法人鹿児島県授産社内に、 設としては、 図った昭和十三年鹿児。 などを交付して優遇措置を講じ、ミシンを利用して各種の物を縫うことのできる技術の修得とその向 た。鹿児島市はこの授産所に就業する軍人遺家族に対しては、 八月三十日に授産所を閉じた 竹製品の授産事業を行ない、 の県外就職、 昭和十三年武町にそれぞれ開設し 除隊者・在郷軍人の県外就職に力を尽くした 鹿児島市は「公益質屋法」 鹿児島職業紹介所は初め南林寺町に大正十二年三月開所したが、 協会二十五周年史。鹿児島市は鹿児島市軍人遺家族授産所を下荒田鹿児島市社会事業。鹿児島市は会事業。 「副業的授産の目的」 昭和十三年三月一日創設した。この授産所は創立当初、 統計書市、 年公布に基づいて、昭和二 簡易な金融機関としての使命を果した。これら各種の社 の達成に努めたが、 同年十月十八日には、作業場二〇坪増の計五六坪、 就業生四一名新入の計一〇八名の規模に拡張し 島市事務報告書昭和十一年鹿児 鹿児島市公益質舗を昭和四年十一 通勤用乗車券・扶助金 製品の販売難」 青年学校・高等小学校卒業男女 鹿児島市民の金融上の救済施 一五銭・奨励金 作業場三六坪・事務 から、 昭和七年四月鹿児 月南林寺町 町二番地の 昭和十二年 上とを

助 活 動 方面委員制度は、 ので、昭和十一年当時の定員五○名であった 定員六○名 鹿児島市方面委員の任務は、毎月一回方面委員 助活動を全市にわたって徹底させるために設置された制度が、 鹿児島市が昭和時代前期に実施した市民救助活動も、きわめて多岐にわたっていた。鹿児島市の行なう救 歴史的には、 大正十一年(一九二二)に創設された保護委員制度を先駆として発展したも 鹿児島市方面委員の制度であった。 鹿児島市

救

会事業施設は、

鹿児島市民の生活状態を改善することを目的として整備された施設であった。

愛児園 営するなど、広範囲にその社会事業を拡充した 匚。 事業を助成する外に、社会事業の調査研究を行なうとともに、 理などを取り扱った 業者に対しては、職業紹介所を通じて就職対策を進めるなど、極力「防貧」に努力した 昭和十一年鹿児。 活の中心者」が疾病にかかっている家庭、または失業などのために収入が途絶えて貧困に陥っている家庭など 会を開いて、 の協会は、歴史的には、従来社会事業の調査研究・相互懇親の団体であった鹿児島市社会事業研究会を解散 市社会事業協会は、昭和三年十一月二十三日鹿児島市社会課の外郭団体として、社会課内に創設された。こ ている家庭に対しては、時宜を失なわないような病気の治療を勧奨するとともに救助対策を講じ、また、失 に対して、適切な指導助言を行なうものであった。すなわち、方面委員は家庭生活の中心者が疾病にかかっ して、新たに会員組織にして設立したものであった 面委員はこれらの医料扶助・職業紹介の外に、生業扶助・生活扶助金品給与・児童保護・相談指導・戸籍整 五昭年十 方面事務の連絡打ち合わせや研究活動を行なうとともに、毎日朝夕家庭を巡回して、 などを新たに設置して、これが経営に当たり、鹿児島養老院を昭和十五年から受け継いで経 統計書 この方面委員事業の後援団体が、鹿児島市社会事業協会であった。鹿児島市。 この方面委員事業の後援団体が、鹿児島市社会事業協会であった。 協会二十五周年史 この協会の事業内容は、方面委員の鹿児島市社会事業。 この協会の事業内容は、方面委員の 診療所 五年·竹製品授産所 一昭年和十 ・興亜 鹿児島

市においても、 その他、 は国家総動員法・社会事業法などが、それぞれ公布施行された。それらの救助関係法規に基づいて、鹿児島 救助活動は、これを法律上からみれば、従来の 恤 救 規則に代わって、昭和六年に救護法が施行された。 昭和八年には児童虐待防止法・少年救護法、 各種の救助活動を展開した。すなわち、鹿児島市民のうちで、身寄もなく労働能力もない貧 昭和十二年には母子保護法・軍事扶助法、

第

章

社会福祉

困者が、 従来のように、 恤救規則による 「国庫救恤」を受け、その他の貧困者が、 「市費救恤」にあづかって

きた 上)、昭和七年以後は、(同 救恤受救者四八名(鹿児島市統計書)昭和六年国庫救恤受救者六名・市費 従来の国庫市費両救恤の制度がなく、 0 しかるに、 新たに、 救護法が昭和六年施行され 救護法に基づく生活扶助・ る受救者一六六名昭和六年新法によ 医療救護・助産

養育扶助・医療救護・生業扶助などを実施し 二三(昭和十三年鹿児島市事務報告書) 昭和十三年十二月末現在扶助世帯数一 生業扶助などが実施された 戸・八四○人(同上) 昭和九年受救者三二四 。母子保護法によって、母子家庭に対して、 また、軍事扶助法に基 生活扶助

鹿児島市民のうちで、医療の資にも乏しい貧困者に対しては、鹿児島市役所および方面委員などを通じて治 づいて、生活扶助・生業扶助・医療・埋葬の救助活動を実行した 生活扶助世帯数九八三(同上)昭和十三年十二月末本法による。

会 年六月創立 が 期して、 療券を交付し、 十一月創立 • 年三月廃止(鹿児島市統計書)鹿児島市医師会施療は昭和十三。 例年救助活動を実施してきたこともまた、言うまでもないことである。 愛国婦人会鹿児島県支部 年三月創立 などが、それぞれ救助活動を行ない、 鹿児島市立診療所・済生会鹿児島診療所・鹿児島市医師会などに、 「釈放者・思想犯起訴猶予者・執行猶予者を保護善導する」ことに努めた統計書「釈放者・思想犯起訴猶予者・執行猶予者を保護善導する」ことに努めた統計書 鹿児島市が風水害・大火災などの罹災者の救助に関して、万遺漏無きを また日本赤十字社鹿児島支 委託して治療を実施し 鹿児島県保護協 市

七月中旬にかけて、市内の農業地域に夏季農繁期保育所を開設した。すなわち、西本願寺川上保育所 銃後の守りを徹底する厚生事業を実現した。ことに、 太平洋戦争が昭和十六年十二月八日に起こって、戦時下に入ってから以後、 鹿児島市は従来の各種の社会事業施設を活用して救護に努め、救助活動を盛んに行なうとともに新たに 鹿児島市は 「食糧増産・労力調整・乳幼児保護」などのために、 戦時下における市民の食糧確保が、 厚生事業はますます重視され 昭和十八年六月下旬から 重大な問題であっ 町川 上

宿農繁期保育所 田 田 Ŀ 上町 町 下区保育所 中保育所 脇宇 田宿町 下田中田 天上区上 神町 町 0) 一○保育所であった。この一○夏季農繁期保育所の経営主体は、 同広木下保育所 田上町上保育所町上 広田 木上 • 前 田 同 上町前保育所 田上 西下保育所 府西 町別 町 西別府第二 大別すれば宗教

団体三か所・婦人会三か所・小組合二か所・戸主会一か所・区会一か所

で、受託児数は三歳以上四九九名・三歳未満一二四名合計六二三名

・生産向上を急務としたため国民徴用も強化された。したがって鹿



0

であった

島市事務報告書昭和十八年鹿児

また戦時下における各種の鉱業・工業

児島市は応徴士遺家族援護に関して、 徴用援護会による援護の実を挙げ、 戦力増強・徴用援護の強化を推 国民徴用扶助規則・財団法人

鹿児島市事務報告書)。鹿児島市は太平洋戦争の戦局がわが国にとりあった(昭和十八年)。鹿児島市は太平洋戦争の戦局がわが国にとりあった(昭和十八年中の徴用援護は国民徴用扶助規則による生活扶助五七件進した 昭和十八年中の徴用援護は国民徴用扶助規則による生活扶助五七件 るのに備えて、 不利な形勢に陥り、 すでに昭和十九年末には、 その結果、 鹿児島市も空襲される危険度の高ま 防空救護班の編成、 救護

七日夜間空襲を鹿児島市に加えた際に、 しかるに、 鹿児島市は、 アメリカ合衆国の空軍が、 市内一四か所に臨時救護所を設けて、一般の罹災者の救助、 昭和二十年三月以後、 旧市内の大部分を焼失して、 八回にわたって鹿児島を爆撃し、ことに六月十 多数の救護所も焼失した。ここにおい 負傷者の救護、死体の処置な

所の設置、

医療関係者の配置など、

その事前準備も完了していた。

その救助活動に最善の方途を講じた 島市事務報告書。昭和二十年鹿児。 この具体例によって、 戦時下における鹿児島市の

助 活 0 全般を推測することができる。

備係社会福祉 別の数

整関

九号・老人福祉法二十・老人福祉法 月公布された 十五号 - 生活保護法 昭和二十五年法 - 児童年五月新たに生活保護法が公布施行された 昭年1十一年公布 祉 て積極的に努め、 増進に努めなければならない」と規定している。 を認め、 この方針に基づいて、生活保護法が昭和二十一年四月公布され、 会福祉事業の歴史の上で、 本国憲法第二十五条第一項に、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」こと 年二月二十七日に、 の福祉六法は、 (D 昭和時代後期の社会事業 向上増進を国の基本方針として国政を運用し、 同条第二項に、 社会福祉事業の中心立法という意義を有する 社会福祉事 日本国民の健康で文化的な生活を実現することを宣言したものである。 律第百三十三号昭和三十八年法 わが国の救済福祉に関する最高方針を指令したことに、 「国は、 画期的な意義を有する。 昭和時代後期の社会福祉事業は、 すべての生活部面について、社会福祉・社会保障及び公衆衛生の向上及び ·身体障害者福祉法 第二百八十三号 日本国憲法のこの条章は、 福祉国家の実現を期している。このことは、 日本国憲法のこの条章の理念に基づいて、 • 児童福祉法 0 連合国軍最高司令官総司令部が、 十月施行された。同年十一月三日公布 ついで、社会福祉事業法が昭和二十六年三 律第百六十四号昭和二十二年法 精神薄弱者福祉法 昭和三十五年法 国が社会福祉の向上増進に対し その端を発している五五号七 母子福祉法 すなわち、 昭和二十一 昭和二十五 わが 社会福 国 の社 Ò Ħ 0

変行の きた。 社会福祉関係法規が整備された経過に照応するが如く、

鹿児島市は昭和二十一年十二月現在で、市政部の下に、厚生課・援護課を置いて、従来の如く、厚生 鹿児島市の社会福祉行政機構も、

しだいに

整って

る。 祉 鹿児島市福祉事務所は、 属の位置に高めた。 に 事務所は、 消して、児童福祉関係を福祉係に吸収された 昭和二十五年鹿児 門職員を配置した最初の例で、 が鹿児島市行政機構の中に初めて具体化された点で、 所は昭和三十六年昇格し、 福祉事業を専門職員によって、総合的一元的に推進する行政上の組織体の誕生したことを意味する。 は鹿児島市社会課を改めて、 十九日に新設されたことは する事項を担当した。児童係の新設は、学校教育行政機構以外に、特に満一八歳未満の児童を対象とした専 十三年八。 〇年間、 世 昭和三十年に社会課が復活して、鹿児島市の社会福祉行政を分掌したから 和二十三年七月には、 鹿児島市の社会福祉行政は、 援護の三係で、これを構成した 昭和二十六年三月公布の社会福祉事業法第十三条に基づいて設置された。このことは、 児童係は昭和二十二年十二月公布の児童福祉法に応じて新設された係で、児童の福祉・保育に関 昇格当時の規模は、 昭和四十年に社会課が民生部から移管されたことによって、三課一園制に整備さ 二十六年十一月刊) 鹿児島市公報(昭和、 従来総務部長または民生部長・衛生部長の所管下に位した制度を改めて、 福祉事務所と称したが 社会課は三係の外に、新たに児童係が設けられた 社会福祉事業の一大前進を意味した。しかるに、 福祉事務所と社会課との二元制が続いた。その間、 庶務課・福祉課・玉里園の二 書・鹿児島市公報第二五九号昭和二十二年鹿児島市事務報告 鹿児島市社会福祉事業史上、 、 例第五六号 同上所載条 鹿児島市社会福祉事業史上、 。鹿児島市福祉事務所が昭和二十六年十月二 、社会福祉事業史上では、 課 0 園制であった 昭和三十六年事務報 福祉係の発足は、 厚生課を社会課に改称して、 画期的な意義を有する。 告書(鹿児島市)昭和三十年事務報、 児童係は昭和二十五年に解 告書・鹿児島市公報(昭和二田和二十三年鹿児島市事務報 重要な意義を有 鹿児島市福祉事務 鹿児島市の社会 社会福祉の理念 制度上で その後 市長直 してい しかる 福祉

第一章

れ 全職員数も一九九名の規模に拡充した 鹿児島市勢要覧。昭和四十一年刊。 ここにおいて、 福祉事務所は鹿児島市における 匹

さきに社会福祉事業法が施行されて、社会福祉関係事項を調査審議するために、社会福祉審議会を中央・地 社会福祉事業を総合的 一元的に推進できる機関に発展し、 名実ともに備わったということができる。



(玉里町)

一十九年に発足した。

方ともに置くことを規定された。

鹿児島市社会福祉審議会も、

昭和

里園 少年あいごセンター・公益質舗などであった。 昭和時代後期の鹿児島市における主要な社会福祉事業施設は、玉 厚生寮・ 授産所・ 保育所・乳児院・産院 鹿児島市立玉里園 母子寮・ 児童館

屋保護寮昭和三十二の職員三人月刊)所載条例第三八号た 鹿児島市公報(昭和二十六年 地に開設され、 年七月三十一日設置条例を公布し、 鹿児島市養老院の後身である。 「生活保護法により保護を要する老齢者を収容」し 0 その後、 八月鹿児島市玉里町三三八二番 鹿児島市養老院は、 昭和三十三年二月一日塩 昭和二十六

六名も養老院の建物に移転し、 日に開所されて、 従来の養老院を玉里園養老施設 両者を統一した 昭和三十三年鹿児 (定員五〇名) 0 ついで、 七月開設昭和十一年 鹿児島市立 保護寮を玉里園救護施設 玉里園が 昭 和

移し、さらに六月二十八日薬師保護寮

の職員三名

収容者四三名を養老院の

達物に

の職員二名・収

容者

三十四年四月一

(定員六○名) にそれぞれ変更した 昭和三十四年鹿児島。 さらに、玉里園養老施設は、 昭和三十八年八月一

日玉里園養護老人ホームに改称した 鹿児島市市政概要 生活保護法による救護施設が建坪二〇一坪・定員六〇名、 0 鹿児島市立玉里園は、 老人福祉法による養護老人ホ 昭和三十九年現在 ームが建坪 の

三四五坪・定員一一〇名の規模に発展した ��。生活保護法による宿所提供施設は、 鹿児島市厚生寮二寮と

昭和三十九年刊 ・鹿児島市市政概要 地 鹿児島県伊敷寮との三寮が鹿児島市に現存する。 和厚生寮が建坪二三八坪・定員五〇世帯、たいら厚生寮が建坪一六六坪・定員三〇世帯の規模である ・たいら厚生寮 (下伊敷町二四五○番地)で、ともに昭和三十一年四月一日に開設したものである。親 鹿児島県伊敷寮は昭和二十一年十月に、 鹿児島市厚生寮二寮は、 現在の下伊敷町六六六番地にあった旧兵舎の 親和厚生寮 (武町四八六の二番 市 た 例 島

年七月三十日に郡元町二六九九番地に開設され、昭和三十九年三月現在の規模が、 四二〇名の規模である。鹿児島市授産所は社会福祉事業法に基づく授産施設である。 建坪五五坪・職員数六名 その沿革は昭和二十三

部を外地引揚者の宿所に充てたことに端を発し、その後、

生活保護法による宿所提供施設に展開し、

定員

授産生一六名であって、 授産の内容は洋裁である 市政概要、昭和三十九年刊鹿児島市条例・鹿児島市

は、 児施設・盲ろうあ児施設・虚弱児施設・肢体不自由児施設などが現存する。 児童福祉法による児童福祉施設は、 満一八歳未満の者を称し、これを暦年齢によって三段階に区分し、満一歳に満たない者を乳児といい、 鹿児島市に助産施設・乳児院・母子寮・ 児童福祉法の対象である児童 保育所·養護施設 精神薄弱

満 の者を少年と称している 一○番一七号)に鹿児島市立病院と同じ場所に開設されたもので、主として「保健上必要があるにもかかわ 歳から小学校就学の始期に達するまでの者を幼児と呼び、小学校就学の始期から満一八歳に達するまで 法第四条。 鹿児島市立産院は昭和二十七年八月樋之口町二八番地 (現在、 加治屋

六一五

第 章

社

会 福 祉

六一六

らず、 員二○名の規模である昭和二十八年四月刊)所載条例第二一号 経済的理由により入院助産できない妊産婦を入院させて、 助産を受けさせる」施設で、 鹿児島市立乳児院は昭 和二十 産院の収容定

月樋之口町二八番地(現在、

加治屋町一

一○番地八号)に開設され、

七年

凣

所載条例第二十号
・現在の収容定員は二〇名である(昭和二十八年四月刊)、現在の収容定員は二〇名である。

○名である 発報告書・鹿児島市立。 務報告書・鹿児島市公報 昭和二十七年鹿児島市事

その他の乳児院は、私立鹿児島乳児院が昭和二十四年

八月下荒田

町

設当時は収容定員二五名の規模であったが



を母子寮に入所させて保護しなければならない」施設である。 はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童 は児童福祉法第二十三条の規定によって、 八六番地に設立され、また、 月栄町一 福祉に欠けるところがあると認めるときは、その保護者及び児童 番地に鹿児島市中央乳児院を開設した 鹿児島市社会事業協会が昭和三十

「配偶者のない女子、

又

市鹿児島

母子:

寮

年

地に開 二番地に開設されたが、その後、 ち 所したもので、 自力更生に努めてい 収容定員一五世帯の規模で、 る 書·鹿児島市立母子寮条例昭和二十八年鹿児島市事務報告。 昭和三十九年郡元町に移転した 現存する。 寮長・寮母の指導のもとに、 鹿児島市立母子寮は、 鹿児島県立菊花寮は、 市鹿 調児 書島 昭和二十八年四月清水町 0 鹿児島市社会事業協会は、 入所者が共同生活の 昭 和二十三年 月武 )秩序を 四六番 昭

る母子寮が鹿児島市には県立一

寮・市立一

寮・私立三寮の合計五

寮 カュ

カュ

保

現在 され、 所は 開設された。西本願寺鹿児島別院伊敷同朋保育園が昭和二十三年四月伊敷町に、同めぐみ保育園が同月宇宿 母数三八名・園児収容総定員四六○名であった 昭和三十九年刊 園をそれぞれ開設した十九年刊)・鹿児島市調書のをそれぞれ開設した。鹿児島市市政概要(昭和三。 は、 和二十三年十月四日母子福祉寮を栄町一番地旧煙草専 所の季節保育所を伊敷地区一二か所・東桜島八か所に各二十一 新川保育園、 番地に郡元保育園、 保育所は、 内に現存する保育所は、 番地に二葉園を開設するなど、 市社会事業協会武保育園が昭和二十四年三月武町に、 てきた 保育に欠けるその他の児童」とを保育の対象としている 昭和二十三年一月千草母子寮が坂元町四三二番地に設置されたことも注目される 「保護者の労働又は疾病等の事由により、 伊敷寮居住者の幼児を保育している施設である 四か所であった。 上同。 昭和二十三年九月塩屋町埋立地に設立した新屋敷保育園を初め、 鹿児島県立保育所一か所は、 昭和三十六年四月原良町一四〇五番地に原良保育園、 昭和二十六年八月春日町六六番地に春日保育園、 鹿児島県立一か所・鹿児島市立六か所・私立一四か所、計二〇か所である。鹿児島市立 すなわち、 母子の福祉増進を図った会事業協会二十五周年史展児島市調書・鹿児島市社 鹿児島県社会福祉事業団同朋保育所が昭和二十三年五月栄町に、 鹿児島県伊敷寮附設保育所 敷町六六六 その監護すべき乳児・幼児」と 鹿児島市立保育園六園の規模は、 同鴨池保育園が昭和二十七年五月上荒田町にそれぞれ 市調児書 に設置し、 第二十四条 。鹿児島市内の私立保育所は、 日間開設し、 昭和三十九年四月東桜島町に東桜島保育 ついで昭 その他、 昭和三十年八月郡元町二四二一 0 昭和二十五年九月郡元町二六九九 昭和四十二年三月現在鹿児島市 和二十五年五月新屋敷町二〇二 臨時保母四○名で保育を実施 鹿児島市は、 が昭和二十二年四月に創設 「日日保護者 0 さらに私立 昭和三十九年には総保 市調児書 春秋二季に二〇か 昭和三十九 の委託を受け の 次に保育 母子 鹿児島 番地に 寮

第一章

社

会

福

町に開設され、大覚寺保育園が昭和二十三年五月草牟田町に、ルンビニー保育園が同月上荒田町に、

育園が同年十月伊敷町に、二葉園が昭和二十五年五月新屋敷町に、

帰厚会白梅保育園が昭和二十六年二月南

飯山保



移に応じて、

婦人労働力を必要とする傾向が高まってきて、

しだい

市調 書。 九年一〇七〇名であった 二十八年二月吉野町に、 林寺町に、 広木保育園が昭和三十四年六月田上町にそれぞれ設立された 鹿児島市内の私立保育園十四か所の収容定員は、 久遠保育園が同年十月下荒田町に、 城ガ丘保育園が昭和三十三年四月川上町 昭和三十九年刊鹿児島市市政概要 0 保育所は経済界の推 錦ガ丘保育園が昭 昭和三十

三月現在、 する施設」である 境上養護を要する児童を入所させて、これを養護することを目的と にその充実を要請されている実情である。つぎに、 乳児を除いて、 鹿児島市内に五か所存在する。 保護者のない児童、 第四十一条 。この種の養護施設は昭和四十二年 虐待されている児童、 それらのうち、 「養護施設は、 鹿児島県 その他環

仁風 祉事業団が経営する養護施設二か所の外に、私立の養護施設が三か所存在する。すなわち、三州原学園が 設として発展してきた。 「寮は昭和」 一十年十月郡元町に開設され、 若葉寮は昭和二十六年二月下伊敷町に設立された養護施設である。 初め戦災孤児を養護する施設として発足したが、本来の養護施 鹿児島県社会福

社会福祉事業団が経営する養護施設は二か所である。

すなわち、

町にそれぞれ開設され鹿児島、 昭和二十三年六月下田町に、友愛寮が昭和二十六年十二月田上町唐湊に、桜島学園が昭和三十一年四月野尻 主として保護者のない児童を収容して、その養護に当たっている。

児施設は、

ある 第四十二条 - 鹿児島市内にある精神薄弱児施設は、昭和三十三ある 児童福祉法。鹿児島市内にある精神薄弱児施設は、昭和三十三

に、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設」で

「精神薄弱の児童を入所させて、これを保護するととも



永吉町)

島市におけるこの種唯一の施設である市調書。盲ろうあ児施設は 年八月永吉町に設立された私立「落穂会あさひが丘学園」が、鹿児

落穂会あさ 児施設は、 は援助をすることを目的とする施設」である、児童福祉法。 を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な指導又 光園があり、 盲児施設は、昭和二十八年八月下伊敷町に設立された鹿児島県立三 「盲児(強度の弱視児を含む)又はろうあ児 鹿児島市内に鹿児島県立施設各一か所ある。 ろうあ児施設は、昭和二十五年三月草牟田町に開設さ (強度の難聴児を含む)

すなわち、 盲ろうあ

三条の二。この種の虚弱児施設は、法第四十。 書。肢体不自由児施設は、調。『ボメ゙ 「身体の虚弱な児童に適正な環境を与えて、その健康増進を図ることを目的とする施設」である 「上肢・下肢又は体幹の機能の障害のある児童を治療するとともに、独立自活」 私立の「たらちね寮」が昭和二十八年一月原良町に開設されている

れた同名の「鹿児島県立三光園」が存在する鹿児島。

虚弱児施設

は、

第 一章 社 会 福 祉

昭和三十六

母子

年四月下伊敷町に設立されている肢体不自由児施設である 市調書 かくに必要な知識技能を与えることを目的とする施設」である 児童福祉法第。 かくの如く、 鹿児島県立整肢園は、 助産施設 乳児院

二十二年十二月十二日に児童福祉法

六十四号 法律第百

が公布されて以後、 歴史的には、

昭和

また、地理的には、鹿児島県

このことは、

施設・肢体不自由児施設などの児童福祉施設は、

寮・保育所・養護施設・精神薄弱児施設・盲ろうあ児施設・虚弱児

しだいに開設整備されたものであり、

内において鹿児島市に集中しているのが実情である。



鹿児島市が鹿児島県における政治・文化学問・交通などの中心的位

置を占めている事実に基づくものである。 身体障害者福祉法は、初めて昭和二十四年十二月二十六日公布さ 昭和二十五年四月一日から施行された。この法律は、

害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行ない、

「身体障

て身体障害者の生活の安定に寄与する等、その福祉の増進を図るこ

者手帳の交付を受けたものをいうのである 暦年齢では一八歳以上の者であって 臓機能・呼吸器機能のうち、 とを目的」にしている 业业より本ささ<l>さささささささささささささ<l 童福祉法の対象一八歳未満者は児、 いずれかの障害者、 この法律に基づく「身体障害者更生援護施設. 业法第一条身体障害者福。 身体的には、 肢体不自由者で、 この法律の対象とする身体障 視覚・聴覚・平衡機能 県知事から身体障害 音声

機能

機能

心

害者は、

建築も進めた。

に基づいて、

は、 鹿児島婦人寮が昭和三十三年四月塩屋町七〇番地に設立された「婦人保護施設」である 売春防止法第三十六。 十八年八月下伊敷町三一番地に開設された盲人援護施設である 鹿児島 十四日公布され、 八年七月宇宿町一八五番地に設立された肢体不自由者更生施設であり、鹿児島県立盲人点字図書館が、 鹿児島市内に鹿児島県立の二施設が現存する。すなわち、 翌年四月一日から施行された。この法律に基づいて、 鹿児島県身体障害者更生指導所が、 「要保護女子を収容保護するため 売春防止法が昭和三十一年五月二 昭和二十 昭和三

昭和時代後期の鹿児島市は、生活保護法・児童福祉法・社会福祉法・身体障害者福祉法・売春防止法など

鹿児島県立・鹿児島市立および私立の各種の社会福祉施設四八施設が、

昭和四十二年三月現在

空前

住宅を建設して市民の住居の安定に努めてきたが、特に生活困窮者に対する社会的救済策として市営住宅の で整備されている鹿児島。このことは、 の盛観を実現したということもできる。本市はすでに大正十年草牟田町に市営住宅を建てて以来、年々市 鹿児島市制実施以来八〇年間の鹿児島市社会福祉事業史上、

的な活動が際立っておるが、昭和二十六年以後には、社会福祉関係法規に基づく社会福祉活動が、 が鹿児島市に対して八次にわたり空襲を加えてきたため、 った観を呈している。鹿児島市は、昭和二十年三月から八月上旬に至る約半年の間に、アメリカ合衆国空軍 昭和時代後期の鹿児島市の社会福祉活動は、昭和二十一年から昭和二十五年までの五年間には、 旧市内がほとんど焦土に化した。したがって、鹿 本流とな 戦後処理

児島市は昭和二十年以後、 戦時災害法に基づく遺族給与金・障害給与金・住宅給与金・家財給与金の財政的救護、 戦災者の救助活動に全力を尽くした。多数の戦災者・戦災孤児に対する継続的な

救護活動、

第

章 社

会 福 祉

限度の生活を維持することのできない者」を対象として衣食などの保護を行なうものである を最高として 島市事務報告書 大島 二年三六六七世帯を最高としている 島市事務報告書 こらに、太平洋戦争の海外各地に出征していた軍人 助・葬祭扶助などの救護活動も、 員軍人の鹿児島市帰還も続いた 巨 陥った。 済活動を推進した 仮宿泊所を新設し、また、鶴嶺高等女学校の元寄宿舎を改造して宿泊所に充当するなど、積極的に各種の救 員帰還した。復員軍人の鹿児島市へ帰還した人数は、昭和二十二年七一一名を最高として、前後数年間、 き揚げるという 惨 状が、昭和二十年秋から数年間続いた。鹿児島市へ外地から引き揚げた世帯は、 各地に発展活躍していた日本人は、海外における一切の利権も財産をも失ない、 れら送還される同胞に対する支援を惜しまなかった。鹿児島市は太平洋戦争戦没者遺家族および未復員者家 軍属は、すべて戦時体制から平時体制に復して、兵員召集も解除になり、 (衣類・食糧) ・沖縄は日本の本土から主権を切り離されて、アメリカ合衆国の占領統治を受けるという悲惨な境地に 戦勝国であるアメリカ合衆国が大島・沖繩に対する施政権を行使することになった。ここにおいて、 この結果、 の配給など、その主たるものであった 島市事務報告書 昭和二十一年鹿児。 もちろん、 島市事務報告書の昭和二十年八月十五日わが国が連合国に対して無条件降伏を受諾した昭和二十一年鹿児。昭和二十年八月十五日わが国が連合国に対して無条件降伏を受諾した 昭和二十一年鹿児島市から大島へ四三八一人、 積極的に救助活動を行なった。さらに、生活扶助・医療扶助・助産扶助・生業扶 同胞送還という不幸な事態が、昭和二十三年まで続いた。 。鹿児島市は昭和二十一年に外地引揚者宿舎施設として、 沖繩へ五九一人の同胞が送還されたの また、 幾多の辛酸を嘗めて、 生活扶助は「困窮のため最低 辛じて身をもって日本に引 わが国の敗戦によって海外 鹿児島市は、こ 第十二条 鹿児島駅前に 日本に復 昭和二十 復

鹿児島市の昭和二十一年から昭和三十五年までの一五年間の生活扶助実施状況を見るに、昭和二十一年の延

人員六四七名を最低とし、昭和三十三年延人員一一万一四一九名を最高としている。昭和二十一年・同三十三。

状況を見れば、 うものである 第十五条 - 昭和二十一年から昭和三十七年までの一七年間にわたる鹿児島市医療扶助実施 医療扶助は 「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者」を対象として、医療上の保護を行な 昭和二十一年延人員五三名を最少数とし、昭和三十五年延人員三万三一四九人 ○四人・入院

一四五人(を最多数としている 年鹿児島市事務報告書)(特に生活保護法が旧法に代わって新法の昭和二十五外一万八)を最多数としている 昭和二十一年・同三十五。 特に生活保護法が旧法に代わって新法の昭和二十五 年五月公布施行されてから以後、 鹿児島市において、生活扶助・医療扶助の受給者が、急増している 鹿児島市 出産上の

保護措置を実施するものである生活保護法。昭和二十一年以後昭和三十七年に至る一七年間の鹿児島市の出 上で、その他、 産扶助受給者は、昭和二十八年九八人を最高とし、同三十年九四人・同二十九年九一人が、ともに九○名以 出産扶助もまた「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者」を対象にして、 昭和二十六年六四名がこれについで多い実状である 昭和二十一年―同三十七。 生業扶助は

実施状況は、 にしている 第十七条 - 生業扶助はこれを就労助成と技能修得助成とに大別される。鹿児島市の生業扶助にしている 生活保護法 。 生業扶助はこれを就労助成と技能修得助成とに大別される。鹿児島市の生業扶助 よって、「その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込みのある」者をその保護対象 昭和二十一年公布の生活保護法 旧 の時代には、 昭和二十三年七九九人·昭和二十二年五四

「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者、又はそのおそれのある者」で、その生業扶助に

人を最高とするほど、受給者が減少している 昭和二十一年—昭和三十。 社 祉 教育扶助の制度は、昭和二十五年

第一 章

福

人という多数の受給者であったが、昭和二十五年公布の生活保護法

法新

による受給者は、

昭和三十七年二九

被災者の救助活動を実施してきた 第三編第五章参照 助される第十四条 学校給食などの範囲内で実施される 第十三条 二十一年以降昭和三十七年まで一七年間にわたる葬祭扶助実施状況は、昭和二十六年の二七三世帯・二七三 限度の生活を維持することのできない者」を保護の対象として実施している 状況は、 動である。 扶助・生業扶助・葬祭扶助の七種類の扶助活動は、 ○世帯・延六万一三七一人を最高とする実情である。七年鹿児島市事務報告書 維持することのできない者」を保護の対象にして、住居・補修その他住宅の維持に必要な範囲内において扶 三十三年以後、 育扶助実施状況を見るに、 の生活を維持することのできない者」を対象にして、義務教育に伴って必要な教科書・学用品・通学用 五月四日公布施行された生活保護法 人を最多数としている 七年鹿児島市事務報告書 日公布施行された生活保護法によって創設された制度である。住宅扶助は、 その自立を助長すること」である 生活保護 昭和二十六年には、 その目的は、 年々延四万余人に達している 鹿児島市の昭和二十五年十月以後昭和三十七年まで一二年三か月間の住宅扶助実施 「その困窮の程度に応じ、 昭和三十四年の延四万二一三八人(延一万九八六五世帯)を最高とし、 延五八四一世帯・延二万〇四三一人を最低とし、 法新 によって新設されたものである。 年鹿児島市事務報告書 住宅扶助制度も昭和二十五年五月四昭和二十五年―同三十七。 住宅扶助制度も昭和二十五年―同三十七。 。これらの生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・出産 。鹿児島市の昭和二十五年十月から昭和三十七年までの教 鹿児島市福祉事務所が継続的に実施している公的扶助活 必要な保護を行ない、 その他、 風水害・火災などの災害発生時には、 その最低限度の生活を保障すると 教育扶助は 0 「困窮のため最低限度の生活を 昭和三十四年の延一万六一八 第十八条 葬祭扶助は 「困窮のため最低限度 「困窮のため最低 鹿児島市の昭和 特に昭和 その

は、 広く社会福祉事業の能率的運営と組織的活動との促進に寄与している 鹿滉島市社会福祉 指導、社会福祉事業施設の連絡・育成、民生委員・児童委員・保護司等社会福祉奉仕者の連絡・育成など、 設立された。この協議会は、鹿児島市における社会福祉を目的とする事業の連絡・総合的企画・調査研究・ たが、同年十月一日に国の要請によって、その会名を恩賜財団同胞援護会鹿児島支部と改称した。この会 げてきた。すなわち、鹿児島市社会事業協会・鹿児島市銃後奉公会・恩賜財団戦災援護会・鹿児島市奉仕会 の諸団体は、昭和二十一年三月三十一日にこれらすべてを統合して、新たに鹿児島市厚生援護会を設立し 鹿児島市の実施してきた公的な社会福祉扶助活動に対する外郭団体の活動もまた、注目に値する成果を挙 協会二十五周年史 しかるに、昭和二十四年三月三十一日に恩賜財団同胞援護会の解散を命ぜられたた鹿児島市社会事業。 しかるに、昭和二十四年三月三十一日に恩賜財団同胞援護会の解散を命ぜられたた 外地引揚者・留守家族・失業者・一般生活困窮者などを対象として、広く同胞愛から援護活動を実施し 再び鹿児島市社会事業協会を設立した 上 。ついで昭和三十七年十月一日に鹿児島市社会福祉協議会が

生

会

社

第二章 衛

わが国の保健衛生行政は明治二十年代から次第に整備されるようになったが、昭和年代に入るまでは伝染 薬品、飲食物販売業者の許認可や取締まりなどが主たるものであり、業務の所管も警察に

病の防疫、

属し、取締まり行政として行なわれていたが、準戦時から戦時に入るにつれ、戦力培養の見地から国民の体位

十三年には厚生省が設置され、従来内務省衛生局の所管に属していた保健衛生行政がすべて厚生省に移管さ 向上や出生を奨励するため、その性格は次第に指導的なものに変わるとともに、昭和十二年には保健所法、翌

れるに及び、取締まり行政から指導行政への質的転換は決定的なものとなった(ただし府県の保健衛生業務

が警察部から内政部へ移管されたのは昭和十七年十一月であり、しかも食品衛生、急性伝染病予防などの業

務は戦後二十二年までは警察が握っていた)。かくてこの時代には体位向上の名のもとに壮丁や青少年の練

成がクローズ・アップされるが、それは次第に切迫する食糧不足下での耐乏と精神鍛練という色彩を濃化、

戦争末期の相次ぐ空襲と戦災のもとにほとんど有名無実のものとなり終わった。

に再整備がはかられ、 かくて敗戦を迎え、保健行政も混沌たる状態で推移していたが、占領軍当局からの強い要請もあり、次第 そのねらいも従来のそれから大きく転換、住民の福祉と健康な生活という本来の方向

むかうこととなり、特に公衆衛生、環境衛生などの面で画期的前進をみることとなった。

Ι

医療制度と医療機関

師 本県医療制度の近代化が緒についたのは明治十四年四月の医師・産婆取締規則の制定に始まる。これによ

医

衛生に関する事項の審議を目的とする医会(郡市単位)を組織することをねらったものであったが、 に歯科医師にもこの規則を準用した。 には医会規則も廃止、新医師法に基づいて医師会規則施行細則を公布、従来の医会を医師会と改めるととも 同年十二月新たに医師法施行細則および歯科医師法施行細則を制定、従来の取締規則を一切廃止し、 十九年五月医師法および歯科医師法の制定公布があり、内務省令でその施行細則も定められたので、 では制度の一層の整備をはかるため明治三十年四月医会規則を制定した。これは医師の業務その他一般公衆 って医師産婆試験その他の手続きが明確に規定され、有免許者以外は診療が許されないこととなったが、県 四十年 明治三 県では

産婆伽

看

護

内務省令で産婆規則、 四月からは試験制度が採用され、これと同時に市内に私立の産婆学校が創設された。更に明治三十二年には ち大正十年にいたり、県令で産婆規則施行細則が定められた。 他方、産婆に関しては、上記明治十四年四月の医師産婆取締規則で免許制となっていたが、明治二十九年 産婆試験規則の制定をみるにいたり、県の試験規則は自然消滅の状態となったが、

婦 あるいは各種養成機関の修業者に限り免許することとしたが、翌年内務省令で看護婦規則が公布されたので、 設置をみたので、上記養成事業は廃止され、大正三年九月には看護婦取締規則を制定、 成事業を始めた。その後明治四十年にいたり、県立鹿児島病院が再出発する際に、同病院に看護婦養成所の これに基づき同年十一月にはその施行細則を定め、前年の取締規則を廃止した。 の慎重を期するため、明治三十二年各町村から義務的に志望者を募集、これを私立衛生会に委嘱、 また看護婦は明治三十年頃まではほとんどそれをみなかったが、あいつぐ伝染病の流行に際し患者取扱い 県による試験合格者 看護婦養

第

保健

社 会

更に昭和十二年四月保健所法の制定に伴い、保健事業の第一線で活動すべき保健婦の養成も必要となり、

られたが、十七年四月からは社会事業協会が市内加治屋町県立一高女(現中央高校)内に高等女学校四年修 これに応ずるため本県では社会事業協会と県社会課の共催で昭和十五年十一月から社会保健婦の養成が始め



明治時代の薬種商 (ぼさど通り)

了者を対象に修業年限二か年の保健婦養成所を設立した。 さて前にも触れたごとく、戦時に入ると共に医療行政は次第に

れるにいたった。これは明治期に公布された医師法、 普及によって国民体力の強化をはかる目的で国民医療法が制定さ 「健民健兵」の育成という色彩を濃くし、昭和十七年には医療の 歯科医師法

て同年四月には特別法人日本医療団令が公布され、同医療団は国 制度の上で画期的な意義をもつものであった。この法律に基づい 規則を時局に即応するよう体系づけようとしたものであり、 およびこれに基づく諸法令、並びに保健婦、助産婦、 看護婦の各 医療

医療資材の欠乏も甚だしくなってきて、医療事業は全般的に停滞的となり、特に戦争末期にはあいつぐ空襲 に入ると共に医師をはじめ医療関係者の招集、 をはじめ、医療関係者の指導などにあたることとなったが、 徴用などがあいつぎ、人員不足となったのに加え、 医薬品 戦時

民体力の向上という国策遂行のため、

病院、

診療所、

産院の経営

によって多数の病院、診療所が焼失、この傾向に一層拍車をかけ、大量の被災者に対して満足な医療を施す

ことが到底不可能な状態となった。

からの返還が行なわれるや、これを国立病院および国立療養所として再発足せしめたほか、前記日本医療団 研修と国家試験制度を実施した。他方医療施設に関しては二十年末、旧陸軍病院および軍事保護院の連合軍 でしまったが、政府は昭和二十一年から医療関係者の質的向上をはかる目的で、医師および歯科医師の実地 かくて終戦直後の保健衛生は、社会的混乱・都市の荒廃・食糧不足なども手伝って極めて低水準に落ち込ん

の解散に伴う結核療養施設の移管分をも国立療養所に再編、医療機関の整備に努めた。

制度の県立大学医学部へ、三十三年五月国立へ移管後は鹿児島大学医学部として医師の養成にあたるととも れた。そして二十二年六月には従来の県立鹿児島医学専門学校も医科大学に昇格、二十七年二月には更に新 医療法、保健婦・助産婦・看護婦法および歯科衛生士法が制定され、現行医療制度の基礎がほぼととのえら また昭和二十三年には戦時中に制定をみた国民医療法が廃止され、新しく独立した医師法、 附属病院を通じて広く一般住民の診療に従事した。

成養護婦の養 衛生看護学院はややおくれて三十六年四月に移管、同時に鹿児島大学医学部附属保健婦学校と改称、今日に 看護学科、 健婦養成機関興健女子学院(二十一年四月に従来の県立保健婦養成所から改称された)と合併、 公衆衛生看護学院と改称した。そして県立大学医学部の国立移管と共に附属看護学校も国に移管され、公衆 の後三十二年四月には再び分離、看護婦関係が県立大学医学部附属となると共に保健婦関係は独立して県立 戦後看護婦の養成機関として 後者は公衆衛生看護学科として、それぞれ看護婦および保健婦の養成にあたることとなった。そ 昭和二十五年四月鹿児島県立看護学校の設立をみたが、二十七年四月に保 前者は臨床

健衛

会

85 120

119

至っている。

なお助産婦についても三十二年十月県立

歯科 医師

医 薬 行 政

鹿児島市における保健衛生関係施設及び関係者数の推移

医師

113

172

179

204

288

320

572

628

年九月には進学コースとなり、

国立鹿児島病院附属高

66

96

98

従

9

16

46

58

79

136

141

179

業

薬剤師 助産婦 保健婦 看護婦

42

184

144

338

184

101

180

161

る。

は二十二年九月から伊敷町の国立鹿児島病院内に二年

以上のほか当市所在の医療関係者養成機関として

ースの看護婦養成機関が設けられていたが、三十三

22

110

129

部附属助産婦学校となり、

助産婦養成にあたってい

も国立へ移管、三十三年五月からは鹿児島大学医学 大学医学部附属助産婦学校が設立されていたが、これ

200

813

1,150

者

数

第204表

年度 明治40年

大正 8 //

昭和 21

11 10 11

14 1/

2411

36 11

39 11

(注) 昭和25年

更に医薬についても昭和十六年以来医薬品および衛

生

一材料の

配給統制が行なわれていたが、

要医薬品の重点生産とその原材料確保、

配給業者の整 十八年には主

種別

施

19

58

78

• 鹿児島市政要覧

協ビル内に准看護学院を設立、

最近の看護婦需要の

増に応じている。

163

245

244

か、

180

134

(各年次)

養成機関としては社団法人鹿児島精神衛生協会が市 等看護学院として今日に至っている。また准看護婦の

内

永吉町に三十三年五月准看護婦養成所を設立したほ

三十九年四月には県医療法人協会が西千石町

Ò 急 矢

以降準看護婦を含む。

病院

設

診療所 助産所

数

第三編

社

県史」第五巻第十九章第四節四巻第二編第九章・「鹿児島 定をみ、戦時中の薬剤師会は解散され、新しく社団法人組織の薬剤師協会が設けられることとなった 政府は薬価基準を定めることとした。他方薬事制度の面でも二十三年七月旧薬事法に代わって新薬事法の制 復につれて統制も次第に緩和され、二十七年にはほぼ全面的に統制が解除されることとなり、それと同時に 不足を容易に解消せしめず、このため臨時物資調整法に基づいて統制が続けられたが、生産復興、経済の 料の欠乏は到底カバーできず、あいつぐ被災住民の治療も困難を極めた。戦後の物資不足はこうした医薬品 理統合を強力に推進するため薬事法が制定された。しかしこれによっても戦争の進展に伴う医薬品・衛生材

る。 、ような制度の変遷に伴って医療施設や医療関係者がいかに推移してきたかをみたのが第二〇四表であ

の来歴や変遷をたどってみよう。 さておわりにわれわれは診療機関として戦前から市民に親しまれてきた二・三の医療施設をとりあげ、

そ

の来歴や変遷をだとこてみよう

院部島病県 附学( 属医鹿児 病学児島

築資金の捻出にゆきづまり、遂に県に還付することとなり、このため県はこれを県立病院として再発足せし り二十六年にはこれを再びそのままの形で鹿児島市に貸与、市は四十年四月までその経営にあたったが、改 六月鹿児島医学校開設と同時に加治屋町(のち山下町に移転)同校附属病院として設置され、 月に開業したのが始まりであったが、明治二十一年三月に廃止のやむなきにいたり、同年六月その施設 切を五か年間の期限で個人高木友枝に貸与、私立鹿児島病院を開設させた。その後貸与期限の到来によ 県立鹿児島病院 (現鹿児島大学医学部附属病院) の歴史は明治十年代にさかのぼる。すなわち明治十三年 同十五年一 の

第二章 保健衛生

たり、

めるにいたった。かくて県では明治四十一年から大正二年までの五か年継続事業として建物全部の改築にあ



鹿児島大学医学部附属病院 (前県立病院)

として存続したが、二十七年四月の長田町大火で殆んど全焼、県

計画通り大正二年六月には看護婦寄宿舎を含めて全改築を終わった。この頃には引き継ぎ当時の外

歯 科 立鹿児島保養院と改称(のち昭和十八年十二月姶良町の現在地に た。 二十四年六月県立鹿児島大学医学部への改組によりその附属病院 た。その後二十二年七月県立医専の県立医科大学への昇格、 附属病院となり、本市はもちろん、県下の医療に大きな貢献をし たが、昭和十八年四月県立鹿児島医学専門学校開校とともに同校 移転)したことを除けば、逐年内容の整備充実がはかられていっ その後昭和六年十二月鴨池町にあった精神科分院が独立し県 内科、産婦人科、 精神病の各科も加えて当時県下の大総合病院として活動し 眼科の四診療科のほかに耳鼻咽喉、 小児、 更に

を再建した。更に三十三年五月県大医学部の国立への移管が成ると共に国立鹿児島大学医学部附属病院と 名実共に県下医療および医療関係者養成 はその復旧に努め三十年三月には鉄筋四階の近代的一大総合病院 (医師、 看護婦、 保健婦、 助産婦など)の中心機関として研

究および治療上幾多の貢献をなしつつある。

市 <u>.</u> 病

院 上記のごとく市立病院の前史も明治にさかのぼる。すなわち市は明治二十六年九月県から私立鹿児島病院

定 の施設一 同時に看護婦の養成を手がけると共に、 切の無料貸与をうけ、 これを市立病院として発足させたが、 内科を増築、翌年には産院、 同三十二年には看護婦養成規 眼科病室などを新築し充実に努め 別を制



(加治屋町)

般の診療に応じ

業協会が経営していた南林寺の実費診療所を買収、

同年四月市立

の病院は長い間設けられなかったが、昭和十五年鹿児島市社会事 四十年四月遂に県へ還付するの止むなきにいたった。その後市立 た。しかし三十八年には病院本館の改築費の捻出にゆきづまり、

は同方面に使用されることになり、 総合病院の建設を計画したが、 は旧市尋校跡を病院の敷地に定め、 時市庁舎内の一部に市立病院仮診療所を設けて一般患者の診療にあたった。 年末に至って本市は中南支の復員引揚者の上陸地に指定されたために、 市立病院の建設はしばらく延期された昭和二十年鹿児 連絡委員軍政官の内諾を得て、 鹿児島市立病院 院分院の一 の空襲で再び同病院は類焼した。そこで、災害を免がれた尾畔病 足したが六月十七日の空襲で同病院は焼失した。市では直ちに上 切れず、昭和二十年四月十一日より鹿児島市立病院と改称して発 毎年患者数も増加し、 診療所を開設した。 竜尾町旧野元病院跡を借り受けて診療を続けたが、七月三十一 部に仮病院を開いて、一般および伝染病の診療にあた 同診療所は、 診療所の形態では到底一 郡元旧航空隊の建物を譲り受けて、 市民の信頼が深まるにつれて、

終戦後は一

この間、

病院 一大

建物

第 章 保 健 衛 生

後逐年充実され診療科目も病床数もいずれも増加、内容も著しく改善をみたが、三十四年からは更に厚生年 その後、 加治屋町の現在地に移築再建されることになり(この頃は治療棟一、病棟一にすぎなかった)以

金の還元融資をうけ、三十七年までに第二期工事を終え病棟の一部改築を行ない地下一階地上四階の病棟を

建設、近代的総合病院の設備を整え広く市民の診療にあたってい



城西病院 (尾畔病院)

る。 合病院となり、市民の利用も極めて盛んで、再発足当時入院外来 射線科、臨床検査科など九診療科から成り、医員二二、看護婦 (準看を含む)一三四、病床三六○(うち結核一○○)の一大総 現 在 (昭和四十一年十月)同病院は内科、 外科、 小児科、放

ようにコレラ、天然痘、赤痢などの急性伝染病の流行が繰返され のほか、これという伝染病予防組織もないまま、ほとんど毎年の は約三倍の三一万人に達している。 合計一一万五〇〇〇人程度であった利用者も年々増大し四十年に 明治三十年頃まで予防衛生に関しては衛生組合などの住民組織

当市ではこれに先立ち二十六年に天保山に避病舎を設立していたが、のち明治四十二年西田村尾畔に新たに 伝染病専門の市立病院を設立することとなり、明治四十三年五月に完成をみた。これが現城西病院の前身尾 は二十八年に伝染病予防消毒取締規則を制定すると共に、 市町村に対して常設の避病舎設置を義務づけた。

ていたが、特に明治二十七・八年の流行は激しく、このため県で

(尾畔病院)城 西 病 院

体制 畔病院である。 の充実がはかられ、 0 層の整備がはかられるなど、 その後終戦時の伝染病流行を契機に伝染病予防法の改正が行なわれ、 更に三十九年四月には病舎の全面的改築が行なわれ、 予防衛生面では著しい進展がみられたが、 昔日の面影を一新すると共に、 これに伴 昭和二十四年には防 い尾畔病院 も内



太赤十字社鹿児島支部診療所(郡元町)

とにあたっている。

称も城西病院と改められ、

もっぱら法定伝染病患者の隔離と診療

名

容疫

日赤鹿児島支部に改められ、太平洋戦争末期の被災時まで続い月県庁構内に日赤医院部として創設されたが、同二十九年七月、日赤鹿児島支部診療所および日赤錦江病院は、明治二十五年九

時中断、 る。 が、 た。 た。その後三十三年四月日赤療養所錦江病院が独立会計となった 象に発足、 被災後 なお診療所は昭和十二年十一 昭和二十三年初め鴨池町の 二十四年八月鴨池の日赤支部構内に現在の姿で新設され 戦争末期の空襲時まで続けられたが被災し、 時 武町のガスビル内に仮事務所を設け事務を続けた 現在地に移転し今日にいたって 月樋之口町に外来患者のみを対 診療を一

医員六、 看護婦一〇、 ベッドも備え、 広く一般市民の診療にあたっている。

り、際

その

附属診療所として名称を日赤錦江診療所と改めた。

現在内科、

外科、

産婦

人科の三診療科から成

また赤十字錦江病院 (結核療養所) の前身は大正五年十一月済生会によって中郡に設立された海浜病院で

第二章 保健衛生

中から戦争直後にかけては医療不足のなかで診療に大きく貢献した。以上のほか日赤鹿児島支部では最近の 市側と再三交渉を重ねたが、十四年五月現在の谷山へ移転、これと同時に名称も日赤錦江療院と改め、 ある。大正十年十二月日赤はこれを買収、名称は存置して経営にあたったが、昭和十二年移転問題が発生、 社 六三六 戦時

済生会病院

血液センターを設置し、清浄新鮮な血液の供給に寄与している。

血液需要増大に応ずるため血液銀行内で検血を行なっていたが、昭和四十二年三月、日赤支部構内に新たに

買収された)、その後、 び実施、戦時中も人員資材不足の中でこの体制を維持していたが、二十年六月十七日の空襲の際建物を全焼 和八年建物の改築にかかり、十年十二月に完成、ベッド数も増加、以後農村僻地に対する巡回診療をたびた に内科、外科、小児科、皮膚泌尿器科の四科ならびにベッド四の診療所を創設、診療を開始した。その後昭 時同胞援護会母子寮の一部に仮診療所を設けて内科、外科の診療に従事した。 恩賜財団済生会は前記のごとく大正五年既に市内中郡に結核療養施設海浜院を設立していたが(後日赤に 昭和恐慌の吹きあれる昭和五年十二月、生活困窮者の無料診療を目的に市内南林寺町

菊花寮内に武町診療所を開設、外来患者の診療を始めた。二十三年二月には南林寺診療所に従来開設されて ベッド一五の規模で発足、インフレと物資不足下の市民の診療にあたった。なおこれとほぼ同じ頃市内武町 として再出発することになり、昭和二十二年十二月南林寺町の旧位置に診療所を再建、医師一、看護婦三、 に大きな変更を加えざるを得ないこととなり、一時はその存続も危ぶまれたが、新しく純民間の社会事業団 戦後GHQの「公的扶助に関する覚書」に基づき、従来国の補助のもとに運営されていた済生会も組織上

いた内科など三科のほかに新しく呼吸器科、産婦人科の二科を加え拡充がはかられると共に、名称も済生会

鹿児島病院に改められ、主として低所得層の診療にあたることとなった。その後三十六年には福祉事業団か

らの融資をうけ建物の改築を行ない、ベッドも五○に増大、今日にいたっている。

病院 国立鹿児島 科 の住民の利用するところとなっている。なお現在の診療科目は内科、小児科、外科、整形外科、皮膚泌尿器 医師その他専門技術者一○数名、看護婦約五○、ベッド二七○近くをもつ総合病院となり、広く市民や郡部 が、三十八年四月再び国立鹿児島病院に復し、四十一年には陸軍病院当時からの建物の一部も鉄筋に改築 床も超満員の状態であった。その後二十八年から約一○か年にわたり、国立療養所鹿児島病院となっていた 時の医療不足下、戦災を免れた当病院は、全能力をあげて入院患者や外来患者の診療にあたり、さしもの病 病院と改称)であるが、昭和二十年十二月厚生省へ移管され、それと同時に国立鹿児島病院として出発、当 国立鹿児島病院は、明治三十四年四月に設立された鹿児島陸軍衛戌病院(昭和十一年十一月に鹿児島陸軍 産婦人科、 眼科、放射線科など一○科である 史第四巻。

#### Π 保 健 予 防 衛 生

伝染病予防 が互選され運営に当たった。その後明治三十年、四十二年などの改正を経て組合の区域は拡大され市町村を 生組合規則」によって組織化された。当時市部では三○~五○戸、村で二○~四○戸単位で正副会長各一名 止されると共に、明治二十年代半ば頃から衛生組合の結成が勧奨された。これは明治二十八年四月の県令「衛 会が設けられ、伝染病および家畜伝染病の予防や種痘表の提出などの任にあたったが、その後この組織は廃 伝染病予防 明治十二年十二月の内務省達に基づき当地域においても衛生行政の補助機関として衛生委員

第 章 保 健 衛 生

制団体と共に解散を命ぜられた。従って後述の衛生自治団体の組織とは全く別個のものである鹿児島県)。 もに各地で講習会を開いたり、防疫、清掃などの各種活動を続けていたが、終戦時占領軍指令により各種の統 単位にするとともに組合連合会の設立を見るにいたった。 ことや、更に伝染病流行時の患家の交通遮断など必要な予防策をとる任務をもっていたが、こうした市民組 これは井戸・下水・芥溜・厠などの改善、 飲料水の適否調査、 (以来この組織は終戦に至るまで、衛生談話会とと 種痘の普及その他衛生思想の発達に努める



郡 保山に伝染病避病舎を設置していたが、このような避病舎の設置を明治三十年の画期的な伝染病予防法の制定など、防疫体制の整 や明治三十年の画期的な伝染病予防法の制定など、防疫体制の整 や明治三十年の画期的な伝染病予防法の制定など、なんらかの伝染病に悩まさ ないに伝染病避病舎を設置していたが、このような避病舎の設置を市や村に 大田に伝染病避病舎を設置していたが、このような避病舎の設置を や明治三十年の画期的な伝染病予防法の制定など、防疫体制の整 や明治三十年の画期的な伝染病予防法の制定など、防疫体制の整 で明治三十年の画期的な伝染病予防法の制定など、防疫体制の整 で明治三十年の画期的な伝染病予防法の制定など、防疫体制の整 で明治三十年の画期的な伝染病予防法の制定など、防疫体制の整 で明治三十年の画期的な伝染病予防法の制定など、防疫体制の整 で明治三十年の画期的な伝染病予防法の制定など、防疫体制の整 で明治三十年の画期的な伝染病予防法の制定など、防疫体制の整 で明治三十年の画期的な伝染病予防法の制定など、防疫体制の整 で明治三十年の画期的な伝染病予防法の制定など、防疫体制の整 で明治三十年の画期的な伝染病予防法の制定など、防疫体制の整 で明治三十年頃にいたるまではコレ

備が進められるにつれ、この頃を境として急性伝染病の流行は次



届出伝染病の種類も拡張され、昭和二十三年六月には予防接種法 乱 正七年のスペイン風邪、同十五年の天然痘流行を除けば、 れ、これと同時に伝染病院の整備も進められ、本市では尾畔病院 の制定をみた。また二十四年五月には防疫監吏、防疫技師が置か コレラの流行をみ、翌年には日本脳炎も蔓延し始めた。かくて に太平洋戦争末期から終戦直後にかけて医療不足、戦災による混 が散発することはあったが、蔓延することはなく過ぎた。 六分の一と著しい減少を示した。その後大正・昭和にかけては大 患者数は日清戦争前一○年間のそれの約五分の一、死亡者数は約 食糧不足、外地引揚げなど種々の悪条件が重なってチブス、 伝染病 しかる

第に下火となるにいたった。かくて本県でも明治末期一○年間

の

の整備がはかられた。

慢性伝染病 トラホーム が喚起されるようになったのは、明治の末頃からである。トラホームに関し、市では大正八年の県令八五 治療所を開設したが、受診患者の数は相当多数にのぼり、このため市ではその後南林寺町にも出張所を開設 前の予備検査の実施などもあって、大正十四年七月市医左近充尚彦氏を迎え、先ず本庁舎内に公設 号、同じく十年の「公設トラホーム治療所規程」、当時の不況下の社会政策的要求、更には壮丁の徴兵検査 また結核、トラホームなどの慢性伝染病に対しては世人の関心が比較的うすく、これら諸病に対する注意 (無料)

第二章 保 健 衛 生

核

した。その他いわゆる「川外」と称される地域に対しても臨時巡回公設治療所を設けるなど、トラホームの 出張所は鹿児島市社会事業協会が経営していたのを市が買収したものと思われる。一般市民の利用に便

診断並びに治療には少なからぬ貢献をしたのである(この診療体系は太平洋戦争時まで継続されたようであ

る) 七・十五、鹿児島市事務報告昭和十一年る) 県史四巻、同五巻、鹿児島市公報大正一四・。

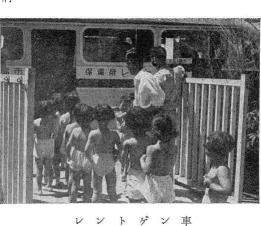
出制 するものが相当みられ、これが重要な感染源となっていることが明らかにされるにつれて住民の関心も著し な労働供給県であった本県では県外就職者も多く、これら就職者の中で結核におかされて帰郷し、自宅療養 布されたが、患者はやはり漸増傾向を続けた。この間大正五年には済生会の結核療養所海浜院が郡元町にで けた。その後大正八年三月結核予防法が公布され、県でも翌九年六月結核予防法施行細則を定め、医師の届 関する取締規則を公布すると共に県民の注意喚起に努めたが、予期の効果は挙がらず、患者は年々漸増を続 く高まった。かくて昭和四年には結核予防専任の衛生技師が置かれることとなった。 明治三十七年内務省令で肺結核予防に関する規定が制定され、県ではこれに基づき同年六月肺結核予防に のち日赤療養所となるなど、結核に対する住民の関心も次第に高まってはきたが、当時からすでに著名 接客従業者の健康診断、保菌者の接客業への就業禁止、これら被就業禁止者への生活補給規則など公

ては昭和十七年四月日本医療団の発足によって一応の体制確立はみたものの、その後の戦局の進展による医 されるとともに、これら年令層に対する結核や性病予防に重点が指向されるにいたったが、結核予防につい 健行政も上述のごとく次第に「健民健兵」対策的傾向を濃くし、男子壮丁や青少年の体力検査や練成が強化 さて昭和六年には満州事変がぼっ発、わが国は漸次戦時体制を強化していくこととなるが、これに伴い保 医薬不足などのため実際の事業はそれ程の進展をみないまま遂に終戦を迎えることとなった。

病

が、

中心に定期検診、患者登録、感染防止、患者および家族指導などが行なわれ、保健所配属の保健婦は予防の 月には大正以来の結核予防法も全面的に改正、予防体制の確立をみるにいたったが、対策としては保健所を 後軍病院、 日本医療団経営の病院が厚生省に移管され、予防事業は次第に軌道に乗り、昭和二十六年三



している。また医療費についても公費負担制度がとり入れられる第一線に立ち、家庭訪問による指導、集団検診、相談などに活躍

療法剤も出回るなど、治療上画期的な前進が示され、死亡率は顕ついては昭和十八年BCGが完成、戦後には治療効果の高い化学など、予防体制は戦前に比べて格段の前進を示した。他方治療に

職場に対する結核の集団検診に活躍しているほか、三十六年には十年にレントゲン車がそれぞれ一台配置され、一般市民や学校・著な低下をみた。なお以上に加えて市保健所には三十年および四

策はいよいよ前進を示しつつある。結核患者の療養所への命令入所制も採用されるなど、結核予防対

年五月市内向江町に駆黴院を設立 これと同時に一般住民を対象とする診療所に性格をかえ 健所のあゆみ」 戦後も存続していたが (明治四十四年県立洲崎病院と改称され、 さらに城南病院と改称された 次に性病予防については貸座敷営業許可に伴って県は明治二十

第二章 保健衛生

売春禁止法の施行と共に昭和三十四年三月に廃止)したが、その後明治四十二年三月にはトラホームおよび

め、これを通して性病の治療や感染源の指導取締まりが行なわれた「年鹿児島市事務報告書 花柳病予防規定を定め、特に壮丁の徴兵検査前予備検査なども行ない、その伝染防止をはかった。更に同四 れることとなり、時あたかも国民体力法のもとで特に青少年の体力検査などが実施されていた頃であったた のち昭和二年四月花柳病予防法の制定公布をみるや同四年三月その施行細則を規定、これが実施をはかっ 十四年からは芸妓酌婦に保健組合ないし健康診断規定を設けさせ、毎月健康診断を実施させることとしたが、 しかるに十四年六月にはこの花柳病予防法も改正され、接客業従業者以外も性病診療所で治療がうけら

島料理組合、鹿児島料理同業組合、中券番、南券番の四組合に所属する女中、仲居、芸妓の診療にあたると共に花柳病 兼寛の両氏に委嘱、代用花柳病診療所を発足させたが、後七年八月には更に宮内実、天辰日新の両氏をも加えて、鹿児 (注)特に本市では、本文中の「花柳病予防法施行細則」に基づき、昭和四年二月先ず市内の開業医安田清三及び小幡

の予防に資した。

時の社会事情や当局側の人員不足のため思うにまかせず、性病患者は増加の一途をたどった。かくて二十三 年九月には画期的な性病予防法が制定公布されるにいたり、従来の花柳病予防法および同特例法は廃止され う名の私娼を多数発生せしめ、性病は急速に蔓延し始めた。かかる事態に対し占領軍は昭和二十年「花柳病 制を導入するほか、業態者に対する取締まりの強化をはかったが、モグリ売春、街娼の取り締まりなどは当 対策に関する覚書」を発し、政府はこれに基づき花柳病予防法特例を制定、花柳病の届出義務制や強制治療 戦後に入り、終戦直後の社会混乱に加うるに生活の窮乏化は、従来公認の公娼のほか、いわゆる街娼とい

ることとなった。

上の届出数に止まり、治療薬の出回りと自家療法などの点を考慮すると、実態はこれをはるかに上回るもの は以上の届出制のほか、保健所を通ずる母性保護事業の一環として妊婦の血液検査、結婚前の無料血液検査 と予想され、特に三十五年以後は全国的にも増加の傾向にあり注目されている。 十年の二五五六人から法施行の翌年三十四年には一挙に一四六人まで減ずるにいたった。しかしこれは形式 ようになった。そしてこの頃を転機に性病の届出数は激減、本市においても昭和二十二年の二四七一人、三 どを通じて性病の蔓延はなお続いた。そして三十三年四月の売春禁止法の全面的施行により、 した公娼制度は遂に廃止されると共に、私娼その他の売春行為に対しても厳しい監視取締まりが行なわれる 以上のような経過をたどって性病予防対策は次第に整備されてはきたものの、売春行為の潜在分散化な なお実際の予防対策として 明治以来存続

母 子 衛生 など早期発見による早期治療の指導などが行なわれている。 保健 母子衛生については初期、主として民間の慈善事業として行なわれ、市としては明治三十年代の市

婦育児用必需物資の配給も実施されたが、これら諸施策はどちらかといえば、戦力増強をねらった人口政策 規定の制定、 事業法も制定され、 出すのは、やはり昭和十二年三月の母子保護法の制定をまたねばならなかった。そして十三年三月には社会 嘱されたことがあったほかは、これという対策も打たれないままに過ぎた。従って母子衛生が本格的に動き 期になって、大正十三年五月妊産婦救済事業の一環として、巡回産婆や妊産婦相談のため三〇名の産婆が委 立病院経営の際、産院を附設することなどが行なわれ、次いで大正期に入り第一次大戦後の社会運動の高揚 妊産婦の届出、保健所、医師、 、銃後の守りとしての母体保護と出生奨励が目ざされ、乳幼児の体力検査や妊産婦手帳 助産婦、保健婦などによる診療と指導、分娩介助をはじめ妊産

的色彩の強いものであった。しかし戦後引き揚げ・復員による人口の一時的急増や、ベビー・ブームは折から 六四四

の食糧不足と相俟ち、いわゆる古典的人口食糧問題を惹起せしめ、戦時中の「生めよふやせよ」政策は一転

談所 優生保護相 健所を主体に優生保護相談所が設けられるにいたったが、政府は二十六年以後受胎調節の普及に一層の努力 護法の制定をみるにいたった。このうち後者については二十七年の改正で受胎調節実地指導員を制度化、保 し、人口調節、 児童保護という性格に変わり、二十二年十二月には児童福祉法、翌二十三年七月には優生保

じたもののそれは計画出産によるというより、むしろ人工妊娠中絶に基づいているのが現状である。 への普及をはかったが、未だ十分徹底しているとはいえず、ベビー・ブームの過ぎたあと出生率は急速に減

を行なうため、市町村や各種民間団体の協力のもと、これが具体的指導に乗り出した。かくて三十二年から

は家族計画普及のための大衆運動を推進、県の認定講習を終えた受胎調節実地指導員が中心となって、一般

の影を希薄ならしめ、母子衛生を本来の姿にもどしつつあるようにみえる。かくて現段階においては保健所 しかし経済の高度成長、それに基づく所得の実質的改善、食糧問題の解決は、最近にいたり人口食糧問題

慮すると、母体衛生についても労働衛生面からする接近や児童の保育、安全な遊び場の問題など同時に考え が中心となり、 指導や新生児に対する集団検診などが行なわれているが、女子の職場進出が著しく増大しつつある現状を考 母親学級の開設、 妊産婦指導面では妊娠の早期届出、 妊娠中毒症者の家庭訪問指導などが、乳幼児保健の面では保健婦、 母子健康手帳の活用による保健指導、 助産婦による家庭訪問 妊産婦健康診断、

精 神衛生 また精神衛生については明治三十三年八月精神病者看護法が制定され、大正年代に入り県立病院内に精神

ねばならぬ段階にあるともいえよう。

複雑化や変化の加速化につれて、こうした精神障害者の異常行動の及ぼす影響も重大化する傾向にあるの るなど、対策の拡充強化がはかられ今日に至っている。具体的には保健所を中心に精神障害者の発生・再発 となった。これによって対策は飛躍的に進んだが、更に二十九年には覚醒剤、 先進的精神衛生学の導入や公衆衛生重視の立場から昭和二十五年五月画期的な精神衛生法の制定をみること 病科が設けられるなどのことがあったが(この精神病科分院は昭和六年独立して県立保養院となった)、そ で、この面での対策はますます緊要度を加えるであろう。 防止、早期発見・早期治療、 およびその疑のあるものにも精神衛生法の保護規定が準用され、四十年の改正では保健所の担当業務とされ れ以上には余り進まず、軽症患者は放置、 在宅患者の訪問指導のほか強制入院などの手が打たれているが、 重症者は自宅監禁という状態を続けた。しかし戦後になり欧米の 麻薬、 阿片による慢性中毒者 社会生活の

成 人 病 更に最近世人の注目を浴びるにいたった成人病、特に中枢神経系血管損傷(いわゆる脳溢血)、 悪性新生

るが、本県でもこの週間中の行事として県医師会、鹿大医学部、県対ガン協会などの協力のもとに講演会、

和三十三年以後全国的に成人病予防週間を設定、成人病に対する知識の普及、予防思想の啓蒙をはかってい

(癌)などは今日死亡率では第一位を占め、かっての結核の位置にとって代わった。かくて厚生省では昭

的活動としては保健所、 集団検診などを実施しているほか、三十八年末には成人病検診車を購入、巡回集団検診に踏み切った。日常 専門医などによる早期発見や相談、 保健婦などによる予防指導が行なわれている。

衛 生. 規則および売肉規則が制定され、それまでほとんど放任状態のまま群小の業者が乱立、衛生上問題の多かっ 公衆衛生 飲食物中最初に取締まりの対象になったのは獣肉であった。すなわち、明治十一年二月獣屠場

公衆

六匹五

第

保

健

衛生

屠場 経営を勧奨した。当市でも明治四十三年三月伊敷町櫨木馬場に市立屠場を創設、これが経営にあたることと ħ たのに対し、一応これらを規制すると同時に整理が行なわれた。これら両規則はその後数次の改訂が行なわ 取締規則として飲食物営業取締規則(昭和二十二年十二月の食品衛生法で廃止された) れ、食品衛生に関する取締行政は次第に整備されていったが、昭和二年十一月には飲食物営業に対する一般 なった。その他牛乳をはじめ各種の清涼飲料水については明治三十三年頃を境に多数の取締規則が制定さ 施行細則を定めるとともに衛生技手を増員、検査を厳にするなどのことが行なわれ、市町村に公設屠殺場の 明治四十三年十月には食肉販売営業取締規則が公布され、屠場については県は明治三十九年十月屠場法 の制定をみた。

市立

品衛生監視員が配置され、これら監視員は三十九年から設けられた食品衛生モニターなどの協力のもとに、 寮に発生した集団赤痢(四八名)など挙げることができる。 され、近代的な食品衛生の基礎が作られると共に、新しく監視員制度をとり入れ、食品衛生監視員の設置 近年の大量発生としては三十年六月山下小学校バザーでの集団赤痢(三三五名)や三十八年十一月市内若葉 しかしかかる監視指導体制の整備にも限界があり、年々多かれ少なかれ食中毒や赤痢の発生をみているが、 ンスタント食品の利用増大に伴い、その添加混合物などの試験検査もますます重要な任務となりつつある。 販売店など食品衛生上特に注意すべき個所の店舗改造計画指導などにもあたっている。なお最近家庭でのイ 権限も規定されて食品衛生制度は著しく整備されるにいたった。当市においても山下、中央両保健所内に食 戦後に入り昭和二十二年十二月には食品衛生に関して従来の個別的法規を総合統一した食品衛生法が制定 梅雨期、年始年末などの時期を重点として監視や衛生指導にあたるほか、 豆腐製造施設、

環境 衛生

> 畜肉についても食品衛生法の一部改正により規制が加えられることとなった。なお市では明治以来存続して の密殺が流行し、 また屠畜については明治時代に制定された上記屠場法が戦後も通用していたが、戦後の社会混乱期に家畜 その弊害も少なくなく、昭和二十八年八月現行の屠場法が新たに制定され、 同時に輸入獣



を新設し移転した。

(郡元町)

市営にもどったが)、昭和三十二年十月には郡元に食肉センター 二十五年十月市の第四次編入で伊敷地区が市へ編入されると共に 入に際して伊敷村へ移譲され伊敷村営となっていたが、戦後昭和 いた伊敷町の市営屠殺場を(大正九年永吉、原良地区の市への編

優先し、そのための取締まりが主要部分をなしていたが、戦後昭 規則、 業などについても同じく取締規則が制定されたが、これら諸規則 は保健衛生の立場もさることながら、むしろ、風紀維持の目的が 衛生監視取締まりがあるが、これについては明治以来湯屋取締 以上のほか公衆衛生には不特定多数の人々が利用する営業場の 理髪業取締規則が制定されており、その後興業場・旅館

が整備されるにいたった。しかしこれら諸法は施設の構造や設備基準、営業上守るべき基準を規制するに止 に二十五年五月クリーニング業法、三十二年四月に美容師法の制定をみ、ここにいわゆる環境衛生関係六法

次いで二十三年七月旅館業法と公衆浴場法および興業場法が制定され、

更

和二十二年十二月まず理容師法、

第 章 保 健 衛 生

るが、このため両保健所に環境衛生監視員が配置され、施設の改善勧告や従業員の健康管理などの業務にあ 正化に関する法律」が制定された。市ではこれら各種営業を対象に許認可業務や監視取締まりを行なってい 営業の実際を規制するものではなかった。このため三十二年六月には「環境衛生関係営業の運営の適

獣 疫衛生

施しているほか、 危険区域の告示が行なわれたことはあるが、それ以後発生をみたことはない。しかし保健所では狂犬予防法 (昭和二十五年八月) に基づき春秋二回の狂犬病予防注射の実施および飼犬取締条例による飼犬の登録を実 更に、公衆衛生の重要な一環である狂犬病予防については、本市では大正三年四月にただ一度だけ狂犬病 野犬の捕護抑留を実施、 田上に野犬抑留所を設け処分にあたっている。

0) 他 ビキニ環礁での水爆実験の際には中央市場での魚類に対する放射能検査や雨中の放射能検査が行なわれ、特 に同年十月には市内で一万四〇〇〇カウントの放射能塵が空気中より検出され、一時市民の関心が高まった 以上のほか市民の保健上必要な場合には随時検査や指導が行なわれているが、例えば昭和二十九年太平洋

そ

健 所 保健所 さて以上の保健予防、 一公衆衛生に関する主要業務は今日ほとんど保健所を中心に行なわれている

が、市民のかかる重要な保健衛生上の業務を担当している保健所の沿革をここで一応述べておこう。

保

こともあったび「同」第五巻第十九章第四節、「県史」第四巻第二編第九章、

及 。

十年四月二十一日の空襲で全壊、そのため常盤町に仮事務所を設け、医療資材不足の中で取りあえず戦災者 厚生省鹿児島県相談所の三つが統合されて、市内山下町に創設された県立鹿児島保健所である。これは「 前にも触れたように当市の保健所の前身は、昭和十九年十月逓信省簡易保険健康相談所・県立健康相談所

制定が行なわれ、 策に懸命の努力を払ったものの医療器材不足などで思うにまかせなかった。二十二年九月には新保健所法の 救護に従事したが、 同年十一月山下町の新庁舎に移転、二十三年九月にモデル保健所として発足することとな のち終戦とともに草牟田町厚生寮に仮事務所を移し、終戦直後流行した伝染病の防疫対



拡

充に伴い機構も次第に整備され、現段階では中央保健所は三 山下保健所は二課四係からなり、人員も医師・獣医師

「· 保 課

○係、

の新庁舎の落成と共に新庁舎内の一部に移転した。この間業務の 環境衛生係が分離して本庁に移管され、山下保健所そのものも市 日にいたっている。なお三十四年には従来山下保健所内にあった 担当区域はその後三十四年および四十年に手直しが行なわれ、今 山下保健所が新市内をそれぞれ担当することとして出発したが、

庁舎を山下保健所と改称、市を二分し、

中央保健所が旧市内を、

十八年八月に新屋敷町に中央保健所が新設されるに及び、従来の 児島市保健所として新発足することとなったのである。その後二 ったが、翌年四月には政令により鹿児島市に移管され、ここに鹿

健婦 生および保健所の運営に関する事項の審議にあたっている 擁して日常業務の遂行にあたっているほか、 助 産 婦 看護婦 栄養士・各種専門技師・監視員など中央保健所は一○三名、 保健所法に基づく保健所運営協議会が設置され、 「事業年報」鹿児島市保健所 山下保健所は三七名を 市内の公衆衛

第

章

保

健 衛 生

六四九

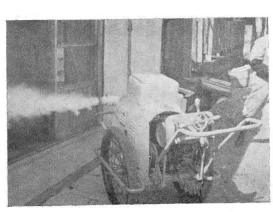
## Ⅲ 環境衛生および清掃

直後にかけて各種伝染病の蔓延が相次ぎ、環境衛生の改善が痛感されるにいたった。このような事情に加え て占領軍の指示や積極的指導もあり、この面の対策は急速に進み今日にいたっている。 戦前環境衛生は予防衛生の一環として行なわれ、第二義的なものと考えられていたが、戦争末期から終戦

族駆除・昆虫

Tなどの強力な駆除剤が導入された以後である。すなわち昭和二十三年に保健所内に衛生監視員が配置さ 係が主となって駆除実践運動を強力に推進した。 かったようである。従ってこの事業が本格的に推進されるにいたるのは、戦後占領軍の指導援助のもとDD る程度のことが行なわれたに止まり、定期的な春秋の清掃が行なわれたほかは、とり立てた活動はみられな 期に入り、第一次大戦後の腸チブスやコレラの蔓延などからソ族の他に蚊・はえ・のみ・しらみなどの昆 の指導監督にあたり、二十四年には事業主体も市町村に移された。本市においても山下保健所内の環境衛生 虫族もその駆除対象とされるにいたったが、戦前の昆虫族駆除は宣伝や啓蒙によって住民各自の自覚に訴え った。本市においては明治四十三年一月ソ族駆除のため懸賞付買上制を実施その奨励に努めた。その後大正 治三十年代わが国ではペストが流行したが、これを契機としてソ族駆除事業は全国的に行なわれるようにな ソ族・昆虫族駆除事業 駆除事業の指導監督にあたることとなったが、その後これは環境衛生監視員に改められ、環境衛生一般 ソ族駆除事業がわが国でとり上げられたのは明治時代にさかのぼる。すなわち明

この運動は昭和二十五年頃から始められたもので、二十七年には西田町の一部を駆除モデル地区に指定し、



DTの撒布作

盛り上げによる所 地域住民の自主的

は「かとはえのいない生活運動」推進本部を設置、三十年に入 本運動に対する市民の関心の盛り上げに努めた。二十九年に 対象に「はえとりコンクール」を開催、 和二十八、九の両年には三回にわたり、 市内小学校全児童を 大きな成果を挙げ、

自主衛生活動組織が発足し、 じ頃、市内上荒田地区では「白梅会」と称する婦人のみから成る 強力な指導助言を行ない、市民の関心をよんだが、ほぼこれと同 駆除のための模範的地域活動を推進することとなり、保健所でも ための模範として注目を受けるまでに至った。 る環境衛生モデル地区活動では西田町と共に、この活動の展開の 導のもとに強力な組織活動に移っていった。そして三十年に始ま 境衛生活動に当たっていたが、昭和二十九年に入ると保健所の指 「蚊とはえの駆除」を中心とした環

業

さることながら、 このように本市における環境衛生活動は市側の指導助言なども



モデル衛生地区の掃除

第 一章 保 健 衛 生

るや市内で九地区を選び、環境衛生モデル地区に指定、これら地区の重点的指導を行ない、 次第に実践地区

の拡大をはかったが、三十二年にはモデル地区を「環境衛生活動実践地区」に改めると共に、 同年十月には

市衛生自治団体連合会を結成、 活動領域は急速に伸びた(三十年九地区から三十二年には一二二地区に増

大)。その後じんかいの定時収集も始められるなど、環境衛生デーの道路側溝、

道路清掃の実践活動と相ま

団体連合会



集 3 収

清 掃

る 第四巻」 清掃事業 すでに触れたようにわが国の公衆衛生、特に予防衛生

が環境衛生実践地区に編入され、郊外農村地域を残すのみとなってい って昆虫駆除は著しい進展をみた。なお四十年には市のほとんど全域

どに関して汚物掃除法の制定をみることとなった。市ではこれを契機 事業についても明治三十三年三月じんかい・汚物・汚水・し尿処理な は、明治三十年の伝染病予防法の制定によって一段と進んだが、清掃

置き、 た程にはあがらず、このため三十六年にはこの制度を取りやめ、以後 として全市を二方面、五地区に分け、方面に監督一、各区に巡視一を 請負制によるじんかい収集事業に踏み切ったが、成績は予期し

市の直轄に切りかえた。そして全市を八地区に分け、各地区に人夫五ないし七名を配し、馬車、 で市民の排出じんかいの処理にあたったが、収集されたじんかいの大部分は洲崎ちり捨場に集められ、 手引車など 埋立

投棄という非衛生的な方法で処理されていた。こうした処理体制に画期的な改善をもたらしたのが昭和十年

り、二十年に入ると、相次ぐ空襲で家屋の焼失破壊、住民の死傷が続出、清掃事業はむしろ死体処理に追わ 六○トン程度の収集処理が続けられたが、戦争末期に近づくにつれて、人員資材の不足から次第に困難とな 従来の六倍程度に上昇した(両焼却炉を合わせた処理能力は約九○トンであった)。かくて戦前には一日約 尾町の集積所に集められ、そこからトラックによって焼却炉に運搬されるようになったが、収集能力は急増 の坂元町と田上町の焼却炉設置である。この頃になると市街で集められたじんかいは先ず田上町および上竜

その機能はほとんど麻痺状態に陥った。

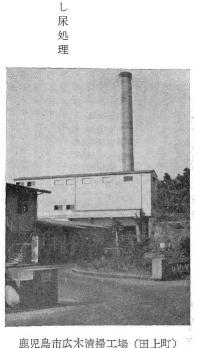
パッカー、パック・マスターなどを始め各種トラック二九台と一五○名近くの作業員を配し、都市化や文化 却炉を建設 ない状態であった。かくて市では三十八・九年度の二か年計画で国庫補助対象事業として(三十八年十二月 は埋立や棄却という非衛生的処理にまかせられ、はえの発生源、悪臭などのため附近住民からの苦情が絶え 乗るようになった。しかし坂元、田上両町の焼却炉はすでに老朽化が甚だしく、出発時の能力も半減し、大部分 生実践運動が開始され、二十九年には新清掃法の制定をみ、この頃を転機として清掃事業も活発化し、 かいの排出も漸次増大し処理能力不足のため次第に深刻な都市問題となってきた。こうした中で前記環境衛 年頃から事業は徐々に再開されたが、人員資材不足で昔日の観はなかった。しかし復興が進むにつれ、じん の生活環境施設整備緊急措置法による)田上町扇ガ平にじんかい高速堆肥化処理施設を、引き続き隣接地に焼 ン)、じんかいの衛生的終末処理に一歩を進めた。他方収集作業については機動力も収集能力も高いオート・ かくて終戦を迎えたが、市街はほとんど廃墟と化し、これが整理と応急の復興が先決とされ、昭和二十二 (前者は三九年末完成、 処理能力一日五○トン、後者は四十一年七月完成、処理能力一日八○ト 軌道に

第二章 保健衛

生

七年末から前記じんかい容器による定時収集制が開始され、その後の普及は目ざましく、三十九年三月末です の発達に伴うじんかい排出量の増大に対処、最近では一日の収集量も約一五〇トンに達している。特に三十 会

でに二万戸がこの方法によって週二回の収集を受けるまでにいたり、環境衛生実践運動とあいたずさえて、



要覧」巻、

の六〇%が埋立へ棄却されている状態である い付けず、四十年段階でも年間総排出量約五万トン 「鹿児島市事業報告」

る。しかしその終末処理能力は排出量の増大には追 都市衛生なかんずくはえの駆除に大きく寄与してい

広範な利用などのために、じんかい処理と比べると著しく立ちおくれをみせていた。例えば本市の昭和初期 もに明治三十三年の汚物掃除法で一応の規定は行な われたが、わが国農村における肥料としての下肥の し尿処理 し尿処理についてはじんかい処理とと

じんかい焼却炉が完成)をとってみても専任監督一、人夫六名程度で事業がほそぼそと続けられており、従 たことにも原因する)。その後もこうした状態を大きく出ることはなく、昭和十年(この頃坂元、 って汲取り件数もわずか二六〇〇件程度に止まったようである。それ以後十五年頃にかけて事業はやや伸び 田上両町の

の頃をとってみても巡視一、人夫一〇名程度の編成で、し尿汲取業務が行なわれていたが、それは市域のごく

部に限られていたにすぎない(し尿処理はじんかい処理と異なり、出発以来原則として民間に任されてい

たが、汲取り件数は一万件足らずであり、市内で排出される「し尿」の大部分は自家処理ないし農家の汲取 自家菜園が普及したことや農村の人手不足などのため、し尿汲取りは次第に農家依存から自家処理に転換し りに依存する状態であった。そして太平洋戦争開始と共に次第に深刻になっていった食糧難の打開策として

たと推察される。

中であるが、 大正十三年刊 )。 及び汚水終末処理機構による処理体制を一方で進めると共に、汲取り体制の整備をある 鹿児島市史・ )。 及び汚水終末処理機構による処理体制を一方で進めると共に、汲取り体制の整備を 浴びることとなったが、現在市では二十七年以来進められている下水道事業、(大正二年の有川市長時代に 業世帯や会社などで占められ、能力においても限界をもっている。かくて大部分の排出「し尿」 はかるという方法がとられている。前者についてはすでに第一期拡張計画を終了、現在第二次計画の推進 上水道事業とともに下水道事業の計画も、具体的な調査が行なわれたが、所要経費の問題で見送られたことが このため「し尿」汲取りの農家依存体制および処理方法としての農村還元は、次第に困難となってきた。かく 達した。しかし三十年頃を境として農村では化学肥料の使用により従来の下肥に対する代替えが急速に進み、 復興が進むにつれ、 大部分は自家処理ないし農村依存であり、同年の市直営汲取りはわずか二四○○石程度に止まった。その後 よらざるを得ない現状であり、これを市直営の汲取りと、業者の汲取りという二本の体制で行なっている て明治以来続けられてきた「し尿」処理体制はこの頃を転機に重大な都市問題化するにいたり、世間の注目を 終戦後もこうした状態が相当期間続いたが、昭和二十四年に入り市で汲取り事業の一部を再開したものの その利用戸数は三十八年段階で約七〇〇〇戸にすぎず、しかも半数以上は一般家庭以外の営 し尿排出量は増加、 市の汲取り能力も増大し、二十六年には年間約一万八〇〇〇石程度に は汲取りに

下水道事業

第二章 保健 衛生

収集量一日約二六○キロリットル中、大部分(約九○%)は民間の三二業者が約三○台のポンプ車で行 残り一部のみを市が直営で大型ポンプ車など三台および二一人の作業員で行なっている。その処理方 六五六

法も今日農村では還元はほとんど望めないので、圧倒的部分は海洋投棄、下水道投入などの方法によってい

ない、

る現状である。

が、

に新設中である 終末処理を目的として市では現在一日処理能力二二〇キロリットルのし尿終末処理施設を宇宿町脇田川河口 最近における著しい市域の拡張はこの傾向を強めているといえる。このような隘路の打開と、 かくて本市においても他都市と同様、し尿処理能力および処理方法の隘路が次第に高まりつつあり、 の概要」鹿児島市衛生部清掃課鹿児島県史第四巻、「清掃事業 し尿の衛生的 特に

### IV 火 葬 場

葬法時代の

ぎなかった。 葬法の変遷 来の畑二畝九歩を火葬場に地目変更して免租にしたことを明記している事実である。また、明治二十八年 以後と推定される。その根拠は鹿児島市土地台帳 も伝統的な土葬が、 全国的に行なわれてきた。これに対して、火葬は仏教の伝来に伴って、わが国にも伝わり、すでに奈良時代 (八世紀) から、上流社会で火葬が行なわれ、その後、次第に広まった。しかし、鹿児島では明治時代に 人の死体の葬法は、一般的には土葬または火葬を通例としている。そのうち、土葬が古くから 即ち、 火葬場が初めて「サカセド」(境迫門)に個人経営で設けられたのは、 一般的に行なわれていた。これに比べて、火葬はわずかに特例として採用されたに過 (宇宿町字萇登) によれば、明治二十四年一月十五日に従 明治二十四年

同仮規程第八条 十二月十六日に、 「患者死亡シタル時ハ、直ニ其家族若クハ親戚ニ通報シ埋火葬ノ手続ヲ執行セシム」の条文 「鹿児島市立避病舎仮規程」を公布施行して、 避病舎は、 伝染病患者が死亡した時には、

に従って、 火葬を行なった如きその具体例である大正五年刊

葬法時代の 大正時代にも、 鹿児島市内の葬法は、土葬を主として、火葬を従として実施してきた。しかるに、 大正時

代は、 の市街地の発展によって、 鹿児島市内において、 市街地に在る広大な松原山南林寺墓地には、大正二年九月に埋葬を禁止 火葬の勃興期に入った時期ということもできる。その原因の一つは、 鹿児島市 つい

地の斜面に移転する方策を進めた事情などに因るものである。 他県から鹿児島市に移住するものも次第に増加し、それらの他県人が火葬を必要とする傾向にあったこ 他の原因の一つは、 鹿児島市の発展に伴っ

でその墓地の廃止を大正八年四月二十日に決定している如く 鹿児島市史

市街地の墓地を市

の周辺台

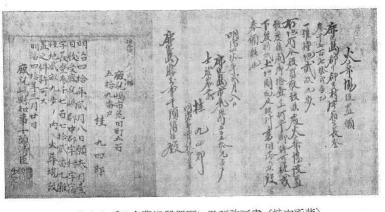
とである。 さらに、 鹿児島市民の経済生活の向上なども、 その誘因の一つとなった。

葬法時代の 録顧 で死体を焼く原始的方法であった。 しかし、昭和初期には鹿児島市における火葬は、 。従って、 当時の火葬場は、 昭和初期の鹿児島市内の葬法は土葬多く行なわれ、火葬が一部に行なわれる状態であっ 明治時代後半期以来の個人経営であった。しかも、その「サカセド」火葬場が、 その上、 「サカセド」火葬場への道路整備もまだ不十分で、 一年間を通じて、 わずかに四五百体に過ぎなかった 葬儀車の 松薪 清勝 回目

往来にも不便を生ずるなど幾多の難点もあった 人経営の火葬場を旧玉里島津邸正面で鹿児島神社裏山の麓 回勝 顧目 録清 玉現 里在 町の ここにおいて、 に当たる地に新設せんと申請する動きも 昭和四年七月には、 別個に

第 一章 保 健 衛 生

あった。これらの火葬場の現状と動向に対して、 六五八



サカセドの火葬場設置願い及び許可書 (桂家所蔵)

など、 た。 場 告務 報、 うち、火葬一六二九名に達した 火葬場」が、 土葬一 設問題の解決も延期されたのである 島市営火葬場を新設する方針を堅持した。しかるに、同年十月に 田 て、 は、 カセド」火葬場も、 上同 における火葬は、 |使用料条例| など公布施行され 例規類集 上町唐湊に新設されて、昭和十三年五月四日に「鹿児島市 一に増加して、要求に応ぜんとしたが、依然として松薪で焼く ` 原良町の谷奥の適地に市営火葬場を新設せんとする案に対し その地元から反対運動を展開したため、 かくて昭和十四年には、 改善の余地も大であった誾。 ここににおいて、「鹿児島 昭和十二年には鹿児島市 鹿児島市としては、火葬をすべて公営で行なうため、 四六二名に対して、火葬九八三名に達するなど 火葬は年々増加の傾向であった。しかも、 低圧式重油燃焼炉を備えた新式施設として鹿児島市 昭和初期には年間四五百体に過ぎなかったが 従来の 「かま」 鹿児島市の死亡者総数三 Ò 島市事務報告昭和十四年鹿児。 死亡者総数二 五つを昭和六年には「かま」 回顧目録清 鹿児島市営火葬場新 0 その事業を開始 一四四五 しかし、鹿児島市 個人経営の「サ その後、 一九四三名の 鹿児島市事昭和十二年 名のうち、 唐湊の 火葬 鹿児

を全く絶った 書 。 鹿児島市内の葬法は、現在では火葬が一般化して、土葬が鹿児島市の周辺部などで一部 たしてきた。ちなみに、 「鹿児島市火葬場」は、 年毎に鹿児島市内の葬法を土葬から火葬に改めて行く上に、大きな社会的役割を果 「サカセド」火葬場は、その地が海軍集積場に昭和十八年から変わったため、 その跡

和歌山県高野山島津義弘の建立 て、 至るまで伝統的に続いている。 て直後に、戦争で戦没した敵味方の人々の霊を弔って、供養を行 十六世紀の六地蔵塔 特別に大事にしてきた。この美しい風習が、古代から現代に など現存史跡によって明らかな如く、戦い終わっ 鹿児島県加世田市島津忠良の建立 また、 墓所は人の死後の安住所とし 八世紀の隼人塚 鹿児島県、 ·高麗国在陣敵味方供養碑

その寺院跡を墓地化していることを特色としている。 続するとともに、 明治時代の鹿児島市の墓地は、旧藩時代以来の墓地を大事に存 旧藩時代の寺院が、 明治維新の廃仏毀釈運動に 旧藩時代末期の寺院は、

(田上町唐湊) 鹿児島市火葬場 なうという美しい伝統も生きて伝わっている。 行なわれている現状である。 墓地の変遷 V 薩摩にあっては、 墓 地

薩摩の伝統

墓地時代の

第 章 保 健 衛

生

よってすべて廃滅したため、

六五九

「三国名勝図会」に詳述されている。これは、天保十四年(一八四三)薩摩藩で編修したもので、全六〇巻

より成る。これによれば、当時の鹿児島郡鹿児島郷・永吉郷と、 日置郡満家院の中の比志島村・小山 田村と

存在していたことを伝えている。 三国名勝図。 これら五五か寺の廃寺趾のうち、

を合わせて、

これを「府内」または「鹿児島」と総称している。

この「鹿児島」の地域に、

仏寺五五

か寺が

明治三十年に墓地化してい

るものを挙げることができる。即ち、

「墳墓地」を明らかに図示している「鹿児島市街実地踏査図

日発行 と旧藩時代末期の「鹿児島絵図」一月十二 と旧藩時代末期の「鹿児島絵図」

沿岸地図所収昭和十年刊薩藩

十明 年治十三

とを比較対照して、廃寺趾の墓地化した代表的な具体例を

島津家歴代墓を遺存する福昌寺跡池之を初め、



寺跡 院町 などである。これらの中で南林寺墓地は、 浄光明寺跡 挙げれば、

尾上 町竜

• 興国寺跡 冷水

• 南林寺跡 南林

・笑岳寺跡 町。 ・ 紫岳寺跡 常盤・ 寿国寺跡 武・ 正建寺跡

鹿児島市の繁華

南林寺の南一町余にその「子院」 (塔頭) 一○か寺を数える広大な寺域であった 三国名勝 弘治二年(一五五六)に島津貴久の創建に係わる由緒ある 南林寺

街に隣接していた。南林寺は、もと山号を松 原山と称し、

跡は明治初年に島津貴久を祭神とする松原神社を創建した外、その後、この地に一般市民の広大な墓地化を

寺で、

進めた。 は、明治十年(一八七七)九月二十四日に戦死した西郷隆盛などの検視を終え、それらの遺体をこの地に葬 弘安七年(一二八四)に島津久経が再興した由緒ある寺と伝えていた 浄光明寺墓地は、 西南戦役の薩軍戦死者の墓地として有名である。 浄光明寺は、もと山号を松峯山 図会巻六 この浄光明寺跡

たが、大正二年に西郷隆盛を祭る南洲祠堂を新築し、 墓石七三七基・合葬墓一一基に達した 戦死したものの遺体も、 った。その後、 不断光院跡・城ガ谷・草牟田・新照院などに仮埋葬していたもの、 浄光明寺跡に改葬した。その結果、 神社沿革概要 ちなみに、明治十二年に浄光明寺墓地参拝所を建て昭和八年刊南洲。 ちなみに、明治十二年に浄光明寺墓地参拝所を建て 大正十一年これを南洲神社と改称した 上 浄光明寺墓地 二五坪余 および肥豊日隅の各地で は、 西郷隆盛墓を初め 浄光明寺



墓 地 (上竜尾町)

り、

これを官軍墓地と称していた。

この墓地には、

全国各地出身の政

府軍の遺体は、鹿児島市の稲荷川左岸川口に在る祇園洲の埋立地に葬

墓地は現在これを南洲墓地と称している。また、西南役に戦没した政

八六〇名・海軍将校下士卒二八 府軍戦死者で、 名・警視隊三五三名・平病死者 二九名、合計一二七〇名の遺体

日露戦争後に鹿児島市永吉町の西ガ迫に新設 戦争に戦没された五九一名の将 さらに、 明治三十七・八年の )日露



を葬った祇園洲墓

陸軍墓地(永吉町)

六六一

斑

第 章

保

健 衛

生

された

世にこれを「陸軍墓地」

と称していた

校・下士官・兵の墓が、

迫 吉野町 島 市に建立されて、 社 吉野村出身の日清・ 日露両戦争 の戦病死者の霊を弔った 名其 碑 0

墓地時代の 辺の台地の斜面を開いて、 大正時代の鹿児島市の墓地は、 人の死後の安住所にふさわしい墓地を設けたことを最大の特色としている。 南林寺墓地を廃止して、 その跡を市街地に加えるとともに、 新たに市 Ò 訚

墓地 を実現した 大正十三年刊。 建立されて、 北端の斜 地新設の工事を起こし、大正二年四月二十三日にこれを完成して、総面積約二万一〇〇〇坪の広大な市営墓地 年七月には、 従来存在した無数の墓石群と、 によって大正十年十二月末日までにその移転を終わった 大正十三年刊 大正八年四月二十五日南林寺墓地の廃止を確定した。この墓地内の十数万基の墓石などは、親族関係者の手 の霊を弔った 鹿児島県殉難警察官之碑」 鹿児島市は、 冷水町 を改修拡張するなど 鹿児島市史鹿児島市を改修拡張するなど 大正十三年刊、 面 銘其碑 この地に新たに南林寺町が設けられ昭和五年刊鹿、 その面目を全く一新したのである。また、 明治十年戦役薩軍戦亡者一 町二反歩を開 城山の西裏に当たる草牟田台地のゆるやかな西斜面を利用して、大正元年八月二十一日に墓 さらに、 これを草牟田墓地と称している。また、鹿児島市は、大正八年に、紫原台地 いて現在鹿児島市郡元町、当時鹿児島郡中郡宇村、 が、 多数の巨大な老松とが、すべてその姿を消し、それらに代わって、大正十三 「丁丑役薩軍戦亡者之碑」が、大正五年九月鹿児島郡吉野村帯迫鹿児島市に 大正二年九月照国神社北隣 四七名の霊を弔った 新設の市営墓地を整備した。 郡元墓地 銘其 碑 照 国 野 島 市 ・露重墓地を新設するとともに、 に建立されて、本県内の殉職警察官 その結果、南林寺墓地跡 ここにおいて、 鹿児島市は、 町約 歩一 五 興国寺 の東

墓地時代の

西武田村・吉野村 の地域において二六六所・七町六反四畝二一歩、計二九五所・三〇町六反七畝六歩」あったが入した中郡宇村・ 昭和十一年当時の鹿児島市の墓地は、 「旧市域において、 二九所:三町二畝十五歩、 旧三か村

鹿児島市に編昭和九年八月

昭和十一年当時、 鹿児島市は、 は僅かに三反九畝一八歩に過ぎ」ず、 将来埋葬すべき予定墓地三五所・六町八反一歩、 昭和十一年に唐湊墓地 「現在埋葬禁止の墓地一三所・二町五反五畝一五歩、 四畝一九歩 「墓地新設の必要に迫られ」てい 計四八所・九町三反五畝一 坂元墓地 二畝四歩 たのである昭和十一年鹿児 なお、 宇宿墓地 六歩あり、 衛生風致上、 四六 歩反 の新設に着手し 加之、 または 市 0 未使用墓地 の発展上、 このため 上同

昭和十二年その工事を終え、 市営有料墓地を設けた 昭和十二年鹿児。 たが、 昭和二十八年に「墓地節約と市民の納骨堂建設費節 その後も、 墓地の拡張整備に努めてき

目的で」、

市が市営墓地に新たに「納骨堂一

〇七基を

して、

その有料使用を許可して以来

児島市事務報告昭和二十八年鹿



納骨堂を増設整備している。また、市営の住宅建設地

0

部を充当することも実施された。

即ち、

昭和二

に墓地 建設」 減の

告事 書務 報 葬するなど 昭和二十九年鹿児、 十六年には、 昭 和二十九年には浄光明寺墓地 福昌寺墓地の一部 市営の住宅建設地を整備す 町鼓川 を改葬し -尾上 町竜 年鹿児島市 の一部を改

る必要上から、 墓地の変化も免れなかったところも生じた。

昭和 者之墓」各一基をそれぞれ建設し、 鹿児島陸 九年七月十三日に「満州事変戦没者合祀碑」、 軍墓地 永鹿 吉児 町島市 は、 従来の日露戦争戦没者墓の外に、 それら戦塵にたおれた戦没者の遺骨などを安置している支那事変大東亜 昭和四十一 年三月二十四日に 昭和四. 年三月 「支那事変大東亜戦争戦

「済南事変忠死者之碑」

六六四

立されて、太平洋戦争における鹿児島県出身戦没の軍人・軍属のうち

その遺骨を引き取る遺族の無い方たちの遺骨を安置されてい

「第二次世界大戦敵味方戦亡者慰霊碑」が、

昭和二

. る

さらに、

説の 概 。 従来の鹿児島陸軍墓地は、 近年、 鹿児島戦没者墓地」と改称された , 会趣意書, 鹿児島連隊。 0 また、

戦争戦士之墓」

が、

昭和二十七年四月、

照国神社の北隣鹿児島市に

建

「太平洋



説其 明碑 札銘

太平洋戦争戦士之

この 弘が慶長四年 公園 十八年十二月二十五日に、中央 慰霊碑は、 山下町 (一五九九) 紀伊 に建立された。 その範を島津義

在陣敵味方供養碑にとって、 玉 山和 県歌 高野山に建てた高麗国 そ

戦に戦没した敵味方二千数百万人の霊を慰める行事が、 八月十五日を期して、この敵味方戦亡者慰霊碑の前で、 の形式も大きさも全く同一にしたものである 回勝 顧目 録清 引き続き行な 第二次世界大 その後、 毎年

昭和十年頃、 月鹿児島市吉野町 れてい る 上同 「殉職消防組員之碑」が、 帯迫に建立されて、 「大東亜戦争戦没者慰霊之碑」 太平洋戦争の戦没者六 照国神社の北隣 照国町 に建立されて、鹿児島県内の消防組員殉 が昭和四十一年十一 名の霊を弔っている

銘其 碑

0

これより先、

わ



保 健 衛 生

第二章

# 第三章 労 働

### I 労 働 行 政

労働行政

制 では昭和十七年の行政簡素化方針に基づいて労働行政はすべて警察部が握っていた)。かくて産業報国の名 あたっていた。その後昭和十三年厚生省の設置により労働行政は厚生行政の一環として運営されるにいたる 保護と、他方労働組合その他の労働運動に関する一般的事項とを二本の柱として行なわれたが、これらはい に成立した(但し実際に適用された例はほとんどない)。その後労働行政は一方では工場法に基づく労働者 労働組合法の制定が政府により企図されたものの遂に成立するにいたらず、労働争議調停法のみ大正十五年 のもとに労働運動は圧殺され、報国会による半強制的労務配置のみが行なわれるにいたった。本県でも事情 づれも内務省警察部に属し、前者については工場監督官が、後者については調停官が置かれて実際の事務に 大戦後の労働運動の台頭に伴って、単に労働者保護の側面だけでなく、労使関係をも調整する必要が生まれ、 方的に押しつけられるようになった。もちろんこうした本来の労働行政のほかに、これと並んで明治以来 わが国の労働行政は工場法の公布(明治四十四年)および施行(大正五年)を機に本格化したが、第一次 争議に対しては国家総動員法によってこれに介入する一切の権限が与えられることとなった(但し地方 戦争の進展と共に国家総動員法が制定され(昭和十三年四月)労使関係については産業報国運動で規 昭和初期芽生えかけていた組織労働運動も双葉のうちにつみとられ、戦時下の勤労動員のみが

治安維持に名をかりた組合運動の厳しい取り締まりと弾圧が行なわれたことは言うまでもない。

以上準戦時、

事化と民主化の推進をねらう占領軍の政策が急速に進められるにいたったからである。その中で労働関係の 戦時の長い暗い時代を経て戦後に入ると事態は一変した。ポツダム宣言に基づき日本の非軍

日本民主化 転し、民主化のための重要な柱として助長・育成をはかるという方針に変わった。占領直後発表された日本

側面は最も大きな変革を受けたものの一つであった。戦前続けられていた労働運動に対する監視と弾圧は

働関係諸法規にも大きな改正が加えられ、労政機関はこの改正労働組合法の普及徹底、労働協約の締結促進 は組合法など労働関係法の普及、 やはり労働省の発足および県内各地方への労政事務所の設置(二十二年四月)以後である。当時の主要活動 り締まり行政から運動の助長促進への質的転換を遂げていったが、それが本格的に推進されるにいたるのは、 関係三法の成立をみるとともに、二十二年九月には労働省が発足し労働行政の整備は着々と進められた。 二月)次いで労働関係調整法 民主化に関するマッカーサー司令官の指示にしたがって、先ず労働組合法が制定公布をみ(昭和二十年十 このような変化に対応して本県でも労働行政は警察部から内務部、次いで教育民政部へと移り、警察的取 (同二十一年)、労働基準法(同二十二年)が制定され、ここにいわゆる労働 組合結成の助長、 労働紛争議の斡旋などであった。しかし二十四年には労

使関係近代化のための労働教育や福祉対策が進められると共に、なかんずく中小企業労務管理の改善と合理 ら労働行政は従来の「組合の育成助長」から次第に さて昭和二十七年には講和条約も発効しわが国は独立、占領軍の指揮下を脱することとなるが、 「労使関係の自立化」の助長へと方向をかえた。 この頃か をはかったが、この種労働教育には鹿児島軍政部の積極的な指導助言があずかって力があった。

第三章

的な労使関係の確立に重点が置かれ、三十一年には県労政課および各労政事務所に中小企業労働相談所が併 設された。 職金共済法の施行をみ、その普及や加入促進がはかられるなど、中小企業を主体とする本県産業の労使関係 他方労働福祉面では二十九年市内に労働金庫が設立され、三十四年には最低賃金法、 中小企業退

## 戦前の労働組合運動

Π

を近代化するための諸施策が次第に整備されるにいたった労政課編「資料鹿児島県労働運動史」第一巻第十編を近代化するための諸施策が次第に整備されるにいたった労働省編「労働行政史」第一巻、鹿児島県民生労働部

組合であり、主たる目的は職工相互の共済にあった。しかしこのような組合ですら同三十四年の治安警察法 強化のため、 正十三年には治安維持法を制定し取締まりを強化した。かかる経営および政府の攻勢に対し、 を席巻した米騒動などは大正デモクラシーの風潮と共にこうした労働運動高揚の重要な背景であった。勿論 ら労働総同盟は大正十四年にいたって、ついに左翼的な組合評議会と右翼的な総同盟とに分裂した。 および行政執行法によって僅か数年のうちに壊滅せざるを得なかった。その後組合運動は衰退の一途をたど よって始められた。もちろんこの頃の組合は鉄工組合にしろ活版工組合にしろ、熟練工を中心とする職業別 かかる労働運動に対して経営および当局側は一方では協調会を中心に労資協調策を推進すると共に、他方大 ったが、それが再び高揚期を迎えたのは第一次大戦以後である。大正六年ロシア革命の成功、 全国概況 統一化を志向したが、それと共に運動も次第に社会主義的色彩を濃化、イデオロギーの対立か わが国の近代的労働運動は明治三十年高野房太郎を中心に結成された労働組合期成会の創立に 組合は闘争力 同七年に全国

このあと日本資本主義は昭和初期の世界恐慌へ向って次第に不況の色を濃くしていくが、この間組合運動

治安維持法

治安警察法

義国家社会主 して台頭した国家主義思想は労働運動全体にも大きな動揺を与え、事変以後日華事変、太平洋戦争へと一路 により、

結果組合運動は激化し、これに対する政府の弾圧、 の対策としてとられた政府の産業合理化政策は中小企業の没落、労働条件の悪化、大量の失業を生み、その は分裂を繰り返しつつも全体としては発展し、左翼的組合に対する弾圧は治安維持法の改正(昭和三年)など いよいよ強化された。続く世界不況から満州事変への期間は不況が最も深刻となった時期であり、そ 経営側の対抗策も益々強硬となった。 更に満州事変を境と

と傾き、彼等の指導のもとで抵抗運動としての組合運動の意義はうすれ、太平洋戦争の開始と共に運動はほ 戦時色を強めていく日本資本主義の中で右翼組合指導者は次第に軍部、官僚勢力に迎合して国家社会主義 とんど解体し、 産業報国運動の支配するところとなった。大河内一男著「黎明期の日本労働運動産業報国運動の支配するところとなった。末弘厳太郎著「日本労働組合運動史」第一 部

発的な労働争議は若干発生したものの、恒常的組織的な運動はほとんどみられなかった。本市についてもこ な経営と前近代的な労使関係のもとにおかれていた。このため組合運動の発展する要因は乏しく、 一時的激

さて当地方では戦前みるべき近代工業の発達もなく、大多数の労働者は前近代的

本県および本市の運動

の傾向は異ならない。すなわち明治期には市内の綿屋三〇軒の職工が加工賃切り下げ、加工機の貸与制から 自前制への切り換えに反対して(明治二十七年)起こった争議や明治三十年に生じた市内つげ櫛工および煙

働運動 明治期の労

働運動の労 労 と監督者に対する不満がきっかけとなり、県立病院看護婦のストライキが発生、院長の説得で解決した例が

草職工などの賃上げ要求を巡る争議などがみられるに止まる。大正期に入り、大正元年八月労働条件の劣悪

みられる程度であった。

かし第一次大戦後大正後期に入ると、当地でも労働争議は幾分か活発となり、なかでも市内小川町の鹿 第三章

争議など、 籠城、要求貫徹をはかったが当局の厳しい弾圧のもと、ついに検束者六名と解散命令で敗北した鹿児島電鉄 争議に巻き込み、 庶務課長退陣を要求、十二年八月に起こった県立病院看護婦のストライキ(この争議では患者や病院医師団も 児島鉄工所で大正九年三月に生じた争議 の一時的工場閉鎖のため組合側の敗北に終わる)、病院側の経費節減をねらった看護婦制度改革案の廃止と 十五年九月社研入会者の解雇反対を要求して約五○名がストに入り、農民組合の支援を得て唐湊温泉に 当時市民の注目を浴びた事件が発生したが、これらはいづれも人権争議的性格がかなり強く、 課長の退職で看護婦側の要求は通ったが、 (勤務時間短縮、 現場監督制度の廃止を要求して闘ったが、 争議終結後正副婦長以下一六名が解雇された) 会社側

業員の一時的不平不満の爆発によるものが多かった。

従

働運動 昭和期の労 発展した富士館、 巡る日本紡績二〇〇名の争議(昭和三年)、トーキーの出現による解雇反対から職場占拠 に結成をみた。 かくて昭和期に入り初めて当地方では戦前唯一の労働組織である鹿児島合同労働組合が国鉄関係者を中心 他方争議としては全国的にも注目されたボンタン飴争議(後述)、合同労組 帝国館の楽師および弁士の争議 (同七年) などが発生した。 首謀者の検束に への加 入問題を

うした息吹きも、それ以後急角度で進むわが国経済の準戦時 このように当地でも昭和に入り初めて近代的組織労働者による運動が展開されるにいたったが、しかしこ - 戦時体制化や当局の厳しい弾圧のもとに圧殺

工場争議

されてしまったのである。

員間に起こった「賃金引き上げ・職場改善」の要求をきっかけに生じた。 会社は翌日首謀者の一人に対して退 ボンタン飴工場争議 (昭和二年十一月)は、折から吹きあれていた金融恐慌のなかで十一月二十四日従業 一章第六節・南日本新聞特集「鹿児島百年」「鹿児島市警察沿革史」島県労働運動史」第一巻(以下では「県労働運動史」と略称する)第 知を一括返上し籠城を続けていたが、十二月七日にいたり再度もたれた団交での会社側最終提案「解雇一五 支部に籠城するにいたった。会社側では父兄を通ずる争議団の切り崩しに躍起となったが、八九名に及ぶ解 た団交では双方の意見が対立、解雇問題を巡り団交は遂に決裂し、その直後争議団は市内山下町の労農党県 解散を命じた(検束者は即日釈放された)。これによって事態は落着するかにみえたが、二十八日に開かれ 挙に出た。警察当局は直ちに警官を動員、工場に乗り込ませ首謀者格とみられる二○名を検束すると同時に 雇者氏名が会社側から発表されるに及び、争議団側にも次第に動揺や脱落者があらわれ始めた。こうした矢 職勧告を行なったが、これが従業員の不満に油を注ぐ結果となり、二十六日従業員約二○○名は工場占拠 々不利となり、スト団は遂に分裂、五九名を残すのみとなった。これら五九名は労農党支部長を通じ解雇 幹部七名がさ細な暴力事件と会社正門前ピケを理由に逮捕されるという事件が生じ、情勢は組合側に益 0

## Ⅲ 戦後の労働組合運動

そこで述べたように戦前期本県および本市では近代的組織的な労働運動と称されるものは昭和初期を除くと とは言うまでもないが、当地方で近代的労働運動が本格的に台頭するのは戦後の民主化に待たねばならなか ほとんどみられなかったといってもよい。このことは本県産業の後進性や当局側の厳 以上われわれは第二節で極めて簡単に全国および本市を中心に展開された戦前の労働運動を素描したが、 しい監視弾圧によるこ

六ト

ったのである。 以下われわれは戦後の労働組合運動について概略を述べるが、その前に全国概況に触れ、こ

の全国の流れの中で当地方における運動をとらえてみたいと思う。そのため便宜上以下のような四つの時期

怒濤の勢で組織化が進められるが、後半に入りドッヂ勧告によるインフレ収拾策のため組合は激しい人員整 第一期 (昭和二十年~二十五年) この期の前半は戦後の民主化とインフレによる生活危機を契機として

理にあって守勢に立たざるを得なくなったばかりでなく、それに続くレッド・パージによって組合内左派勢

第二期(昭和二十六年~二十九年) 二十五年七月日本労働組合総評議会(総評)が結成されると共に産

力が大きく後退した。またこの期の運動の中核となっていたのはおおむね産別会議であった。

別会議の勢力は急速に衰退、わが国組織労働の主流は総評のもとに結集されるが、この時期は総評のいわゆ

る「高野時代」に属する。

され、若年労働力市場の引き締まりなどから組合の賃上げ攻勢もある程度の成果をあげた。そしてこの期の 総評の運動指導の中核は高野派から太田・岩井のトリオに移った。それと共にいわゆる「春闘方式」が確立 第三期(昭和三十年~三十五年) この時期、わが国の経済は技術革新投資を軸に飛躍的発展を示すが、

(昭和三十六年~四十年) 投資主導型の高度成長を続けた日本経済は三十五年末閣議決定をみ 終わりはいわゆる安保改訂阻止と三池争議を巡って、組合運動は未曽有の高まりをみせた。

た「所得倍増計画」によって一層拍車をかけられ三十六年は未曽有の投資ブームに湧いたが、反面国際収支 の悪化を招き引締め政策へ転化せざるを得なかった。以後三十八年の一時的盛り上りはあったものの経済の

除もその効果を表わさなかったために、政府も遂に赤字支出政策に踏み切らざるを得なかった。 全般的基調は能力過剰の状態を続け、三十九年の引き締め以後四十年に向って戦後最大の危機と言われる程 の経済停滞へと落ち込んでいった。中小企業はもちろん中堅企業、大企業にも倒産の嵐は波及し引き締め解

て「全日本労働総同盟」が結成されるに至り、総評と並ぶ運動の中心が形成されることとなった 攗田庄兵衛 期を上回る賃上げ率を獲得することができた。なおこの期の終わりに近く三十九年には民間労組を主体とし などの要求をかかげて労働条件改善を指向した。前期と比べて経済は停滞的であったにかかわらず、労働力 の不足は若年層において特に顕著であり、消費者物価の急騰などと相まって、経済闘争は比較的成果を収め前 主義」の名のもとに春闘を中心に「大幅賃上げ」「時間短縮」「最低賃金制確立」「ILO八七号条約批准 組合運動の面では三十五年の安保と三池の闘争以後総評は運動の重点を経済闘争に置き「日本的労働組合

|雄編「労働組合運動史」 |「戦後日本の労働争議] (講座「日本の労働問題」Ⅳ) (上) 序章Ⅱ・大河内一男・藤田

戦後第一期の運動

全国を通じて敗戦と社会的混乱、廃墟と生産力の麻痺の中で占領軍による日本の非軍

全 国 概 観

りと共に、他方国民生活は疲弊しきった生産力と悪性インフレのもとで危機にさらされていた。労働者はも 日)続いて政治犯の釈放(同年十月四日)治安維持法廃止(同年十月十五日)そしてGHQの労働組合運動 事化と民主化が力強く開始された。問題を労働運動の面に限っても産業報国会の解散(昭和二十年九月三十 の助長に関する指令(同年十月十一日)など枚挙にいとまない程である。このような民主化への大きなうね

かくて全国各地の企業や事業場を中心に労職一体の労働組合が続々と結成され、結成と同時に従来の管理

ちろん職員層も先ず自分達の手で生活を切り開かねばならない現実に直面した。

であった。だから要求も「食えるだけの賃金」であり、争議戦術でも生産サボを続ける経営に代わって「生 団体心理のおもむくまま暴力を伴うことも多かったが、何よりも生産活動を軌道に乗せることが緊急の課題 機構の民主化、待遇改善などの要求をかかげて集団交渉やストに突入した。これらの争議は指導者の未熟や 産管理」の方法がとられた。読売新聞争議(昭和二十年十月)京成電鉄争議(同年十二月)でとられたこの

は二十一年六月「社会秩序保持に関する声明」を発して生産管理禁止に踏み切った。 このような情勢の中で昭和二十年十二月労組法が成立、組織化は一層助長され、二十一年末には組合数

ような争議戦術は直ちに各組合の採用するところとなり全国的に拡大していった。かかる事態に対して政府

成された。他方生産回復は遅々として進まず、加わうるに二十年産米は大凶作となり、国民は食糧危機でま 年一月に先ず労働組合総同盟が、次いで同年八月には産別会議が結成され、わが国労働運動の二つの核が形 万七三〇〇、組合員数四八五万人と驚くべき成長を示した。これと共に運動統一化の要求も高まり、二十一 さに餓死寸前に追い込まれた。そしてこのような食糧危機の状態は二十一年五月十九日のいわゆる「食糧メ

ーデー」に端的に示されている。

均賃金の引き上げに成功したが、官庁労働者の給与は釘づけされたため、民間との間に大きな開きを生むに 参加したが、この時電産はいわゆる「電産型賃金」の獲得に成功した。またこの闘争で民間産業労働者は平 勢が展開された。この十月闘争では一三単産約五六万人が結集され、電産、新聞放送労連など続々とストに ○○人などの大量首切りに対し再び盛り上り、結成後日なお浅い産別の支援によって、いわゆる産別十月攻 さて政府の生産管理非合法の声明などで一時退潮を示した労働運動も国鉄七万五〇〇〇人、海員四万三〇 を歩むこととなる。

渉権は剥奪され、同年十二月に成立した国家公務員法改正によりそれ以後官公労関係組合の運動は苦難の道 ッカーサー書簡(七月二十二日)および政令二○一号であった。この政令によって公務員の争議権 るをえなくなったが、この傾向に追い打ちをかけたのが官公労が二十三年に行なった官公労七月攻勢(いわ になった。またこの二・一スト禁止後、それまで闘争の最前線を進んでいた官公労組の地位はやや後退せざ たった。しかしこれを一つの契機として産別・共産党への批判が激化し組合民主化運動への動きを生むこと 闘争は一層油を注がれ、共闘は遂に一月十八日に二月一日以後無期限ストを宣言するにいたった。これに対 十二年吉田首相は年頭の辞で労働者を「不逞の輩」呼ばわりをしたが、これがきっかけとなり反吉田内閣 た。これに対し政府は一時金支給のみで給与引き上げは全面的に拒否する態度に出たのみならず、更に翌二 庁共同闘争委員会」に結集して、昭和二十一年十二月最低賃金、越年資金の共同要求を提出するにいたっ 至った。しかもインフレの昂進はやまず実質賃金は低下しつつあった。ここにおいて官公庁労組は「全官公 ゆる公務員給与二九○○円ベース打破闘争)に対して出された「非現業公務員の争議行為を禁ずる」旨のマ し一月三十一日マッカーサーは正式な中止命令を出し、予定されていたゼネストも遂に中止のやむなきにい

最も重要な政策はわが国の悪性インフレをたち切って、貨幣価値を安定せしめ、為替率を決定して日本経済 を資本主義的に立ち直らせることであった。かくてGHQは昭和二十三年十一月いわゆる賃金三原則、十二 の防壁たらしめるため、早急に経済の自立を達成させるという方針に変わった。このために占領軍のとった またこの頃から国際的な冷戦の激化に伴い占領軍の政策は大きく転換、わが国をアジアにおける共産主義

**プ七王** 

定替率の決 られると共に復金融資は廃止され、一ドル=三六〇円の為替率が決定された。これら諸施策を通じてさしも 続出すると共に、政府を始め多くの企業で大量の人員整理が行なわれ、組合は従来の攻勢から防衛へと立場 の悪性インフレも遂に終息させられるにいたったが、しかし反面激しいデフレに見舞われ中小企業の倒産が プ勧告が行なわれ、これら一連の強力な政策によって、わが国政府は二十四年度について超均衡予算を強い 月経済九原則を指示したが、翌二十四年二月にはドッヂ氏が来日、いわゆるドッヂ政策を勧告、続いてシャウ

を変更せざるを得ないこととなった。

れを契機として以後十一月にかけてレッド・パージの旋風が吹きまくった(これにより民間約一万一○○○ 当然労働運動にも反映し、八月三十日全労連が解散を命ぜられ同時に幹部一二人が公職から追放された。こ 者一七人の公職追放を指令すると共にアカハタの発行停止を命令した。総司令部のかかる反共政策の強化は 明がだされたが、次いで六月三日マ司令官は日本共産党中央委員二四人、翌日には「アカハタ」の編集責任 準にまで回復した。ところでこの間昭和二十五年五月三日には共産党を「侵略の手先」とするマ司令官の声 鮮動乱がぼっ発し、わが国はいわゆる朝鮮特需に潤った。生産は急激に増大して総国民生産は一挙に戦前水 このようなドッヂ旋風は約一年半にわたって日本経済の中核部分に吹き荒れたが、翌二十五年六月には朝

人、官公庁関係約一二〇〇人がパージされた)。 さて二・一スト失敗後の労働運動の流れの中でGHQの支援のもと次第に勢力を伸ばしてきた民同は昭和

に同年七月十一日結成式をあげた。この直後レッド・パージが開始されたのであるが、総評はこれを黙認す 二十五年三月、当時の主要単産を網羅して「日本労働組合総評議会準備会」を結成、着々と準備を進め、遂

産党勢力の排除によって民同勢力の地位は安定したが、反面組合運動は一時沈滞することとなった る態度に出たため、 組織的な反対闘争もほとんど行なわれないままパージは順調に進行し、組合内からの共 一大 男河 ・

男著「戦後日本の労働運動」・大河内一男・藤田若雄編「前掲書」第二章大友福夫他「戦後労働運動史」(「日本資本主義講座」第七巻)・大河内一。

後組合が続々と結成されることとなる。そしてこのような動きは労働組合法の施行を契機に急速に進み五月 動きはほとんど見られなかった。しかし翌二十一年に入ると一月の内之浦漁民組合の結成を皮切りとして以 ていった。 メーデー、 上のような全国すう勢から見ると、当地方の労働運動の再出発はややおくれ、 六月鹿児島県労働組合協議会(県労協)の発足、十月産別攻勢などをきっかけにいよいよ進展し 昭和二十年中は具体的な

の組合 中旬には門鉄鹿児島管理部労働組合連合会を結成、三月十五日には門鉄労組九地連を通じて国鉄労組総連合 合と鹿児島管理部系統の職能別労働組合がほぼ時を同じくして結成された。このうち管理部系統組合は二月 本市で組合結成の先頭をきったのは国鉄関係であり、昭和二十一年一月中旬には西鹿児島工機部従業員組

月二十一日)など、また地場企業関係では南日本新聞社従組(二月二十日)鹿児島市新聞配給所従組(二月 員組合(二月二十八日)市交通部労組 従組が結成され、これらは四月に入り逓信従業員組合鹿児島地区協議会に結集した。その他鹿児島市中等教 大口市の疎開先で鹿児島貯金支局従業員組合が結成され、三月に入って鹿児島郵便局、 に加盟している。 公庁関係労組として発足、民間大企業関係では日通鹿児島支店従組 他方工機部従組は四月一日には西鹿児島工機部労組に改組された。これに続いて二月中 (四月三十日) 全国煙草労働組合鹿児島支部 (二月十七日) 九配鹿児島支店従組 (四月二十日) などが官 同電話局など次々と

労 働 六七七

島市庁職組(九月一日)全国専売職員組合鹿児島支部(九月二十八日)などの結成をみ、更に民間大企業関 二十三日)などの結成をみた。更にメーデー以後になると官公労関係では組織強化や単一化が進められたほ か、新たに青年・国民学校教員で作られた鹿児島市教員組合(五月十日)鹿児島県庁職組(七月六日)鹿児

日)鹿児島化学労組(十月十八日)などの結成がみられた。

係の九電、日通などではいづれも単一化が進められたほか、地場企業では鹿児島興業銀行従組(八月二十七

会働鹿児島県 組合協議 議 官公庁労協とに分裂することとなる(このあと県労働組合青年協議会の運動を通じて翌二十二年六月再統 された)。 にも偏しない超党派をたてまえに出発したが、十二月には地労委推せん資格の問題を巡り私企業県労協と県 の六月二十七日市内の労組を中心に鹿児島県労働組合協議会(県労協)が結成された。県労協は左右いづれ 以上のような動きと並んで地域的戦線統一の動きも進められていたが、本県で始めて開かれたメーデー後

えたとみてよいであろう。県労政課調の二十三年における本市の組合数は一〇三、組織人員約一万八〇〇〇 七〇〇人、運輸通信一三組合一八七五人、電気ガス三組合一〇五一などが主なるものであるが、これからみ 人であり、うち公務員関係が二五組合一万〇三五〇人と圧倒的な地位を占め、その他製造業関係三一組合一 その後昭和二十三年頃まで組織化は進むが市内主要労組については大体二十二年末頃までにほぼ結成を終

議の十月攻勢、年末の全官公共闘など大規模な激しい争議が行なわれたが、このような全国趨勢に対し本市 さて昭和二十~二十一年にかけて生産管理闘争が全国を風びし、二十一年五月には食糧メーデー、産別会

ても本市所在の製造業の零細性が推察できる。

い一時をしのいだのであった。

労争議が発生するのは二十一年後半に入ってからである。更に二十一年を通じて生産管理を伴う争議は一件 至らず要求を貫徹したのを除くと争議らしいものはほとんどみられなかった。市内の民間大企業労組や官公 ではどうであったか。二十年中は本市はもちろん県内でも労働争議は全くみられなかった。翌二十一年に入 も発生せず、その後も薩摩木工争議(二十三年)を除けばほとんど発生しなかったと言ってよい。 り上半期には鹿児島市新聞配給所従組が結成と同時に経営参加、役員退陣を要求して闘争に入ったが争議に

児島地区軍政部は結成間もない県労協を中心に八月初め食糧危機突破協議会を設置せしめ、市内労組員を主 体に食糧危機突破部隊が編成され、軍政部手配のトラックを利用してカボチャ、早掘甘藷の緊急集荷を行な 市で食糧難がなかったわけではない。当時本市でも他と同様食糧事情は全く危機的状態にあった。かくて鹿 次に食糧メーデーについては本市では特に目立った動きはなかったようである。しかしだからといって本

部では十月八日以後電産中央に呼応して闘争体制を整備、十月二十・二十一日には初めての五分間停電スト 五日午前七時のニュースを最後にストに突入、十月二十五日中央での妥結まで続けられた。また九配労鹿支 を行ない、十二月二日の全国一斉停電ストにも準備が整えられたが中央での妥結でストは中止された。 産別十月攻勢では本市ではNHK鹿児島放送班と九配労鹿児島支部が参加した。NHKは本部指令で十月

もって共闘委員会を発足させた。これには上記労組のほか県職組、市職組、市交通部労組、全専売職組鹿支 電話局など、国鉄関係では国鉄鹿地方労組および工機部労組が中心となり県官公庁労組協議会のメンバーを また全官公の秋季年末闘争(二・一ストへ発展)では全逓鹿児島地協下の鹿地区本部 郵便局 貯金局、

労 働 六七九

会

二・一スト り、越えて昭和二十二年農村部の厳しい批判や反対にもかかわらず中央に呼応しつつ一路二・一ストへ直進 島税務所支部などではゼネストへの準備が整えられ、一月三十一日には中央指令即応の態勢になっていたが、 組でも一月十八日ゼネスト宣言を発するにいたった。これ以後全逓、国鉄はもちろん全専売職組、全財鹿児 国鉄、全逓を中心に進められることとなり、全逓鹿地協は一月六日以後ゼネスト態勢を確立、国鉄鹿地方労 していったが、県職、市職、市交通部労組などはスト直前に不参加を決定した。かくて二・一ストへの道は マ司令官のスト中止命令で遂に不発に終わった。 部なども参加し、十二月二十八日照国神社で「生活権獲得大会」を開き市内デモをやり団結の強化をはか

通告が行なわれ、不当労働行為事件の県下第一号として問題になった県木材林産連合会事件などの他はみる 善を巡る争議、組合結成と同時に幹部の転勤を命じたことに端を発し争議に入り、組合長以下一一名の解雇 り、そのうえ四月総選挙で片山内閣が成立し、その政策を一応静観しようという組合側の態度も手伝って、 二十二年前半は労働界は比較的静穏であったが、本市においても鹿児島新聞販売所従組の所長退陣、待遇改 この二・一スト後世論の厳しい批判や、組合内部での自己批判など労働運動は全国的に一時鎮静状態に入

賃金 暫定業種別 得したが、年内支給は二か月に止まり、残り○・八か月は二十三年に持ち越された。他方給与水準について 環としてとられた暫定業種別賃金、いわゆる一八〇〇円ベースは労働者の不満をかい、官公労は一八〇〇円 ベース打破、生活補給金二・八か月支給をかかげて秋季年末闘争に立ちあがった。このうち生活補給金は獲

しかし昭和二十二年後半に入り片山内閣に対する労働者達の期待は漸次裏切られ、特にインフレ対策の一

べき争議は生じなかった。

組など非現業関係労組も加わるにいたった。そしてこの間郵便局、電話局、貯金局は三月十五・二十五・二 全専売も参加、三月末には更に県職組、地労委事務局職組をはじめ全財鹿地区連合、全農林、労働基準局職 た。この闘争は翌二十三年の三月闘争に持ち越されるが、三月闘争では全逓のほか、 拒否されたため十二月十七日から電信局支部が安全闘争を、郵便局支部その他では 月先ず鹿児島郵便局支部、貯金局支部が「地域的生活給の確立」などを含む要求書を当該局長宛提出したが が、その闘争方式は二・一スト禁止令のために大きく変化し地域闘争戦術がとられた。本市では二十二年十 申の採用を決定したが、全官公労組(但し国鉄は除く)はこれに反対、二九二○円ベース打破、第二次補給 は別に作られた給与委員会により翌年二月二九二〇円ベースを根幹とする職階給が答申され、政府もこの答 波状停電ストを実施、 十九日とストを敢行、電産県支部でも事務ストのほか三月に入って十六・二十二・二十五日と三次にわたる 金支給を目標とした、いわゆる三月闘争が組まれた。これら一連の闘争で本県では終始全逓が中核となった 更に月末には非現業関係労組でも賜暇、定時退庁などで呼応したが、マーカット覚書 「電報嘆願」を開始し 電産県支部、 全日通

展開されたが、本県や本市では国鉄はもちろん、全逓関係でも「政令内闘争」が決定され、僅少の職場離脱 務員法改正へとつながり、これに反対して国鉄、全逓を中心に全国的な職場放棄などの激しい左翼的闘争が 発表され、続いて政令二○一号が公布されたが、このときには本市では全逓、国鉄傘下組合はいづれも目立 った動きはみられず、産別系民間労組でも格別の行動はとられなかった。またこの政令二〇一号は年末の公 更にこの年の全官公夏季攻勢では国鉄の地域闘争が激化し、これに対し七月二十二日マッカーサー書簡が によってこの闘争も遂に終息した。

第三章

議摩木工争

をみたほかはおおむね平静であった。

会館時代」を形成することとなるが、反面、国鉄、電産など県下の最有力単産での組合民主化運動と次第に 解決をみた。ただこの争議に附随して生じた、いわゆる「ベルト争奪事件」をきっかけに指導にあたって この争議は共産党、県労協書記局指導のもと生産管理に発展したが、争議そのものは地労委の斡旋で早期に 対立し、翌年の衆議院選挙対策を巡って県労協は再度分裂への過程をたどることとなる。 検挙され、軍事裁判の結果実刑に処せられたという点で当地方の戦後労働界の重大事件となったものである。 回公判ではこの対立が極点に達し、遂に「法廷デモ事件」に発展した。このため県労協書記長を含む七名が いた共産党員三名を含む五名が検挙され、これを不当とする労働者側と検察側が対立、六月二十六日の第二 また三月攻勢やこの薩摩木工事件を通じて県労協書記局の左翼化が急激に進み、県労協のいわゆる「拓洋 しかしこの年五月から八月にかけては市内の零細製材業薩摩木工争議を巡って注目すべき事件が生じた。

わずか四か月間に二倍をこえる状況であり、県職安課調の企業整備状況では二十四年一か年の整備件数一六 でも国鉄、全逓などを始め人員整理が行なわれるにいたった。労働基準局調による県下九~十二月、四か月 場合、この影響は工場閉鎖、 七、これによる整理人員は約二○○○人に達した。 間の賃金不払い件数は毎月一○○件をこえ、不払い総額は九月の約六○○万円から十二月一三五○万円へと さて昭和二十四年に入ると、ドッヂ・デフレと首切り旋風が始まるが、中小零細企業を中心とする本市の 倒産、賃金の遅れ、不払いの著増、 人員整理などとなって現われ、官公庁関係

的打撃を受けた。この他県職組では職組幹部二人を含む一七人が、市職組でも一〇人近くが整理されたが は地区本部長、書記長以下主要幹部が含まれており、このため全逓鹿地区本部および主要支部中枢部は潰滅 ていた。本市関係では鹿児島郵便局三人、貯金局五人、電報局一三人、電話局五人などであるが、この中に 整理通告、七月十二日一二七一人におよぶ転降職者の発表がなされたが、同十五日第二次では管理部一四九 いずれもさしたる抵抗はみられないまま終わった。 った。全逓の場合整理人員こそ国鉄関係に比べて僅少で済んだが、組合幹部がねらわれた点で大いに異なっ 人、工機部二五八人にのぼる整理が行なわれた。次いで第二陣は八月十二日個人通告で始まった全逓であ

整理が行なわれた事件などが注目されたにすぎない。 係では鹿児島樫材加工会社(組合員一六人)の断続四か月にわたるねばり強い争議の果て遂に退職金で了承 までもなく、組織労働者の場合も一、二の例外を除き、激しい抵抗を試ることもなく整理が進んだ。本市関 更に地場中小企業については上述のように倒産、企業閉鎖、人員整理が続出したが、未組織労働者は言う

回大会で遂に国鉄、電産を中心とする民同系が県労協執行部を批判、左右の対立が明瞭となってきた。かく 労協主流に対し、反左翼を指向する労協内大単産、国鉄、電産が対立していたが、二十四年七月県労協第四 的に全労連、産別左派の勢力は衰退し、労働戦線は戦後最大の分裂時代を迎えるが、本県でもこの潮流は同 契機として組合内では闘争指導に対する批判が激しくなり、民同勢力の戦線統一は著しく進展、それと対照 さて一〇〇万人首切り反対闘争に対する共産党および産別左派の指導は失敗に終わったが、これを一つの すなわちさきに触れたごとく、昭和二十三年の三月攻勢、薩木事件を通じいよいよ左傾する県

協働鹿児島県 連絡 連絡 場 会議ではその後も傘下主要単産の脱退が続き、結局中小企業の組合を中心に再整備をはかったが態勢を挽回 脱退を決めたのに続き市交通部、全専売鹿支部も脱退を決定した)。かくて県労会議脱退派は国鉄、電産支 を脱退し県労協はここに再び組織分裂を引き起こすこととなった(このあと九月には鹿教組執委が県労会議 てこの第四回大会後日ならずして国鉄支部続いて電産県支部が県労会議(第四回大会で県労協から名称変更) 合運動の推進」を目ざして鹿児島県労働組合連絡協議会(県労連)を発足せしめることとなった。他方県労 部などを中心に数次の準備会を重ね、十一月十三日教育会館において「政党の支配排除、民主的で健全な組

してこれ以後県労連の勢力が伸びるのに対比して、県労会議の勢力は衰退し、県下労働運動のイニシャチー で一四名、政府関係機関七名、合計二一名に止まり、目立った抵抗も行なわれないまま平穏に終了した。そ ジは先ず八月四日南日本新聞社の六名を最初に、八月末電産県支部四名それ以後十一月にかけて結局民間側 ブは遂に民同系県労連によって握られることとなった。 このような民同勢力の統一を一層促進し決定的ならしめたのがレッド・パージであったが、当地でのパー

することはできなかった。

係でも鹿児島化学の八○人の人員整理に端を発する紛議(退職金二・五か月、三二人の整理で一月末解決) たものだけでも二〇一、整理人員二一三五人に達した。しかしこれを巡る争議はそれ程発生をみず、本市関 続けていた。かくて倒産、企業整理は二十四年を上回り、年間を通ずる県内の企業整備件数は統計に現われ で苦難の道をたどったこれら中小企業は朝鮮動乱、それによる特需にもほとんど潤うことなく、依然低迷を ところで以上のような動向に対して地場中小企業ではどうであったか。昭和二十四年のドッヂ・デフレ下

求する対市長闘争であり、 や鹿児島市自由労働組合の二十五年一月および十月の二回にわたる闘争(前者は賃上げ、 ハンスト、就労拒否などの戦術がとられた)などが注目をひいた程度であった.第一巻第一~第五編ハンスト、就労拒否などの戦術がとられた)などが注目をひいた程度であった.鹿児島県労働運動史 ハンストが行なわれた。後者は一本輪番制反対を要求する対職安闘争で街 就労制限撤回を要 |頭宣 0

争指導でもやや消極的であったが、二十六年に入ると春闘、 括加入も否決された。他方合法主義をたてまえに出発した総評は る日本の独立」の「平和四原則」が採択され、同時に発足当初からの重要課題であった国際自由労連への一 とが対立、新運動方針案の審議は難航したが、 党年次大会では「平和三原則」で鋭い意見の対立が見られたという事情もあり、その直後開かれた総評第二 経済闘争に置いていたのみでなく、当時行なわれていた朝鮮動乱に対しても国連支持の立場をとった。とこ 中核として結成された総評は「自由にして民主的な組合運動」を根本的立場とし、 回大会では講和論争が白熱化、 ろで翌昭和二十六年は講和条約と共に日米安全保障条約が調印された年である。この日本の独立を巡り社会 戦後第二期の運動 全国に関して、左翼的な産別の運動指導に批判的な民同勢力と戦後の組合リー、 社会党の平和三原則の確認をせまる一派と、単独講和止むなしとする一派 結局 「再軍備反対、 秋闘を通じ次第に大規模な闘争を展開、 「闘わざる民同」と称され、発足当初は闘 中立堅持、 軍事基地反対、 運動の主柱を合法主義と 全面講和によ 積極的 ター

対し、さきに結成をみた「労働法規改悪反対闘争委員会」(労闘)を中心として、総評は組合のわくをこえ 備し始めていたが、昭和二十七年三月末にいたり「破防法案」の議会提出をきめた。こうした政府の動きに さて講和と独立を契機に政府は占領下に制定された労働関係諸法規の改正と共に、 独立後の治安対策を準

働
六八五

)

行されるにいたった。そして労闘ストを契機に総評の運動方針の転換は一層明確なものとなった。 公布施行されることとなり、他方同時に審議が進められていた労働法規改正案も七月末国会を通過、 厳しい批判をうけ却って同法案の成立を助長し、破防法案は五月十五日に衆議院を通過、七月二十一日には や共産党による宮城前「血のメーデー」事件や、その後各地で散発した共産党の火焰びん事件などは世論の た大衆闘争を計画、 四〜六月にわたり労闘ストを展開、法案阻止をはかったが、この間極左的な一部組合員 翌日施

生活にも深刻な影響を与え、これを契機として政府は翌年「スト規制法案」(電気産業及び石炭鉱業におけ だが衆議院解散のため、この法案は次期吉田内閣の時再提案され、二十八年八月に成立をみることとなっ る争議行為の方法の規制に関する法律案)を国会に提案するにいたった。これに対し総評は反対闘争を組ん 月二十四日から十二月十二日にわたり一六次のストを繰り返した。しかしこうした両単産の長期ストは国民 前者では炭婦協が組織され、いわゆる家族ぐるみ闘争として十月中旬以後の長期闘争に耐え、後者もまた九 争によって要求実現をはかることを目ざしたものであり、炭労と電産が中核となって展開された。すなわち また昭和二十七年秋季闘争は総評の新賃金綱領に基づく賃金要求の上に大衆の日常要求を積上げ、大衆闘

た。

の成立の成立制法

た。これを契機として日教組は教育二法に反対する諸団体と共に反対闘争に立った。これがいわゆる教育二 公務員特例法の一部改正」と「義務教育諸学校の教育の政治的中立の確保に関する法律」案を国会に提案し さて同じ頃、 中教審でも昭和二十九年一月答申を行ない、この答申に基づいて政府は同年二月十六日 いわゆる「山口日記事件」をきっかけにして、教育の中立性に関する論議がにわかに活発と

多彩な統一行動を展開した。しかしこれら二法案も五月二十九日一部修正のうえ遂に成立をみた。

地方銀行争議など特異な争議が多数発生したのがこの年の運動では注目を受けた「野実著「日本の労働運動」・高 縮少、賃金遅払いなどが激増、 また昭和二十八年後半から次第に浸透していた引き締めは二十九年には本格化し、中小企業の倒産や事業 組合側の立場は全般的に防衛的色彩を濃くしたのみでなく、近江絹糸争議、

雄編「前掲書」第四章

議会 四月県経営者協会を設立、同時に日経連の傘下に入り対労組活動の県下中心指導機関として多面的な活動を 退した。そしてそれ以後鹿地評は中央総評の運動方針のもと本県の特殊事情を加味しつつ県下労働運動のイ され、活動を始めたことについてはすでに触れておいた。その後昭和二十五年に入り参議院選挙、 ニシャチーブをとることとなる。 (これと対応的に経営者側では従来の鹿児島県産業協会を改組、二十五年 末闘争を通じて労働戦線の統一は急速に進み、二十六年四月総評の下部機構としての鹿児島地方労働組合評 以上のような産別会議の分裂と総評の結成に対応して、本県においても県労会議の分裂から県労連が結成 (鹿地評)が結成され(加盟一一組合、二万三七○○人)、これと共に前記県労会議の勢力は急速に衰

議労鹿 会働児 品 合評方

攻勢など多彩な運動を展開したが、当地方でもサンフランシスコ会議を目前にした八月上旬から九月初めに でもあった。かくて組合は終始この問題を中心に、あるいは平和運動に、 さて昭和二十六年は講和と独立の年であると共に、朝鮮動乱を契機とする日本資本主議の立ち直りの時期 あるいは治安立法反対闘争、 賃上げ

展開する)。

動

民会議平和推進県

かけて鹿地評傘下主要労組を中心に他団体をまじえて「平和推進県民会議」が結成され、奄美大島の祖国復 闘争は二十七年に持ち越されたようである。かくて二十六年の鹿地評における中央即応闘争は秋季年末闘争 が、九月以後はむしろ平和運動よりも秋季年末の経済闘争へ主力が向けられた。他方治安立法反対闘争につ 動を展開、 いては、その前段としての労働三法改正反対をねらいとする県民大会が照国神社で開かれた程度で本格的な 帰運動を展開する旨の声明を発表、続いて終戦記念日から一週間の平和週間には街頭宣伝、 更に九月一日には「平和推進県民会議蹶起大会」を照国神社で開催し市内デモなどを行なった 講演会、署名運

間では電産県支部の闘争であった。以下これらを中心に二十六年の当地方労働運動を概観しよう。 この年の秋季年末闘争で最も注目をひいたのは官公庁関係では鹿教組、県高教組、県職組の三者共闘と民

が主であったと言えよう。

当の影響をうけたといわれる。しかしこの第五波の直後中央で妥結し、電産県支部の賃金闘争も終わった。 続き賃金闘争に入り十一月四日以後事務ストを手始めに十一月七日以後十二月一日にわたり五波におよぶ電 員会交渉を手始めに十二月にかけて知事交渉、対議会交渉を繰り返すなかで定時退庁、平衡交付金増額運動 源ストが繰り返され、特に第五波四八時間の電源ストでは一般家庭はもちろん、工場事業場も緊急停電で相 にもかかわらず闘争戦術を強化、同月二十八日中労委の斡旋で協約改訂問題は一応解決をみたものの、 (鹿教組)昼食抜き断食授業(高教組)などの闘争が組まれたが、なかでも注目されたのは鹿教組の闘争に また地公労関係三者共闘は賃金改訂と年末手当要求とを柱とするものであったが、十一月中旬の県人事委 電産県支部では中央に即応し、十月十一日以後実力行使に入り、十五日からはルース台風後の被害復旧時

電源

スト

渉で妥結)や十二月に入ってからの鹿児島自由労働組合の二回にわたる闘争(初回は越冬資金要求で四○○ 人が市内デモを行ない、次回は賃金前借要求で代表約一○○○人の県庁内坐り込みなどが行なわれた)など 他方地場企業関係では南国交通労組の協約改訂並びに年末資金要求闘争(スト権確立を背景とする自主交

が主なるものであった。

止まり、最後の六月二十四日第四波は当地方では僅かに鹿大生約九○○人による破防法反対集会と市中デモ が行なわれたにすぎなかった。かくて四波の統一行動をもってしたいわゆる労闘ストも当地方では次第に先 折から夏季手当闘争中の国鉄鹿地本では賜暇や坐り込み、西鹿児島工場支部のタンク上の坐り込みなどが行 盛り上りがみられ、電産支部の電源スト、全逓鹿地本および鹿児島電報局の賜暇、鹿教組抗議集会、その他 なわれて気勢が上ったが、続く第三波第二段では電産支部の電源スト、全日通で職場大会などが持たれたに の二時間職場放棄など行なわれたが、特別な混乱はなかった。次いで六月七日第三波第一段では当地方でも 波では電産県支部の二時間職場放棄、 さて翌昭和二十七年春闘は「労闘」と密接なからみ合いで展開された。すなわち四月十二日労闘スト第一 同十八日第二波では電産県支部の職場大会、九州電気工事労組県支部

細りの状態となり、所期の目的は達せられずに終わった。

せることができた。しかしこの選挙の際鹿児島市職および国鉄鹿地本傘下の鹿児島支部などで統制違反問題 正反対」などの問題をめぐって保守、革新が争ったが、鹿地評では第一区赤路友蔵、第二区富吉栄二を当選さ またこの年十月に行なわれた総選挙は独立後初めての総選挙であり「大砲かバターか」「再軍備と憲法改

**育**二

動

六八九

争議

電産

済および国民生活に相当深刻な影響を与えた。電産県支部もこの電産統一闘争の一翼として途中僅かの例外 協約改訂について行なわれたが、要求提出以来八か月、第一波スト以後でも約三か月一六波にわたり、電源 スト、停電スト、事務ストなどを波状的に繰り返し、同じ頃行なわれた炭労の長期争議と並んでわが国の経 が生じ労働界の話題となった。 続く秋季年末闘争は当地では電産争議によって彩どられたといってよい。この争議は賃金引き上げと労働

を除き第一波~一六波におよぶ統一闘争に参加、ねばり強く闘ったが、これに対し地元中小企業はもちろ

世論も必ずしも同情的ではなかった。

闘争)をもって開かれたが、同法案は国会解散で廃案となり闘争は打ち切られた。この間賃金闘争を進めて スト突入直前から始められた地労委の斡旋により四月三日早朝妥結した。 長期ストを打った。このため運休列車や滞貨が増大、社会的にも影響が現われ始めたが二十五日中央で妥 いた全日通県支部では、本部指令に従って三月十九~二十五日の間三波にわたり日通支部結成以来初めての 越えて昭和二十八年当地方の労働運動は鹿教組の「義務教育学校職員法案」反対闘争(いわゆる教育防衛 ,争議は終わった。また私鉄総連傘下の南薩鉄道労組でも最低基本給要求をめぐって闘争に入っていたが.

組んだが、この全国統一闘争に際し当地方では電産県支部を柱に日通、全逓、全農林支部などが参加したも 法案」を六月十四日再度国会に上程した。かくて総評は法案成立の阻止をねらう「スト規制法反対闘争」を のの多くは、職場大会を持った程度に止まり、それ程の盛り上りはみられなかった。このことは闘争の中核 さて五月中旬に行なわれた総選挙により再び政権の座についた吉田内閣はさきに廃案となった「スト規制

をなした電産支部が前年末の電産ストで組織内に動揺を生じていたこと、実力行使直前に西日本を襲った風

水害のため実力行使の計画を復興闘争に切りかえたためといわれている。

が、 また昭和二十八年は朝鮮動乱後の景気沈滞期にあたり中小企業では企業整備、人員整理などが行なわれた 本市関係では南鉄労組や丸安木材労組などで企業整備、 人員整理などを巡る争議が発生した。

部電労鹿支 四人は二十八年三月「九電労鹿支部」を結成したため、電産県支部も遂に分裂、その後の運動に少なからぬ め、その勢力は四七組合、約四万五○○○人に成長、名実共に県下労働運動の中心となるにいたった。 は、二十八年十月には鹿児島市郡木材産業労働組合、鹿児島市一般労働組合などの中小企業合同労組を含 影響を与えることとなった。また発足時加盟組合一一、組合人員二万四〇〇〇人程度にすぎなかった鹿地評 動きは短時日のうちに九州全域に波及、電産県支部でも係長などを中心に集団脱退が生じ、これら脱退者一 本市関係組合はやはり官公庁関係が約五〇%を占めてはいるが、この頃には組合数一五〇、組織人員二万五 さて昭和二十七年末の電産長期ストではその末期に近く、北九州戸畑発電所で集団脱退が生じたが、この なお

ぼ時を同じくして鹿教組を中心に本年最大の闘争とみられた、いわゆる「教育二法反対闘争」が展開されて 六四人が集団脱退するなど、その後の鹿地本の闘争に少なからぬ影響を与えることとなった。またこれとほ 処分反対闘争で始められた。この闘争は一月七日の超勤拒否に始まり、次第に戦術を強化し、 には五割休暇(ピケを含む)を行なったが、この最後の五割休暇は西鹿児島工場で強行され、これを契機に こえて昭和二十九年、当地方の運動は国鉄鹿地本が前年末に行なった官公労傘下の年末手当闘争に対する 十九~二十日

九〇〇人に達した。

育二法反

いた。 動を展開、そして最後の全組織をあげての抗議スト、すなわち鹿教組最初の日曜振替授業を三月十四日に実 たる「地区防衛大会」のあと二十五日以後一〇日間にわたり教育防衛決起旬間を設定、多面的な宣伝啓蒙活 鹿教組および高教組では二月九日先ず幹部七名がハンストに入り、翌日および二月二十日の再度にわ



施したが、下部では多少の足並みの乱れが出た。しかしこの教育二 法反対闘争は鹿教組発足以来最大の実力行使として特記すべきもの

であった。

賃金争議(地労委斡旋が行なわれたがスト予定日までに労使の交渉 このあとメーデーに至る間の市関係主要争議としては南鉄労組

日自主交渉で妥結)、鹿児島一般労組清掃社分会(一九名)の賃上 がまとまらず、四月二十五日始発から二四時間ストに突入、二十六

げ争議などが挙げられる。 ついで八~九月にかけては当地の大争議と称された鹿銀、川島学

園の争議が起こった。

限スト、十一日および十三日には本店二四時間ストとピケを張り非組合員の就労を阻止、十四日仮処分が公 この対抗手段として会社側が申請していた仮処分が九月十三日に決定されたが、この間にも十日時 たもので、九月七日以後九日にわたり時限ストを繰り返しつつ戦術 鹿児島銀行争議は全銀連の統一賃上げ闘争の一環として行なわれ

されるなど、県経済に及ぼす影響が憂慮されるにいたったため、同日県知事は異例の措置として地労委に斡 共に街頭宣伝を実施した。他方同じ日「鹿児島銀行取引者大会」も開かれ、鹿銀労使に対する要望書が発表 示されるや組合はこれに対抗するため予定を変更、本店および市内上町、荒田支店の二四時間ストに入ると 地労委では直ちに斡旋を開始し翌十五日解決をみた。

旋を要請した。 他方川島学園争議は組合の給与改訂要求に端を発し、のち第三者たるPTAが組合側を支持、 学園対組合

議川島学園争 聞紙上を通ずる声明・投書合戦が行なわれ、それを通じて学園の前近代的労務管理が暴露され「私学界の近 書の解釈をめぐって再燃し、以後紛糾を重ね、九月二十一日地労委斡旋で一応解決はみたものの、 江絹糸」争議などの評価も行なわれ市民の注目を集めた。 ・PTAの形で争議が展開されることとなったが、問題は五月二十二日の理事長・PTA・組合の三者間覚 この間新

島車掌区を指定して三割休暇に突入した。この際鹿駅発門司港行貨物上り一六四列車に代理車掌を乗り込ま 号列車事件」(昭和二十九年年末闘争の第三波(十一月二十五~二十七日)において国鉄鹿児島地本は鹿児 ピケを張って就労を阻止したため、貨物列車の運休や遅延が多数発生した。なおこの際にいわゆる「一六四 行使が行なわれたが、十一月二十五~二十七日の第三波では国鉄鹿地本が鹿児島車掌区で三割休暇に入り、 せて発車させようとしたのをピケ隊が阻止しようとしたため小ぜり合いが生じ、これを理由に公務執行妨害 として鹿地本副委員長外二名が起訴された事件)が発生、 十一月から十二月にかけては恒例の官公労賃金および年末手当闘争が行なわれ、十一月九日以後反復実力 地本副委員長以下四名の検束者が出た。

以上のほかこの年の労働界で持記すべきこととしては九月の鹿児島県労働金庫開設がある

金属場場

六九四

六分。

中核はいわゆる太田―岩井のトリオとそれを中心とする戦後派組合リーダーにとって代わられた。 五および第六回大会ではこれらの対立する二つの考え方が事務局長の椅子をめぐる高野対太田、岩井対高野 を「経済主義」の線に引きもどすと共に「産業別統一闘争」に重点を置くべきだとする勢力が台頭、 られると共に政治的性格を濃くしていった。しかし高野派のかかる指導に対して、その政治性を批判し、運動 の対立として現われたが、昭和三十年の第六回大会では遂に岩井が事務局長に選出され、同時に総評指導の れる人々であった。そして彼等の指導のもとに総評の運動は次第に労働組合のわくをこえて国民大衆へ広げ 戦後第三期の運動 全国に関して、総評発足以来その中心にあって運動を指導したのは、高野実に代表さ 総評第

方式 行なわれることとなる。だからといって闘争が経済的なもののみに限られていたわけではないことは言うま れるが、とまれこのような方針によって以後年々官民歩調を合わせて、春に賃上げを中心とする経済闘争が でもない。以下この期の闘争のうち当地方にも関係の深いものを拾ってみよう。 はそれが「一律プラスα」方式による大幅な賃上げ要求である点、および産業別統一闘争である点などにみら 和三十年頃を境にいわゆる「春闘方式」が確立されたことの中に端的にみられる。この新らしい方式の性格 では総評主脳部のこのような交替を通じて運動指導にはどのような変化が現われたか。それはほぼこの昭

春闘

ども包含して反対運動の中核となって闘争を進め、五月十八日には全国一斉早退を実施して法案阻止をはか が挙げられよう。 第一に鳩山内閣によって昭和三十一年三月国会に提案された、いわゆる「新教委法案」に対する反対闘争 この時日教組は全地教委、全教委などの諸団体のみならず、日青協、日本PTA協議会な

「スト規制法存続反対闘争」が総評を中心に組まれたが、本県では盛り上りはみられなかった。

ったが、国会への警察力導入という異状事態の中で六月二日法案は遂に成立した。またこの年には十一月に

裂をはかるなどの強行策をとったので、反対運動は益々激化した。更に翌三十三年早々の全国教育長協議会 態度をとった。これに対して政府・与党はPTAへの働きかけにより、父兄と教員の離反や日教組の内部分 政の穴うめ策として教員の差別昇給を行なうため、県教組の激しい反対を押し切って三十一年に強行したと では九・十月にかけての評定書の提出が申し合わされたことから、日教組の態度は一層硬化、全組織をあげ いういきさつもあり、日教組はこれを教員の労働条件の悪化、教組の弱体化をねらうものとして強硬な反対 次いで昭和三十二・三十三年にわたる「勤評反対闘争」がある。もともとこの勤評問題は愛媛県が赤字財

が、十二月にはすでに大部分の府県で勤評書の提出が終わり、反対闘争も次第に下火となっていった。 ての闘争に立ち上がることとなった。これに対し総評も傘下組合員子弟の登校拒否などでこれを支援した

第三に昭和三十三年後半に行なわれた「警職法改正反対闘争」が挙げられる。この改正は警職法のほとん

れたが、総評をはじめ各労働団体も労働運動弾圧を策するものとして反対に立ち上った。更に社会党は労働 身柄の拘束その他の警察権の行使を規定しようとしたものであった。社会党は直ちに法案提出中止を申し入 ど全般にわたるものであり「公共の秩序と安全を乱すおそれありと認定」した場合には現行犯と全く同様、 団体のみならず文化団体、 婦人団体などをも結集 「警職法反対国民会議」を組織し、 十一月五日には戦後最

国民世論の盛り上りに直面して政府は遂に同法案を審議未了とした。 大の規模といわれる大衆動員のもと警職法反対の国民統一行動が行なわれるにいたった。このような広汎な

ど、深刻な様相を呈するにいたった。このような情勢の中で再度にわたる中労委斡旋が行なわれ、 野実著「前掲書」・藤田、塩田編「戦後日本の労働争議」第区章組合の組織と運動」・大河内一男・藤田若雄編「前掲書」第六章・高 二組合の発生をみ、組合は遂に分裂したが、会社は第二組合員による生産再開を策したため、その後就業阻 に端を発し、 なかでも全学連の行動が注目を浴びたが、このような世論の厳しい批判にもかかわらず、新安保は国会を の最終斡旋案により全国民の耳目を集めたさしもの大争議も九月六日遂に終結をみることとなった 止をはかる第一組合および支援労組員のピケ隊と第二組合および非組合員間に流血の乱闘が繰り返されるな 前者では「安保阻止国民会議」により実に二三次にわたる統一行動が組まれて繰返し国会デモが行なわれ、 そしてこの期は昭和三十四・五年にわたって闘われた新安保反対闘争および三池争議によって閉じられた。 自然成立するにいたった。また後者は三十四年八月会社の行なった四五八〇人に及ぶ人員整理案 翌年一月末頃からは遂に会社側のロックアウトと組合側の無期限ストに発展、三月に入って第 著「労働 群田若雄 八月十日

どの実力行使に入ったが、私鉄両労組とも三月二十七日、予定スト直前に解決をみ、電産のみを残して終結 児島県春季賃上共闘会議」を中心に展開され、これと併行して官公労関係でも新賃金、 した。また地場企業関係では高島屋従組の賃金争議や久永製作所労組の一月昇給をめぐる争議などがみられ 心とする予算獲得闘争を展開、電産は三月下旬から、南鉄、三州バス両労組は三月二十二日から坐り込みな 本県および本市の運動に関して、昭和三十年春闘は電産県支部、 南鉄、三州バスの三労組で構成する「鹿 年度末手当要求を中

次いでメーデー以後春闘第二次と夏季賃金闘争が展開されたが、ここでは春闘第一次で交渉進展をみなか

たが、激しい争議に発展したものはなかった。

結した。他方夏季手当闘争では市職組がプラスアルフアの増額要求で坐り込みを実施した程度で特別の紛糾 とが行なわれたが、その後はほとんど実力行使もなく、九月三十日地方本部での交渉妥結によって闘争を終 った電産県支部が七月十一日以後実力行使に入り、鹿児島支店では鹿地評支援のもとにピケを張るなどのこ

が、実力行使にいたらずして解決した。 午前に妥結した。この他相良製作所労組、 ち上ったが、南国、三州両組合は団交で解決、南鉄のみ交渉が難航してストに突入、地労委斡旋で二十七日 組まれ、十一月二十八日から鹿教組、高教組役員四名の県庁前ハンストなどが行なわれたが、二十九日県議 れを手掛りに公労協関係組合は相次いで妥結した。この間県四者共闘により昇給昇格完全実施のたたかいが 生じた。しかし第四波実施に先立ち、十二月七日政府が人事院勧告通りの年末手当増額を決定したので、こ 波以後次第に盛り上りをみせ、第三波(十二月一~三日)では国鉄、全逓の三割休暇実施で相当の混乱が 続く年末闘争では官公労関係で十一月十四日以後三波にわたり実力行使が行なわれたが、当地方では第二 人事委員会などの斡旋で解決をみた。また民間企業では私鉄関係南国、三州、南鉄も年末手当要求に立 南日本新聞労組、高島屋従組などでも年末手当要求が行なわれた

き込んで泥沼争議的様相を濃くした。 紛糾に紛糾をかさね、年内に三回に及ぶ不当労働行為申請が組合から出されたほか、PTA、生徒会をも巻 以上のように昭和三十年の当地方の経済闘争は概して平穏のうちに済んだが、ひとり川島学園争議のみは

第三章

しかしこの年は組織面で鹿地評が八月の大会で名称を変更 「鹿児島県労働組合評議会」 (県労評) となり、

性格をより明確ならしめたのを始め、六月五日には市内中小企業労組を中心に「鹿児島県中小企業労働組合

連合会」が結成されるなど中小企業の組織強化が進んだ。

翌昭和三十一年の当地方労働運動は恒例の春闘、夏季闘争、秋季年末闘争などいずれも概ね平穏に推移し

なり激しい争議もみられ、このうち特に「カクイワタ争議」は年内に二回も繰り返えされ、 たが、教組を中心とするいわゆる「教育二法 議の典型として市民の注目を浴びた。以下これらにつきやや具体的に述べよう。 (新教委法案、 教科書法案)反対闘争」や地場企業労組ではか 地方中小企業争

教育二法国教

動は当地でも異常な高まりをみせ、鹿大自治会でも抗議集会を開くなど全県民運動にまで発展したが、 ク大会を開き、これと並行して五日~十二日には街頭宣伝や地域懇談会をもつなど、闘争態勢の盛り上げを 教組は中央指令のもと三月五日から法案反対署名を展開すると共に、三月九・十日と職場集会およびブロ 委連絡協議会、 い支持のもとで、五月十八日全国統一行動の授業カット抗議集会へと進んだ。このように教育二法案反対運 対県民総決起大会」を開催した。この間二十二日には鹿大教授団の法案反対声明も発表されるなど世論 はかった。次いで四月に入り前記六団体共催による「教育二法反対地区大会」、二十四日には「教育二法反 教育二法反対闘争は日教組傘下の鹿教組、 教育庁職組など三団体をはじめ県青年団連協なども共闘を組んだことが特徴的であった。両 高教組を中心に展開されたが、特にこの闘争では県教委、 同法 地教 の強 ツ

争議 カクイワタ

案は六月二日遂に国会を通過した。

体 またカクイワタ第一回争議は労職間の根深い対立という基盤の上に、 新たに現場労働者のみで構成された労組結成が行なわれ、その翌日組合の行なった組合活動に関する 従来の労職混合の従業員組合を解

三組合「新興会」の結成や、これに基づく会社、新興会、第一組合の対立など極めて複雑な様相を呈する中 が組合員四名の懲戒解雇を通告、 る組合側の地労委への斡旋申請など、労使の対立が激化するなかで地労委斡旋が開始されたが、この間会社 とする要求に端を発し、スト突入、ピケによる就労阻止、これを排除するための会社側仮処分の申請に対す で、五月二十二日以後四八時間スト、続いて無期限ストに突入したが、地労委事務局長の精力的な斡旋 要求をめぐり発生した。かくて争議中、職員による第二組合の発生と組合切り崩し、第一組合脱退者による第 の提示した斡旋案を両者が受諾、解雇問題を除き十月六日解決をみたものである。 同月二十六日辛うじて解決した。次いで第二回争議は九月十九日組合側の行なった賃金引き上げを中心 組合側は不当労働行為救済申請を行なうなど紛糾を重ねたが、地労委会長

動に対する無理解など中小企業労使関係の古さを如実に示したものとして市民の注目をひいた。 以上二回にわたる「カクイワタ争議」は、労職間の対立と第二組合の発生、組合切り崩し、会社の組合運

解雇および常用工一時帰休をめぐる争議や、組合結成通知をうけた会社がその直後工場閉鎖を宣言、 生、ここにも当地方産業の脆弱な構造がみられた。例えば二~三月に起こった野田林業鹿児島工場の臨時工 の斡旋で一月末解決した淵上印刷争議などは必ずしも経営不振のみが原因ではなかったとしても、そこに根 この他本市では昭和三十一年の投資景気をよそに、経営不振から企業閉鎖、人員整理をめぐる争議が発 地労委

が強力な実力行使を行ない、多数の処分者を出し、引き続きこの処分反対闘争が行なわれるなど、波乱に富 昭和三十二年は引き締め政策のとられた年であるが、総評を中心とする春闘では、官公労なかんずく国鉄 因があったことは言うまでもない。

七つつ

定実施の確約が行なわれ闘争は下火となった。しかし国労鹿地本、機労鹿支部が三月二十三日業績手当支払 われた三月十一〜十五日の第三波では、国労鹿地本を中心に公労協関係、国公、地公労関係も参加し、半日 む年であったが、 い促進を要求して鹿児島駅、西鹿児島駅、鹿児島機関区などで行なった抗議職場大会は全く抜き打ち的なも 月十六日中央での岸―鈴木会談を契機に公労協関係組合の団交は急速に進み、全電通を初めに次々と仲裁裁 職場大会、二~二・五割休暇などの実力行使が行なわれ、国労、全逓関係では相当な影響が現われたが、三 当地方においても中心となった官公労の闘争は、例年になく激しかった。特にやま場とい

鉄、三州は共に十七日夜半妥結したが、南国交通は地労委斡旋を会社側が拒否したため、組合は三月二十一 に入ったが、いずれも進展せず、翌十六日、予定の二四時間全面ストに突入、このため鉄道、バスは完全に 日再度ストに突入、第三者斡旋で二十二日早朝妥結した。 ストップし、利用者に大きな不便を与えることとなった。しかしその後直ちに行なわれた地労委の斡旋で南 また同時に進められていた私鉄総連傘下の南鉄、三州、南国の賃金闘争では、三月十五日から積極的交渉

のであったため、

列車運行に大きな支障が生じ世論の批判は急速に高まった。

から七月にかけて処分反対闘争が反復して行なわれ、そのたびに新たな犠牲者が増加、泥沼的様相を呈する 本委員長以下二○名、機労県支部では委員長以下六名が処分を受けた。これに対して国労関係を中心に五月 ところでこの春闘に関し公労協関係では、五月初旬に多数の責任者処分を発表したが、当地でも国労鹿地

またこの年の秋季年末闘争では官公労関係は概ね平静に終わったが、私鉄総連傘下の三組合では時間短縮

を中心とする協約改訂要求を初めて行ない交渉が難航、十二月一日には自動的に二四時間ストに突入した。 しかし突入後の足並みが乱れたため、予期した成果は得られずに終わった。また全日通県支部も賃金問題で 、十月十七・八日の時限ストから十九日には四八時間ストに突入したが、中央での年末手当の妥結によ

解雇問題をめぐる争議(四月)など、いづれも中小企業労使関係の前近代的性格を如実に示すものとして注 以上のほか地場企業関係争議では、市内鴨池タクシーの組合結成をめぐる争議(一~二月)九工家具店の

り同

1日午後には中止した。

目された

支部の解散と同時に電労への加盟が決定されたこと、国労鹿地本で三十二年の処分反対闘争をきっかけに十 二月に入って一○七名に及ぶ集団脱退が生じたことなどが注目された。しかし反面平和運動の一環として進 最後に組織面では電産九州地本が電労へ統一されたのに伴い、電産県支部でも六月十七日の大会で電産県

労働陣営も生気をとりもどした。以下これらを中心に三十三年の運動を概観しよう。 たが、十月に突如起こった警職法改正反対闘争が急激な盛り上がりをみせて成功のうちに終わったことから、 越えて昭和三十三年当地では教組の勤評反対闘争が県民の関心を集めた程度で、概して低調に推移してい

められてきた原水禁運動では「鹿児島市原水爆禁止推進協議会」の発足をみた。

破大会 教育危機突 を添えた。その後四月に入り、日教組結成以来といわれる実力行使が全国各地で行なわれたが、当地方では の日教組統一行動では中央公園に約五〇〇〇人を動員「教育危機突破大会」を開催、低調気味の春闘に活気 先ず勤務評定反対闘争は、二月二十七日両教組の県教委あて公開質問状をきっかけに本格化し、三月八日

社

教組と県教委の話し合いの結果二か月の休戦に入っていたため、実力行使は行なわれず、全国的な歩調から

は約二か月のズレが生じた。

度分勤評は「異動や給与には用いない」という条件でようやく妥結、年間を通じてたたかわれた勤評闘争も た。その後十月二十八日の統一行動では、鹿教組のみ参加したものの低調に終わった。しかし評定書提出期 会という鹿教組結成以来最大の実力行使に突入したが、折りしも夏季休暇中であり、特別の混乱は避けられ スト、坐り込み、一○割休暇などが各地で実施され、県民の注目を集めたが、十二月二十一日にいたり本年 の十二月に入り闘争は急速に盛り上がり、評定者である市町村教委に対し「評定即時中止」を要求してハン む強力な実力行使が計画されていたが、当地方では両教組とも不参加を決定、全国唯一の不参加組合となっ た。次いで第二のやま場九月十五日の全国統一行動では、一〇割休暇と総評傘下組合員子弟の登校拒否を含 通告したことから、両教組は直ちに非常事態宣言を発し、七月二十六日には県下一斉一日休暇による職場大 さて協定期間明けの団交でも両者の意見は対立のまま過ぎていたが、七月に入り教委側が団交打ち切りを

延がでたほか、官公労、自治労関係、全日海、九電労、全日通などでも、それぞれ一―三時間の職場大会 て十一月五日の統一行動では国労、機労が拠点鹿児島駅で三時間の時間内職場大会を開き、このため列車遅 鉄などが時間内職場大会をもったほか、県総評でも市内目ぬき通りで街頭宣伝、 せ、これを中心に闘争が進められたが、十月二十八日の全国統一行動では、公労協関係労組や三州バス、南 また警職法改正反対闘争では、社会党県連が中心となり「民主主義擁護警職法反対共闘会議」を発足さ 署名運動を行なった。続い

一応の終結をみた。

が行なわれた。しかし十一月二十六日に予定されていた統一行動は法案が審議未了となったため、

組以外は時間外職場大会で終わり「労闘」を上回る規模といわれたこの闘争も一段落した。

このほか昭和三十三年は「なべ底」不況を反映して、当地方でも人員整理、賃金遅払いなどが増大した。

にいたった事件などがみられた。 市内鹿児島造船労組でも賃金遅払いや労働条件改善を要求して争議に入り、経営不振のため遂に事業所閉鎖

また組織面では、 四月「鹿児島地区労働組合評議会」

議働鹿 会組合総評 会総評 評下の市内中小企業労組一三が一月十二日「鹿児島市地区一般中小企業労働組合連合会」(六一七人)を結 め県労評は八月の大会で県労評から「鹿児島県労働組合総評議会」 (県総評) へ名称を変更したほか、 県労

(鹿地評) が県労評の下部機構として発足、このた

成するなど注目すべき動きがみられた。

わたる統一行動の組まれた安保闘争、 翌昭和三十四年の当地方労働運動をいろどるものは、 教組の勤評闘争、 教育課程改訂反対闘争など全国的な政治色の強い運 例年の経済闘争もさることながら、 やはり一〇次に

動であった。

を変更、目標を「勤評体制打破」に向けることとし同月十七日の県教委との交渉で「勤評は人事給与の面で の実力行使に踏み切ったものの、 に決裂するにいたった。これ以後鹿教組は職場集会、ブロック集会、 先ず勤評闘争については、 一行動に向けて態勢固めを行なっていたが、九月八日第五次統一行動日は高教組の脱落したなかで、予定 両教組と県教委との六月二十五日第一回団交以来難航を続け、七月二十八日遂 予期したほどの盛り上がりはみられなかった。 対地教委交渉の強化など、九月の全国 かくて鹿教組では急遽方針

働

技術家庭科の伝達講習が開かれ、これに対しても教組は阻止行動に出たが、会場が指宿市、川内市などであ 慎重に取り扱う」ことを確認、この闘争を打ち切った。またこの年には夏季休暇を中心に小学校教育課程や

ったため、本市では直接行動はとられなかった。

これを要するに中央での激しいデモ行動とは対照的に、本県の安保阻止闘争は全般に低調に終わり、本格的 が硬化、このため形式的なものに終わり、最後の第一○次も本市では目立った統一行動はみられなかった。 やや盛り上がりがみられ、当日の市庁前総決起大会には約一二〇〇人が参集、終了後市内提灯デモが行なわ 取り組みは翌年に持ち越されることとなった。 れるなどのことがあったが、続く第九次統一行動(十二月十日)は全学連の国会乱入事件の発生などで世論 党参加の是非で難航し、立ちおくれを示したせいもあり、統一行動への参加も本県では第三次以後となり、 しかも第七次にいたるまでは盛り上がりがみられず低調に経過した。第八次統一行動(十一月二十七日)で また安保阻止闘争では、県総評が中心となって「安保改訂阻止県民会議」の結成準備にあたったが、共産

年を一~二割上回る線で妥結し、平穏に終了した。 たが、折りからの好況に支えられて経営側でも早期解決を望む傾向がみられ、大した紛争もなく、多くは前 いたが、二十九日午後中央での妥結で争議を終結した。また地場中小企業でも各労組は年末手当要求で闘 部では中央指令に基づき十一月二十七日から二十九日にかけて四七時間のストを実施、要求貫徹をはかって むずかしいが、その中で全日通県支部の賃金引き上げ・年末手当闘争は注目をひいた。すなわち全日通県支 次いで恒例の秋季年末賃金闘争は、安保闘争と同時に進められたせいもあり、明瞭に区別して把えるのは

た。なお三池争議については本市では県総評を中心に署名、資金カンパ、オルグ派遣などが行なわれたに止 行なわれたが、批准書交換以後は急速に冷却し、続く秋季年末闘争と総選挙へと運動の中心は移っていっ 月頃を境として安保闘争は盛り上がりをみせ、六月下旬頃までは夏季経済闘争と重なって多くの抗議行動が さて昭和三十五年に入ると、安保反対闘争と三池争議が国民の耳目を集めていた。当地方でも春闘後の 应

まり、そのための特別な実力行使はとられなかったようである。

賃金闘争も三州バス労組で紛糾し四月末に持ち越したほかは、南鉄、南国いづれも三月十七日に妥結した。 や、中央での公労協の足並みの乱れなどから、賃上げ闘争としては極めて低調に終わったのに対し、国公、地 公関係の公務員共闘が例年になく高まったのが印象的であった。また私鉄関係南鉄、三州、南国の三労組の かくてこの年の春闘で市民の最大の関心を集めたのは日本ガスの賃金争議であった。 先ず本年の春闘では例年当地方の中核となる公労協関係組合がそれぞれ組織上の問題をかかえていたこと

賃金争議の

努力で妥結するにいたったが、このスト期間中、市内ガス需要家には少なからぬ影響があらわれ、 など注目すべきものであった。日本ガス労組では二月一日以来賃上げを要求して団交を重ねていたが、三月 れたが、労使間の対立は解けず難航を続けているうちに、四月十二日遂にストに突入、四月十四日斡旋員の 二十八日遂に交渉決裂、スト権を確立すると共に地労委に斡旋申請を行なった。地労委斡旋は直ちに始めら 旅館、 病

この争議は全国ガス労連傘下の拠点闘争として行なわれたこと、都市ガスでは始めてのストであったこと

こうして一応春闘を終えた組合は以後安保闘争に向けて力を結集することとなる。

食堂などからは不満の声も聞かれた。

働
七〇五

社

安保闘争

職場大会、南鉄、全日通、中小労連系組合では時間外職場集会などで統一行動への参加が行なわれた。 装デモが行なわれるなど気勢をあげた。また単産関係では公労協、国公、地公労関係が一時間程度の時間内 モが行なわれ、最終日二十六日には鹿大学生約一三○○人の総決起大会とデモ、地区労主催の市民大会、仮 後段は盛り上がりをみせ、五月二十日の統一行動では、当市でも総決起大会に八○○人近くが参集、提灯デ を強行したが、これがきっかけとなり世論は急速に硬化した。このような情勢のもとで行なわれた第一六次 単組でも時間内職場大会などの実力行使が行なわれた。続く第一五次(四月十五~二十六日)では当市では鹿 に分けて実施されたが、前段では公労協関係は全専売鹿児島工場を除き大部分が時間外職場大会をもった。 して決起大会がもたれた。 メーデー後の第一六次統一行動は前段(五月九~十九日)と後段(同二十~二十六日) さて五月十九日自民党は国会内に警官隊を導入、社会党議員の坐り込みを排除して新条約承認の単独採択 先ず四月一~七日の第一四次統一行動では四月五日、本市では市庁前で総決起大会が開かれたほか、市内各 西鹿児島駅前、天文館公園の三か所に分散、市民大会を開いたあと求心デモに移り、中央公園に集結

ジオ南日本などが一~二時間の時間内職場大会、鹿銀、九電、全日通なども時間外職場集会で参加した。 にこれを包む形で闘争を組んだ。かくてこれら三組合のほか全農林、全電通などを始め、民間では私鉄、ラ 第一七次統一行動(五月三十一日~六月十日)にさいし、県総評では全逓、市職、市交通の実力行使を柱

統一行動では、県職と全逓が中心となり出勤時一時間の職場大会がもたれ、国公・地公共闘会議はこれを包 かれ、 岸即時退陣、 国会解散、アイク訪日反対などを決議したあと、雨中のデモ行進が行なわれ、

条約の自然成立を目前に控えた第一八次(六月十一~十九日)では、十一日市内教育会館で県民集会が開

鹿大生約二五○○人の抗議デモおよび県総評主催の抗議集会などが行なわれた。 トが行なわれた。なおこの日中央では全学連の国会デモで東大生樺美智子の死亡事件が発生し、十六日には む形で抗議集会を行なった。そのほか私鉄関係では始発~六時の時限スト、全日通でも正午~二時の時限ス

ケ要員を動員し実力行使を行なった。このほか公労協関係組合では、多く一~二時間の職場集会、全日通で 条約自然成立後の第一九次統一行動では中心となる国労のストに対し、県総評は前夜から二六〇〇人のピ

は二時間の時限ストなどで参加した。

た。 概して低調に終わり、統一行動は安保発効を転機に急速に冷却していった。かくて戦後最大の政治闘争であ 動を組んだが、最後の第二三次が浅沼暗殺事件に対する抗議であったため多少の盛り上がりをみせた以外は、 日には衆議院解散、十一月二十日には総選挙となり、組合は選挙対策と秋季年末闘争に取組むこととなっ った安保闘争は、 六月二十三日新安保条約は発効することとなり、このあとも総評では第二○次以下第二三次までの統一行 新条約の発効と岸内閣退陣で当面の目標を失い、七月十九日には池田内閣成立、十月二十

組の年末一時金闘争などが行なわれたが、争議に入ったものはなく、平穏に解決し、前年を上回わる水準を かは、全般に低調に推移、十二月二十二日の公務員給与改正で異例の大幅アップと年末手当二か月が認めら 秋季年末闘争は十月十五日の第三次統一行動が浅沼暗殺の抗議集会と重なりやや盛り上がりがみられたほ 公務員関係の経済闘争は終了した。また地場企業関係では鹿銀従組の賃上げ闘争、市内中小労連系各単

七〇七

獲得できた。

第三章

労

働

最後に組織面ではこの年六月五日全労鹿児島地方会議が発足したが、県総評でも九月の大会で組織強化が

行なわれ、従来から懸案であった地区労を下部組織とする上級団体としての地位を確立した。

(昭和三十五

年九月末の県総評の勢力は四一組合、四万二八○○人。これに対し全労は一一組合約二四○○人であった)ま

上がりをみせた労働運動は、岸退陣―池田低姿勢内閣への政権交替、ケネディー・ライシャワー路線の設定、 た単組の問題としては市交通局労組や全電通鹿児島電話局分会などで組織分裂が生じた 戦後第四期の運動 全国に関して、昭和三十五年「安保条約改訂阻止」と「三池争議」で未曽有の盛り 二巻第一〜第六編「県労働運動史」第

組合主義 日本的労働 内、労働者同志会を中心に打ち出された「日本的労働組合主義」(現段階における総評主流派の指導理念とい ってよく、「経済活動が労働組合運動の基礎であることを確認し、その上に立って政治闘争を強化発展させ

および炭労の合理化反対闘争―政策転換闘争への方針転換などを通じて次第に沈静すると共に、

反面総評

に対抗して打ち建てた労働運動指導の基本方針といわれている)を軸として、大幅賃上げを中心とする経済 る」という考え方である。この考え方は、労働者同志会(総評内太田派)が当時の事務局長高野実の指導方針

働力不足が次第に明瞭となり、なかでも中小零細企業での労働力入手難が激化し、それにつれて労働力の流 闘争に重点を指向することとなった。これと並んでこの時期は第一に高度成長期を通じて労働力特に若年労

動化も高まったこと、および第二に相次ぐ技術革新投資によって労働生産性も著しい上昇を示したことな 労働経済上注目すべき事実が生じた。

上げ率は一○%をこえた) 反面この期を通ずる消費者物価の顕著な上昇によって、賃上げの成果の大きな部 かくて労働組合の賃上げ要求は比較的に目的を達することができたが、 (昭和三十六~四十年間の平均賃

分が吸収されてしまい、実質賃金の改善はそれ程進まなかったばかりでなく、三十九~四十年の経済停滞期 には反って実質賃金の低下すらみられた。しかし中小零細企業分野の人手不足はこの分野の賃金を顕著に押 し上げ、賃金格差も縮少をみせたが、こうしたことは最低賃金の底上げの要求と結びついて、業者間協定に

こととなった。更に技術革新の進展に伴い合理化も進行し、これ よる最賃制の廃棄と「全国一律最賃制の確立」運動を盛り上げる



市長も加わったメー

0,67 P +0.63 R 【·W=名目賃金上昇率、 上昇は約一○年を通じて一○%であったことになる馬場啓之助稿 出されている。 ここで・P=一○%・R=六%とすると名目賃金の 上昇率、・R=(消費者物価/卸売物価)の上昇率】という式を検 年間、名目賃金―労働生産性―相対価格の間に馬場啓之助はW= て推進されるようになった。(注)この点に関し三十年代の一○ 時期に入ってからは「時間短縮」要求が運動方針の重要な柱とし 前協議や時間短縮などの要求で対処する態度をとったため、この に対しては生産性向上運動以来冷淡な態度をとっていた総評も事 •P=製造業物的生産性

こうした組合主義的運動と共に昭和三十六年の政防法反対闘争をはじめ、日韓会談反対、ILO八七号条約 もちろんこの期の労働組合運動が以上のような経済的側面のみに集中したとみるのは行きすぎであろう。

本労働協会雑誌」No.86) 見た賃金争議と労使関係」(「日。

第三章 労

働

七〇九

原潜寄港反対、 日教組の展開した学力テスト反対など政治的色彩の濃厚な闘争も組まれ、それな

りに組織的な平和運動も展開されたが運動の主流はやはり経済闘争であったといえる。 またこの期には従来経済発展とともに目覚ましい伸びを示した組織人員も次第に停滞的となり、こうした

河内一男編「産業別賃金決定の機構」序論⑸謙一・兵藤剣著「日本資本主義と労働問題」大。

には全日本労働総同盟が結成され、総評に対抗する統一組織が生まれたことも注目すべき点である隅・小林

傾向の中で総評の勢力が相対的に低下し、代わって全労・同盟系の勢力が相対的に上昇、昭和三十九年十一月

本県および本市の運動も以上のような全国的傾向に対応して、経済闘争が重点となったが、それと並んで

央工業地域への若年人口流出による労働力不足が顕著となり、新規学卒初任給も従来の大幅な地域差を次第 総評、 善が進まず、地域格差は反って拡大したことなども注意せらるべき点であろう。以下各年の主要争議を中心 に縮少せしめ、この分野の賃金については全国水準に接近したものの、中高年層の賃金はなお依然として改 同盟の方針に基づき中小企業の組織化が進められ、組合結成をめぐる紛争議が多発したこと、また中

に当市の運動を概観しよう。

行した。私鉄総連傘下の南鉄、三州、南国では四月十五日本格的団交に入り十六日午前零時には自動的にス 央での妥結でこの闘争は打ち切られ、 を中心に三月十五日動力車労組の一○割休暇並びに拠点鹿児島駅構内のピケをもって始められたが、同日中 一十七日の公労委仲裁裁定で三〇〇〇円を獲得し統一行動は不発となり、闘争のやまは四月の私鉄争議へ移 昭和三十六年春の経済闘争は二月以来「物価値上げ反対」を中心に世論の盛り上がりをはかる中で、公労協 続いて三月三十一日の統一行動を目ざして準備が進められたものの、

が成功し、二十二日解決をみた。以上の他、市内関係では林田バス、南映タクシーなどで賃上げをめぐり実 力行使が行なわれたが、多くの地場中小企業では自主団交で解決、前年を二~三割上回る額で妥結した。 し富士自動車では交渉が難航し、四月十八日遂にストに突入、五日間にわたるスト続行の中で地労委の斡旋 トに突入、スト中の交渉を通じて同日中に各単組とも解決し二二○○円を獲得することができた。これに対

して十一月三日以後六日にわたるストを打ちピケを張って乗船客の利用を阻止して闘われた南海郵船事件な ど、公益事業という性格から一般世人の関心を集めた争議も発生した。 配分、被服費支給問題では交渉がこじれ、断続的ストに入り、地労委斡旋で解決した事件や、賃上げを要求 国会持ち越しで闘争は一応収まったものの、市内林田産交の第一、第二組合対立とそれを基盤に生じた新車 へと移った。この闘争は「政治的暴力防止法案」(政防法)阻止とからめて行なわれたが、政防法案の次期 続く夏季闘争では錦江機械、市交通労組など一部で紛糾がみられた以外は、概ね平穏に済み秋季年末闘争

なお以上に加えてこの年は中小企業の組織化の進展と組合結成をめぐる紛糾争議が多発したが、本市でも

南映タクシー(一月)、林田産交(三月)、宝生タクシー(五月)などの事件が発生した。

争議本放送 すなわち南日本放送労組は平均六四〇〇円の賃上げ要求を中心に、三月二十一日の五時間時限ストを皮切り れなかったが、全国統一行動に参加した民放、金融関係労組が長期争議に突入、今次春闘の中心をなした。 昭和三十七年の春闘は中央での「総しりごみ、総もたれ」情勢を反映して、当地方でも全般的に低調を免

争旭相互銀行 の実力行使を行ない、二十八日解決をみた。また旭相互銀行従組も三月二十三日以後断続的に時限ストを繰

に二十五日には無期限ストに入り、組合結成以来始めて延べ五日間にわたってラジオ、テレビの放送ストップ

にやっと解決した。これら各組合による実力行使は利用者にも深刻な影響を与え市民の批判も厳しいものが 六日以後の地労委斡旋も不調に終わり、再び自主団交にゆだねられたが、交渉はなお難航を続け四月十九日 の問題をめぐり紛糾したが、四月二日からは四八時間ストに突入、この中で交渉が続行されたがまとまらず、 ○○○円賃上げをめぐり三月二十九日以後時限スト、二四時間ストを繰り返す中で第二組合の発生をみ、こ り返えす中で団交を続けたが二十九日にいたり四三〇〇円で妥結をみた。他方鹿児島相互信用金庫従組も五

として多くの中小企業労組も七月中旬までには妥結し、前年を一―二割上回る線で平穏に済んだ。 続く夏季闘争は六月十四日の私鉄関係労組の半日ストで幕をあけたが、私鉄が妥結すると共にこれを契機

あった。

反対などの大規模な集会が本市で開かれたほかは、おおむね平穏に経過し波乱もなく終わった。

秋季年末闘争では実力行使に入った単組はほとんどなく、十一月二十一日失対打ち切り反対、物価値上げ

始し、年間を通じて平穏に推移したが、 組織面では従来からの懸案であった県総評の大地区労制が確立さ

昭和三十八年は春に統一地方選挙、秋には総選挙が行なわれたため労働組合の経済闘争は比較的低調に終

地区労の整理統合が行なわれると共に指導体制の強化がなされた。

続く夏季闘争でも私鉄関係をはじめ地場中小企業で実力行使に入ったものはほとんどなく、全般に平穏に まず春闘は統一地方選挙と重なったため、私鉄関係の賃上げ闘争が公労協に代わってやや盛り上がりを見 地場企業では日本ガス、旭相互銀行従組などで紛糾をみたものの例年になく低調であった。

推移し、秋季年末闘争へと移行したが、十一月二十一日の総選挙を控えて労働組合はその対策に追われ、経

り上がりがみられたに止まり、 全般に低調に終わった。

済闘争は選挙後に取り組まれたものの、労働協約改訂、

時間短縮要求などをかかげた私鉄関係労組でやや盛

面地場企業日本ガスでは烈しい争議が展開され、市民の眼を奪った。すなわち日本ガス労組では定期昇給込 われたものであり、県下最初の長期ストとして注目を浴びた。 体制になっていたため、需要家には直接影響が及ばなかったということもあって、かくも長期の争議が行な 遂に妥結をみたものである。この日本ガス争議は設備の革新と原料転換で非組合員のみで操業を継続し得る かし長引く争議に対し世論もようやく批判的となり、五月八日自主団交によって、スト突入以来三四日目に は十五日地労委へ斡旋を申請、 社側ではこれに対抗して翌日ロックアウトを実施、非組合員の工場内籠城で操業を継続していたため、組合 み七○○○円の賃上げ要求をめぐり交渉が難航し、四月五日遂に無期限ストに突入するにいたった。 鉄関係など例年当地方春闘の中核をなす単組が中央指令でストを取り止め、春闘はやまを越した。しかし反 戦線に混乱が生じ、更に四月十六日の池田―太田のトップ会談を通ずるスト回避の努力などで、公労協、私 組も加わって闘争意欲は次第に盛り上がったものの、四・一七スト突入直前の八日共産党のスト中止声明で 争態勢の盛り上げがはかられ、三月十四・二十七日と二回にわたる決起大会がもたれ、中小労連加盟一二単 的に発展させねばならない」に従って、最大のやま場と目された四・一七全国統一ストに向けて二月以後闘 昭和三十九年県下の春闘は中央での春闘共闘委の方針「ここ一、二年の春闘の停滞をうち破って……飛躍 地労委が斡旋に乗り出したが、会社側の強硬な態度で不成功に終わった。し 他方会

議本ガス争

続く夏季闘争は全般に平穏であったが、実力行使(五月三十一日四五分、六月十五日三時間の時限スト)

社

超える処分が行なわれた。

を含む市交通労組の企業整備計画反対闘争では、公労法五条三項(被解雇者を組合役員とする組合との団交 の問題)の問題が発生市民の関心を集めた。なおこの闘争に関連して解雇二名、停職八名を含む三〇〇名を

鉄関係南鉄、 に妥結したため、年末闘争のやまは越えた。かくてこの後の闘争は原子力潜水艦寄港阻止、最低賃金制確立 は四年間にわたって一○月実施であったから一か月の繰り上げ実施である。また退職金獲得闘争に入った私 十六日政府が人事院勧告の七・九%賃上げを九月から実施することを決定したため、事実上終息した。従来 更に秋季年末闘争では公務員共闘を中心に次第に盛り上がりをみせていたが、公務員の賃金闘争は、 南国、三州の各労組も、三州バス労組が短時間のストを打ったのを除けば、実力行使に至らず

まりを見せつつあったが、このような動向に対し文部省は三十九年十月「全国一斉学力調査の改善案」を発 九年に入ると「学力テスト」を不当とする判決も行なわれるなど、「学力テスト」に対する世論の批判も高 にも次第に「全国学力テスト」の持つ意味や教育現場に与える効果などについての反省が高まり、更に三十 媛『文部省学力調査問題』学術調査団」の報告書の発表を契機に、現場の教職員をはじめとして父兄の間 なども手伝って、一部の学校分会を除けば阻止に成功した例は見られなかったものの、実施方法や事後処理 などの点について独自の取り決めを行なうなどそれなりの成果は見られた。しかし三十八年十月「香川・愛 ても鹿教組を中心に対県教委・対地教委闘争がねばり強く続けられていたが、父兄側に対する情宣活動不足 などの大衆運動に重点を移行した。 以上のほか昭和三十六年以来日教組を中心に展開されていた「全国学力テスト反対闘争」では本県におい

改めることとしたため、学力テスト実施期を中心に例年繰り返えされていた阻止行動をめぐる当局、PTA 表し、昭和四十年度の学力調査では中学校の悉皆調査を小学校の場合と同様二〇%の抽出調査とするように

教職員のトラブルも鎮静に向うこととなった。

ず不況色を一層深め、企業倒産はただに中小企業分野のみに止まらず、大企業や中堅企業の一部にも波及し、 収益の低下も著しい状況であった。こうした経済情勢の中で政治的には日韓条約批准、ILO八七号条約批 「和三十九年から低迷を続けていたわが国経済は、四十年に入り引き締め解除が行なわれたにもかかわら

の組合運動昭和四十年

准、ベトナム戦争激化など、

国際的な重要問題が相次ぎ、

労働運動の面でも波乱の多い年となった。

十二日鹿児島地方同盟が再出発し、県総評と組織拡大の面で競合する立場に立ち、こうした点から中小企業 た経済闘争の不振の反面、この年はむしろ政治闘争が前面に浮び出たのが注目された。また組織面では四月 大幅引上げに成功する例は余りなく、前年を僅かに上まわるかせいぜい前年並みという水準であった。こうし の組織化が進んだ反面、 いえ、全般的な潮流から全く独立ではあり得ず、賃上げ、一時金などの経済闘争においても、従来のような 先ず本年の春闘では、例年中核をなす公労協で国労が四月二十三日の半日ストを延期するなど足並みが乱 第一次産業を主体とする本県経済は、こうした全国的な不況情勢からはやや距離のある立場にあったとは 組合結成をめぐる紛争議も増大した。以下時期を分けて今年の運動を概観しよう。

のに対し、会社側の回答がおくれていたため四月二十八・三十日とそれぞれ二四時間ストに突入、更に戦術 主流は私鉄傘下の組合が担うこととなった。県下私鉄の集団賃上げ交渉は、中央大手ですでに妥結していた

更に四月三十日第三波半日スト直前に公労委の仲裁移行を決議するなどで戦列から落ちたため、

 $\mathcal{O}$ 

動

七五五

第三章

ち切ったがこのため利用者 転換で五月一日も二四時間ストを続ける中で交渉が続行され、 名全員の解雇通告がなされたが、その後の交渉で三一名が配転、 年を僅かに下回る結果となった。またこの春闘とは別に宝酒造株式会社鹿児島工場の閉鎖問題が発生、 の妥結で春闘はやまを越し、それ以後五月末にかけて大部分の組合が妥結、妥結の平均額は前年並み乃至前 の影響も大きく、世論の厳しい批判に立たされる結果となった。 同日夕方妥結、 残り五七名が希望退職という線で紛糾をみ 延べ六五時間に及ぶストを打 この私鉄争議 八八

あって、一部交渉の難航したものもみられたが、大きな紛争もなく概ね平穏に推移した。 続く夏季一時金闘争は七月参院選挙と重なったこと、主要単組で年間臨給協定で既に妥結していたことも

及び大河内一男編「資料戦後二十年史」4(労働) 島県教職員組合「経過報告書」(各年次)・鹿児島市職員労働組合編「組合二〇年史」 島県教職員組合「経過報告書」(各年次)・鹿児島市職員労働組合編「鹿児島県地方労働委員会創設二〇周年記念誌」・鹿児島県教職員組合「経過報告書」(各年次)・鹿児島県地方労働委員会事務局編「鹿児島県地方労働委員会年報」 成立していた組合もあり、霧島タクシーなど一部の地場中小企業で紛糾したほかは、さしたる波乱もなく終わ み切る組合が続出、腰くだけとなってしまった。その後民間での年末一時金闘争においても年間臨給協定の ったが、ひとり海員組合の賃上げ闘争は年内には解決するにいたらず年を越すこととなった。このような経 行動である十月二十二日の半日ストは前日夕方から夜半にかけての情勢急変で、スト中止や戦術転換に踏 更に秋季年末闘争では公務員共闘を中心に次第に盛り上がりが見られたが、人事院勧告完全実施要求の統

## Ι

水 道 事 業

源上水道の起 町の湧水を水源として、石樋と石管で城下の一部に給水を開始したのに始まり、東京の神田上水、玉川上水 上水道事業 鹿児島市の水道はすでに藩政時代、すなわち享保八年(一七二三)島津継豊の時代に市内冷水

についで古い歴史を有している。

ある。

諸所に注ぎて用水となす。地名冷水といえるも此霊水あるゆえにや」とあり、この湧水を近衛水ともいっていたようで 三国名勝図会によれば「坂本村冷水北郷氏宅地にあり、寒暑増減なき湧出の霊泉にして、冬日暖に夏月冷なり、此水

を官有地としたが、市制施行の翌二十三年(一八九〇)県から本市に移管された。

明治時代に入り明治五年(一八七二)、県参事大山綱良は冷水町水源地とその用水路とに修繕を加えこれ

舶給水所に送水した。しかしそれは全市内のわずか一部分に給水するだけであり、また鹿児島築港の竣工、 の新たに築造した配水池に注入し、そこから市内大門口、小坂通り・石灯籠通り、易居町その他の箱水と船 明治三十八年本市は同水源地の改築工事を行ない、一日二四○○立方メートルの湧水を石樋を通じて城山

肥薩線の開通等による水需要の増加に応えるため、新たに水源地の選定にのりだし、明治四十五年吉野町下 田に水源地用地を買収した。ところが大正三年(一九一四)には桜島の大噴火があり、さらに計画変更等も

第四章 公 共 事

行以来初めての大事業を完了して大正八年十一月に上之原配水池で通水式が挙行され、同時に四一四戸、二 四〇〇〇立方メートルの湧水を有する水源地を築造し、さらに上竜尾町上之原に配水池を築造した。 あって新事業の着工は遅れ、ようやく同四年九月に着工し、一三〇万円の巨額で吉野町下田七窪に一日一万 会 市制施



水源地 (冷水町)

三五九人に給水を始めた。

た。 神水源地が完工した。同時に行なわれた応急的な改良工事として 十一年九月に一日一万八○○○立方メートルの湧水を有する滝之 の七窪城ガ下及び明ガ窪の湧水取り入れ工事も昭和九年に終了し で可決され、同七年三月着工したが、途中用地買収等で長びき、 になった。 野町坂元の稲荷川上流滝之神に湧水する水を市内に配水すること を行なうことになり、先ず市内周辺地区の水源調査に基づき、吉 市内随所に見られるに至った。そこでこれに対処すべく拡張工事 し、大正末期においては配水量の不足を生じ、水圧低下の箇所が その後市内人口の増加に伴い、給水戸数・給水人口は年々増加 同九年八月には第三次隣村合併が行なわれて人口は増加し、 昭和三年(一九二八)滝之神水源地築造工事が市会

画して十二年四月に着工した。これらの工事では、昭和十二年に日華事変が始まり、資材の入手は困難な状 また配水末端地区の給水工事申し込みが激増する傾向にあったので計画を新たにし、鳥越配水池の築造を計

パーセントにあたり、配水管も一八万九四三五メートルに延長された。 た。すなわちこの年の給水戸数は一万九一一一戸、給水人口一二万四九〇八人でこれは当時の総人口の七七 態にあったが、十四年五月に至り第一回拡張工事が終了し、同時に市内給配水布設工事も順調に伸びていっ

昭和十六年(一九四一)太平洋戦争がぼっ発し、 国内は戦時体勢下に入り資材の入手はますます困難を極



て水道管を爆破して全市給水不能に陥った。

日の空襲では東千石町裁判所前に時限爆弾が落下し は甚大であった。すなわち、昭和二十年四月二十一 源確保の万全を期したが、戦災による上水道の被害 池の施設に対し迷彩を施し、さらに警備員を配し水 殆んどできなかった。なお防空対策として水源配水

め、このため給水工事の一部を制限し、

拡張工事も

工兵隊や、市の警防団の手によって取除かれたが、こ

熊本の

の間鳥越配水池系統の朝日通りを通っている、

五〇

破損は八二か所におよび、殆んど断水状態のまま終戦を迎えた。終戦後直ちに復旧に立ち上がり、当時一万 配水池が直撃弾を受け一時送水不能に陥った外、上之原配水池系統の四〇〇ミリメートル配水本管三〇メー トル、島越配水池系統の五○○ミリメートル配水本管四○メートルを破損し、全市給水不能になる等配水管の ○ミリメートルの配水管でやっと市民に配水することができた。七月二十七日の空襲では、七窪水源地、 冷水

第四章 公 共 事 業

七一九

きた。一方、急激な家屋新築のため、給水開始の作業にも追われたが、その結果戦災直後二九〇〇余戸に減 菌装置はなかったが、戦後進駐軍の命令により晒粉による滅菌が始められた。二十一年八月塩素滅菌に切替 られ、道路の改廃、新設にともなって配水管の撤去・布設工事が行なわれた。 時水道課南林寺鉄管検査所)の資材庫は勤務員の努力により一部焼失を免れ、その資材を活用することがで 数千か所にのぼった漏水箇所の応急処置、配水管の復旧作業が行なわれた。さいわい南林寺水道課分室(当 った給水戸数も、昭和二十一年度末には、九二〇〇戸に増加した。また二十一年度から戦災復興事業が始め 今日に至っている。 なお戦前は本市の水道には滅

工事 第二回拡張

三月に竣工した。 低下は免れず、このため郡元町の旧海軍航空隊の水源地施設を買収し、改造することになった。 年五月に着工し、当時一日二四○○立方メートルを湧出する郡元水源地が工費四三五万円をもって二十四年 家屋、工場の急増したこと、配水池がいずれも市内北部にあること等のため、同地区の配水量の不足と水圧 ところで本市の使用水量は戦前、すでにその不足をきたしつつあったが、戦後殊に郡元・鴨池地区では、 同時に郡元・鴨池地区の配水管布設工事も行ない、第二回拡張工事を終了し、全市では給 昭和二十三

工事 第三回拡張

水戸数一万八七三〇戸、給水人口一二万六四六八人に増加した。

ず吉野中学校東方の窪地を水源とし、無線局後方の台地上に築造した配水池に送水して、そこから各戸に給 水するようにしたのが吉野水道の始まりであって、主に吉野の中心をなす帯迫地区に限られていた。その後 しなかった。そこで昭和四年(一九二九)牧雄吉ら、四人が中心になって水道事業を起こすことになった。ま 吉野地区は鹿児島湾を一望に収め桜島を眺望し得る絶佳な場所であるが、唯水利の便がなかったので発展

人口 水区域の拡大とともに給水戸数二万〇四四二戸、給水人口一三万九二七二人に達した。 線局後方台地の配水池に隣接して増設し、昭和二十五年三月第三回拡張工事を終わって、本市の上水道も給 立方メートル給水の計画で拡張工事に取りかかり、現水源地の外に、新たに帯迫西方窪地にある井戸より一 から一切の水道施設を買収した。さっそく市は給水戸数一〇〇〇戸、給水人口五〇〇〇人に一日最大一一〇 出された。このため市は市議会の賛同を得て買収拡張工事を行なうこととなり、二十四年四月吉野水道組合 になった。しかしその後維持、管理に困難を生ずるようになったため、昭和二十四年市に買収依頼の陳情が 日六四〇立方メートルの地下水をポンプ揚水し、 水量の不足のためには更に寺山、 の増加、 雀ガ宮方面の需要もあって昭和五年には水利組合が結成され、これが経営に当たることにな 島津山、 永山谷の各水源を開発して帯迫・雀ガ宮地区に給水するよう 配水池に通水することになった。また配水池も新たに、

と鼓川町お茶の水の湧水(当時一日二○○○立方メートル)を水源とし、福昌寺に両水源の湧水を集め、ポ 増加をもたらし、それに伴い給水量も必然的に増加しようとする傾向にあった。このため市は拡張計画をた とに努めた外、 伴い、上水道の復旧事業は着々と進展し、老朽資材の取替え、計量器の付替えなどにより漏水低下を防ぐこ て市内及び郊外に水源を求め種々検討した結果、 お漏水その他の理由によって、戦後以来の夜間給水制限が行なわれていたが、都市計画事業の本格的進捗に いに夜間給水制限は解消するに至った。しかし社会経済の復興は民心の安定とともに、市街地の急速な人口 以上のような戦後の拡張工事によって、給水計画的には一応水量不足が解決されたと思われたが、 水道施設の補修等改良を加えた結果、昭和二十四年には使用可能水量は飛躍的に増大し、つ 池之上町福昌寺の湧水 (当時一日二五〇〇立方メートル) 当時な

第四章

公共事業

工事を行なうことになった。工事は昭和二十四年十月着手され、水源地築造工事及びこれに伴う配水管布設 水可能という見通しが立った。市は市議会の同意を得て三か年計画、工費二二〇〇万円の予算で第四回拡張 ンプ圧送により上之原配水池に揚水して市内に配水すれば、給水人口が一九万七五〇〇人に達するまでは給

工事 第五回拡張

福昌寺水源地へ導入する工事もあわせて行なわれた。

工事が進められて、二十七年三月福昌寺水源地において竣工式が挙行された。なおこの際冷水水源地湧水を

み、昭和二十八年三月には約六○○○人の給水能力を持つ上水道が完成した。本市においては第五回 を完了した。また水源地築造と並行して散花平・有村間の送水管布設工事及び有村・古里町一部地区への配 作業は困難を極めたが、現地の東桜島町民の協力はこれらの困難を排除して十一月には、散花平水源地工事 て水の利用者がない状態であった。水源地工事は昭和二十六年九月より二六〇〇万円の予算で始められた。 島との接合部の垂水市中根散花平に水源を求めた。ここは標高一三二メートルで高隈連山の突角をなし、そ 区に湧水があるだけであった。このため早急に上水道施設の完備が望まれ、市は種々調査して、桜島と大隅半 火山灰の地層を構成しているので地下水に恵まれず、飲料水は殆んど天水にたよっていて、わずかに海岸地 工事に当たるが、その後、規模は小さいが昭和二十八年宇宿と広木に、翌二十九年枯木迫と日枝迫にそれぞ 水管布設工事も並行した。翌年十二月には有村配水池が完工し、東桜島各地への配水管布設工事も順調に進 の中腹の岩盤上に一日約一〇〇〇立方メートルの湧水があり、その水はそのまま山を降り直接海に流れてい は東桜島地区の水道工事にのりだした。桜島の南東部を占める東桜島村は、全村熔岩塊の累積上に軽石及び 右の第四回拡張工事中の昭和二十五年十月伊敷村とともに東桜島村は本市に編入されたが、これを機に市

して発足することになった。また同じ二十七年度からは下水道築造工事が始まり、三十年には処理が開始さ 本市の上水道事業は昭和二十四年以降特別会計をもって運営されてきたが、二十七年十月地方公営企業と

れた。いっぽう郡元町南港埋立工事も着々進行し、当地区に対する工場誘致、住宅建設の計画も具体化され つつあって水の需要はますます多くなり、人口も二十九年十月において、総人口二六万三四○三人、給水人

口一八万三○四三人に膨張し、現在の水道施設能力では時間断水の地域さえ生じ、防火上からも憂慮される

工事 第六回拡張 状態になったため、早急に拡張工事の必要にせまられた。市は一○年後の三十九年度を計画の年次とし、墓 本計画に基づいて総工費二億一〇〇〇万円をもって、三十年度より三十四年度までの五か年間の継続事業と

して市内一円の拡張工事を計画実施した。

た。この新郡元水源地は配水池を新設せず、一日六○○○立方メートルの地下水を直接自動操作式により配 ぽう郡元・鴨池・上荒田・下荒田・脇田地区では、郡元水源地に改良を加えて市民の需要に応じてきたが、 じくして、乙女塚配水池を新設し、花棚水源地、乙女塚配水池、吉野配水池間の送水工事を行なった。いっ 昭和三十年、川上町花棚に一日一○○○立方メートルの湧水を有する花棚水源地を築造した。これと時を同 じてきたが、吉野地区の人口増加に加え、花棚・下田方面には水道施設がなかったので水源調査を行ない れない状態となった。このため市は、郡元町で湧水調査のボーリングを始め、昭和三十一年深井戸を新設し 南港埋立やこの地区の住宅その他の建設は年々増加していったので、この地区の配水状態は水圧の低下を免 まず吉野地区には、先に市が吉野水道組合から買収した水道施設があり、以来改良を加えてその需要に応

第四章

間 和三十五年には、 を築造し、低水圧の解消に努めた。以上の外に、昭和三十二年には常盤水源地、昭和三十四年には仁王堂水 給水人口が増加しつつあった。このため市は昭和三十一年日当平水源地(一日二五○○立方メートル)と配 源地、昭和三十五年には玉里水源地がそれぞれ築造された。以上が第六回拡張工事の概要であるが、この し、低水圧の箇所が見られるようになったので、昭和三十一年催馬楽水源地(一日一四六〇立方メートル) 水池を築造し、給水人口の増加に対処した。下竜尾地区においては、昭和二十八年頃から配水状況が悪化 水管にポンプ圧送するものであった。伊敷地区でも市営住宅の建設を始め、住宅その他の建築が増え、 給水戸数で一万六○○○戸、給水人口で三万四○○○人が増え、給水能力を大幅に飛躍させた。なお昭 南港及び脇田の各水源地が築造されたが、これらは次の第七回拡張工事に繰り入れられ 、当然

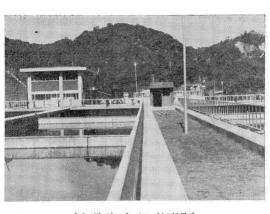
万人、一日最大給水量一○万二○○○立方メートルを目標に第七回拡張工事が実施され、すでにお茶の水、 り、一人一日当たりの給水量も毎年増加の傾向にある。このため現在の水道施設では、再び季節的、 に時間断水の区域を生じ、消火の点からも危険な状態になってきた。そこで昭和三十七年から給水人口三○ 六○○○人の増加の状況であり、いっぽう水洗便所の普及、工場建設、船舶の出入、観光人口の増加等によ ところで本市の人口は、県内他市町村の人口の減少傾向とは逆にその後も増え続けており、最近では毎年 地域的

た。

なくなってきたため、甲突川の表流水を利用することになり、昭和四十年三月には一部通水を開始し、四十 た。とくに従来は湧水、地下水だけに依存していたのであるが、これだけでは毎年増加する需要に応じきれ 川上の各水源地 (いづれも昭和三十八年竣工) の築造、 河頭浄水場の建設、 配水管網の整備を行なっ

工事第七回拡張

配水量八万二三四六立方メートル、一日一人平均三〇四リットルでこれは一〇年前の約一・八倍に当たるも させた。すなわち昭和四十一年度現在の給水戸数は六万八二三九戸、給水人口二七万三〇三四人、一日平均 二年三月には一日通水能力四万立方メートルの浄水場が完成、近くに配水池も築造し、給水量を大幅に増加



水 (伊敷町) 河 頭净 場

れている。昭和二十九年度に吉野町竜水地区、東桜島高免町に簡 以上の上水道給水区域外においては、簡易水道によって給水さ

大する水需要に対処する水源の確保は今後も大きな課題である。 のである。なお第七回拡張工事は四十三年三月で終了するが、増

これらの水道の水源は浅井戸六か所を除けば、すべて湧水による 敷設され、四十二年三月現在九三〇〇余名が給水を受けている。 ものであり、その配水の多くはポンプ・アップと自然流下併用方 易水道施設が築造されて以来、四十年度までに三五の簡易水道が

式によるものである。

(昭和四十二年三月)であり、他は主として井戸に頼っている状態である。 水道、 規模水道一六があり、合計二九〇〇人に給水している。さきの上 右の簡易水道の外に、本市には、専用水道二、学校水道五、小 簡易水道の給水人口にこれを加えると、本市の水道普及率

はおよそ八四パーセント 水道法においては、上水道とは給水人口五〇〇一人以上の水道をいい、簡易水道とは給水人口一〇一人以上五〇〇〇

第四章 公 共 事 業

人までの水道をいう。さらに寄宿者や社宅などの特定の人だけが使う水道で、給水人口一○一人以上のものを専用水道

と称している。本市における簡易水道施設は別表の通りである 鹿児島市水道部編「鹿児島市水道誌」昭和三十四年刊と称している。本市における簡易水道施設は別表の通りである 鹿児島市役所編「鹿児島市水道誌」(昭和三年刊)と。 下水道事業 本市においては明治末年に下水道敷設計画 紙添付 が立てられたが実現せず、大正二年 (一九

計画工工工

をみなかったが、戦後の戦災復興区画整理事業の進捗とともに、下水道問題が真剣に論じられるようになっ て財政的理由により実現の段階まで、至らなかった |三|)の市会で上水道敷設計画とともに新たに提案・審議されたが、その必要性は認められながらも、 水道誌 。 その後もしばしば計画されながらその実現鹿児島市 。 その後もしばしば計画されながらその実現 主とし

た。このため昭和二十六年には調査費一〇〇万円が計上され、主として市内の中央部、

甲突川以北の地域に

で、雨水については一般会計(建設部)で担当し、汚水については水道局が担当して事業の促進がはかられ ることになった。下水道事業には莫大な事業費を必要とするため、この事業を当初から、地方公営企業とし ついて調査・設計がなされたが、本市の下水道は雨水と汚水を分離する分流式を採用することになったの

て運営している都市は、全国でも二、三にすぎない。

大汚水量三万七八○○立方メートル)処理を目標とした基本計画が立てられ、この計画に基づく建設工事は 本市の下水道事業は、まず右の甲突川以北の三〇〇ヘクタールの区域に居住する七万人分の汚水(一日最

立地に、沈さん池、 昭和二十七年五月認可を受け、同年十一月から汚水管布設工事と汚水処理場建設工事が、 汚水の処理方式は活性汚泥法 曝気そう、沈澱そう、 (高級処理)を採用しており、そのために甲突川河口の一六〇アールの埋 汚泥分離そう、消化そう等の設備を有する処理場が建設された。 同時に始められ

処理場に送られてきた汚水に、活性汚泥という泥状の微生物のかたまりを加え、さらに汚水量の約五倍

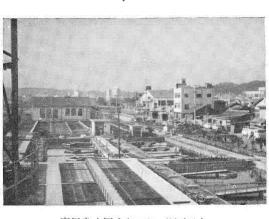
活性汚泥法

活性汚泥法

の空気を与えると、微生物の働きで汚水中の汚濁物質は吸着し、清水と汚泥に分離しやすい状態になる。沈澱そうで汚

泥を沈澱させ、 三年後の昭和三十年十一月二十九日汚水通水開始記念式が汚水処理場で行なわれ、 分離した処理水は無害の状態で甲突川河口に放流するものである

市内一部の汚水処理が



鹿児島市汚水処理場

(城南町)

備の拡充に努めてきた。

○○○円を補助し、また工事費の月賦制、 が取り付けられるにしたがって処理人口も増加していったが、こ あった。その後各家庭・商店・飲食店等において、漸次排水設備 開始されたが、これは大阪以西では最初の下水道 の排水設備の取り付けに対しては、 当初、 貸付金制度を設けて設 市が一五〇〇円乃至三 (汚水)事業で

三万七八〇〇立方メートル) 処理を目標に汚水管布設と処理場設 ートル(径二五〇ミリ以上)におよび、 処理区域面積は五一〇ヘクタール、汚水管延長一二万九一八二メ 備の拡充が行なわれた。昭和四十二年三月末現在、本市の下水道 川以南の区域まで拡大され、一四万人分の汚水(一日最大汚水量 昭和三十五年十月には第二期工事の認可を受けて、事業は甲突 処理戸数一万三三〇四

戸、 セントをかなり上回っている。なお昭和四十一年度までの工事費は、処理場関係一億五七○○万円、汚水管 処理人口一○万三○四二人で、これは本市人口の三九パーセントにあたり、全国平均普及率約一七パー

第四章 公 共 事 業

市費であ

関係七億八〇〇〇万円で、その財源は、 おおよそ半分が起債によるものであり、 他は国庫補助金、

る

備水路の整 備を進めている。 延長二万八七一一メートルがあり、建設部が管理しているが、これらの雨水路についても、 下水道の中の雨水を流す雨水路には、荒田川・滑川・清滝川・原良川・西田川・照国水路等三六水路、 特に、 昭和三十九年九月清滝川の暗渠の上に駐車場(樋之口町)を開設して、 堤防、 市民の便宜 暗渠の整 総

## 都 市 計 画

П

をはかっている。

わゆる六大都市を対象とした広域都市圏の都市計画を促進しようとするものであった。それは当時の工業の 戦前の都市計画 現在の都市計画法が制定されたのは大正八年(一九一九)であるが、当時の構想は、い

発展に伴う都市の過密化に対処しようとするものであった 題講座

適用の指定 ため大正十二年七月都市計画鹿児島地方委員会(会長中川望知事)が設置され、早くも翌年には市街地 十二年(一九二三)五月二十九日札幌・広島・福岡等二五市とともに都市計画法適用の指定を受けた。この の測

ところがその後大正十二年以降は、主務大臣が指定すればこの法律が適用されるようになり、本市も大正

量が開始された。

児島郡中郡宇村及び吉野村、伊敷村、西武田村の各一部)六○五九へクタールが決定された。更に昭和二年 翌大正十四年には都市計画鹿児島地方委員会の可決を得て、都市計画区域として一市四村 (鹿児島市、

路の決定 都市計画街

九月右委員会の審議をへて、 都市計画街路 (三二)路線、 四五・四キロメートル) の決定をみた。 すなわち鹿

して、 児島駅、 これらに並行な路線を設ける一方、 武駅 (現西鹿児島駅) を結ぶ路線を東西の幹線路、 都市計画区域内外の地勢に基づき、 加治屋町、 郡元町を結ぶ路線を南北の幹線路と 放射線及び環状線状に街路を

決定地域の され、 錦江湾に臨む一帯、永吉町・原良町・甲突川一帯、郡元地区の八六万一○八四坪(一九・九パーセント)、 配置したものであり、 商業地域は甲突川以東の旧市街地の九五万七七○四坪(二三・一パーセント)、工業地域は東南部の 基本的には現在の街路と一致するものであった。 続いて昭和三年には用途地域が決定

その外の地域 一四〇万四七一六坪 (五五・六パーセント) を住宅地域とした。

公園及び公園道路の計画が立てられ、

公園道路一

○路線

昭

和七年には、

定園公園 道路の 決公 ○七キロメートルの決定をみた。すなわち公園は郡元・紫原・ 公園二五か所九万六五二〇坪、 武岡・祇園洲・若宮・弘友・錦城 堀江町

保山 名山堀・照国・上之平・南洲・南林寺・樋之口・二葉・共研・ ・日枝・脇田川の各公園であり、 公園道路は郡元・紫原・ 武田・若宮 武・薬師町 • ・永吉・上荒田 照国• 共研・永吉・天保山 荒田 八幡 • • 天

枝 ・脇田川の各公園道路であった。

この中、街路事業については、 以上の用途地域、 街路計画については、 昭和十年一部変更があったが、一応の都市計画大綱が完成した。

たが、 その後は経費難のため、 昭和十年恵美須町~鹿児島駅間及び鹿児島駅~和泉屋町間の工事が行なわれ さらに戦時体制下に入り、 昭和十七年緊急事業外中止令が出されるに及ん

殆んどみるべき事業は行なわれなかった。

第四章

公

共

事

業

なお右の事業の外に、 組合施行による土地区画整理事業が、 与次郎ガ浜埋立地 (昭和十二年~十四年)

社

(昭和十五年~十八年) で行なわれた。

騎射場地区 未曽有の戦災を受けた本市の戦後の都市計画事業は、まず市内中心部の商業地域の戦災復

地域を都市改造 (脇田、 武・田上地区)あるいは宅地開発

興事業として実施してきたが、その後戦災復興事業が一段落した昭和三十五年度から、

戦災復興区域

周辺の

(終戦直後) 災を受けた鹿児島市 九万平方メートル(三二七万坪)を焼失し、死者、傷者等の被災 た本格的空襲により、市街地の約九三パーセントにあたる一○七 地区)事業として、都市計画事業を行なっている。 本土の最前線基地であった本市は、昭和二十年三月から始まっ

災害有の戦

者一一万五三八五人、被災戸数二万一九六一戸(全戸数の五七パ このように壊滅的な戦災を受けた市街地に土地区画整理事業を行 名古屋・横浜・神戸・川崎の大都市に次ぐ規模であった。ただし ーセント)にのぼった 戦災復興誌 鹿児島市編 。戦災面積では東京・大阪

決定の戦災復興計画基本方針に基づき、この事業を強力に推進す であるといえた。このため、本市は昭和二十年十二月三十日閣議 ない、近代都市としての発展の基礎を築くには、千載一遇の好機

ることにした。

戦災後直ちに、市街地の瓦礫・焼石垣等の整理が行なわれ、昭和二十一年一月には全市の現形測量に着手

七三〇

決整び計 定理土画 区域 返 の 画 及 事業の第一歩を踏み出した。 同年五月四日戦災復興院総裁名で、 鹿児島都市計画街路及び土地区画整理

町の一 次区域について事業の促進をはかってきたが、三十年三月天保山・中郡地区を第一次区域に加えた一〇三五 六月政府の戦災復興事業再検討五か年計画策定により、右の一五〇三へクタール中九六五へクタール(二九 は、 たが、これは全国的にも、名古屋市等と並び最初の認可であった。この時認可された復興土地区画整理区域 一万坪) :都市計画決定告示がなされ、土地区画整理事業を中心とする戦災復興事業が本格的に発足することになっ 戦災区域一○八一へクタール(三二七万坪)とその外郭旧一八部隊 部 を第一次区域、 鴨池町海軍航空隊地等を含む一五〇三へクタール 他地域を第二次区域 (天保山 • 中郡 ・原良・草牟田地区を含む)として、特に第 (四五四万坪) であった。しかし昭和二十四年 (歩兵第四五連隊) 跡 常盤 西

クタール(三一三万坪)に縮小決定された。 用途地域については、戦前のそれを尊重しながらも、

変更指定の

けた。 適正な配置と市街交通網の整備に即応して、観光都市建設の構想のもとに再検討を加え、 昭和二十六年変更指定を受

復興土地区画整理事業による街路・公園・学校等の公共用施設

I. ||業地域は西鹿児島駅附近| 準工業地域は原良町の工業地域以北の永吉町方面及び稲荷川より甲突川に至る鹿児島港の背後の地域とした。 業地域は新川以南の海岸埋立地を主体とし、 帯と主要商店街であった鹿児島駅附近、 従来工場地帯であった原良町 新上橋附近、 帯及び国鉄西鹿児島駅以南の地域とし 旅館街であった天保山附近の

竪馬場通りとした。

及び沖之村等の地域とした。

また路線的商業地域としては谷山街道線・中洲通線・

塩屋本通線

西田通り

伊敷街道線

住居地域は前記以外の上町 帯、 城山を中心とする地域及び原良・武町方面の山手沿いの地域、 さらに従来の住宅地

第四章

公

共:

事

街である加治屋町・ 天保山町 <u>が</u> 画及び荒田・ 鴨池・郡元・宇宿の地域とした。

た。さらに昭和三十八年には、急速に市街地化してきた紫原地区を住居地域に、同時に南港埋立地を工業地域に追加 なお昭和三十一年には若干の地域変更があったが、三十三年には天保山町甲突川畔の埋立地を住居地域に追加指定し

定した。

右の用途地域とは別に、密集市街地の防火のために防火地域と準防火地域を指定してあり、これらの地域内では、

れぞれ一定の建築物は耐火建築物、 あるいは簡易耐火建築物としなければならない。

準防火地域は昭和二十八年市街地の中心部及び西鹿児島駅附近一帯五八へクタールが指定を受けて、以来毎年拡大し

現在では一九七ヘクタールが指定されている。

分なため、昭和二十七年容量四〇トンの防火水槽を桜島三か所、原良町一か所、郡元町一か所に建設した。 のない市街地の周辺及び学校、公営住宅その他の高層建物のある所では、水路・用水路だけでは防火施設としては不十 沿いの地域が指定された。さらに昭和三十七年には市街地の中心街及び柿本寺附近が、また三十八年市街地の中心街 (呉服町・千日町等)及び鹿児島駅附近が指定を受け、現在二七・六へクタールが防火地域となっている。 防火地域は昭和二十九年主要路線が、路線的防火地域の指定を受け、また三十一年には滑川以北の鹿児島駅前本通線 なお消火栓

業 街路は従来西鹿児島駅と鹿児島駅を結ぶ電車通線の幅員一八メートルが最大であったが、本事業では市役

照国神社前及び新屋敷と中央市場を結ぶ松原通線の五○メートルを最大幅員とした。さらに幅員三六

街 路 事

け、その外にこれらの街路を中心に幅員一五~二七メートルの街路を設けて交通の円滑化をはかる一方、防 メートル道路として、中央通線 (武大明神 天保山橋) 西駅本通線 (西鹿児島駅前 (西鹿児島駅前 海岸通)・駅前本通線 新屋敷広場) ・谷山街道線 (鹿児島駅前 (中之平 —大門口) ―宇宿町) 中洲通線 を設

らの街路には、くす・いちょう・やなぎ・なんきんはぜ等の街路樹を植え、市民の疲れを癒すべく配慮し た。昭和二十五年度からはコンクリート側溝も一部完成し、逐次舗装も実施されるようになった。またこれ 障害物を取り除き、路形を造るとともに、素掘と焼石積の石で側溝、暗渠等を作り、整備をはかっていっ 火帯としての役目を持たせた。これらの街路については、当初はまず交通に支障のないように道路予定地の 幹線街路の名称については、昭和三十年十月呼びやすい、また親しみやすい名を一般から募集し、現在

呼ばれている名称を決定した。

突川を横断する武通線に平田橋 たため、昭和三十一・三十二年に鋼板桁鉄筋コンクリート橋に架け替えた。この外、昭和二十八年度には甲 またはT型桁の永久橋で架設するようになった。甲突川を横断する西駅本通線の甲突橋は、当初幅員六メー ての鉄筋コンクリートT型橋であったが、これを境にして、昭和二十六年度から鉄筋コンクリートの版桁、 た。天保山川に架設した谷山街道の電車軌道橋(幅員六メートル・延長一一・七〇メートル)は、戦後初め 荷川に戸柱橋(幅員七・七〇メートル、延長二四メートル)を、また新川に鶴ガ崎橋(幅員一二メートル、 トル、延長五〇メートルの木橋(昭和二十三年度完工)であったが、交通量の増大とともに耐久力が消耗し 右の街路事業の進捗に伴い、各所に橋梁も架設したが、初めはすべて木橋で幅員も五メートル内外であっ (幅員八・三○メートル、延長五二メートル)を架設し、三十一年度には稲

なお右の街路に附属する広場は、当初一○か所の予定であったが、その後六か所四万八八七六平方メート

延長三〇メートル)を架設した。

ルに変更した。この中、もっとも広い面積を有するのが西鹿児島駅前広場(二万平方メートル)であり、車

第四章

公共

道部分の舗装、広場周辺の植栽等を実施して、本市の玄関口としてふさわしい整備を行なった。この外、鹿 児島駅前 トル)・新屋敷(一万〇二〇〇平方メートル)・中之平(二六〇〇平方メートル)の各広場を設け、それぞ (九○八六平方メートル)・西鹿児島駅裏(三八○○平方メートル)・新上橋(二九○○平方メー

れ整備をはかってきた。

理事業 世地区画整

進をはかってきた。 の各工区に分けて事業に着手したが、昭和三十年三月施行区域の縮小に伴い、一三工区すなわち城南・中央 ・上町・中洲・鴨池・上荒田・下荒田・天保山・中郡・城西・武・草牟田・宇宿の各工区に分けて事業の促 土地区画整理事業は当初、全区域を八工区すなわち城南・中央・上町・中洲・荒田・城西・草牟田・宇宿

当初は明治四十二年の耕地整理法によったが、昭和二十九年新たに土地区画整理法が制定されている。 は個々の換地の利害が均等に表われないので換地による不均衡は最終的には金銭で清算される。なお、換地計画区域に おこった(後述)。換地計画は、 み出そうとするものである。地主の負担は、区画の整形化、公共施設利便度の向上等による地価の上昇により補償され が土地の一定割合を出しあう(減歩といい、その割合を減歩率という)ことにより、道路・公園等の公共施設用地を生 の宅地とみなされ、換地計画で換地と定めなかった従前の宅地について存する権利は消滅する。これらの区画整理は ついて区画整理事業の工事が完了した後に換地処分が行なわれるが、これによって、換地計画で定められた換地は従前 るという考え方であるが、初めての方法で、換地がよく理解されず、第一回換地予定地(仮換地)発表後、 これらの土地区画整理は公用換地という強制的な方法で行なわれたが、これは、不整形な土地の区画をただし、地主 換地が従前の宅地の位置、 地積、 利用状況等に照応するように定められるが、現実に

昭和二十一年九月中央・城南の二工区約一五〇万坪の換地予定地の発表が行なわれて以来工事は着々と進

区一四五ヘクタールについては換地処分が終了し、現在残り一一工区の完了事務が進んでいる。なお区画整 捗し、三十四年度までに全区域殆んどの工事を完了しており、その中、城南工区一七三へクタール、中央工

理に伴う減歩率は、平均二五パーセントであった。

児島駅一帯の集団建物の移転及び市役所前の街路上建物の移転は困難を極めた。すなわち、換地、 去した。これらの建物の移転については苦心したものも多く、とりわけ、西鹿児島駅前広場・松原通線・鹿 右の工事中、大小四二棟の堅牢建物を含む一○六九戸の移転を行ない、さらに二五○○戸の無届建築を除 建物移

制執行に際しては、刃物や棒切れで激しく抵抗され、また、 和二十五年七月には、遂に西鹿児島駅前の家屋移転の強制執行に踏み切り、この後もたびたび実施した。 ない場合もあった。第一回の強制執行(朝日通り)のように、実施寸前に解決をみる場合も多かったが、昭 転に応ぜず、事業を中断させたケースも少なくなかった。このため、やむを得ず強制執行を行なわざるを得 「狂言自殺」等もあり、工事担当者は苦労の連 強

スタンダードヴァーキューム油槽所は、高さ二六メートル、延長三七○メートルの石塀の中に四五○トン、オイルタ

ダードヴァーキューム油槽所の移転問題は、占領下であり難航した。

続であった。さらに幹線街路貫通に支障となる特殊建物及び堅牢建物も多く、中でも市中央市場前のスタン

和二十三年八月以来の数次にわたる交渉の結果、ようやく相互間に協議が成立し、二十六年三月工事費約四〇〇万円で の移転に要する費用は相当の額に上るものと推定されていたため、一時は計画街路を変更することも考慮されたが、昭 ンク一基、石造倉庫 棟、 鉄筋建物三棟、木造建物二棟があったが、移転問題は遅々として進展しなかった。さらにこ

建物ではなかったが、国道一○号線の拡張に伴い、昭和三十年長さ二○○メートルの私学校跡の石垣を一

移転が完了した

第四章

公

共

七三五

三メートル移動、 主として、郡元町の元海軍航空隊跡に市有地を換地、または一部国有地を払い下げ収容したので、事業遂行 に無断で建築した建物が約二〇〇〇戸もあり、これらも事業を遂行する上で大きな障害となった。これらは 原形のまま移築したことは特筆さるべきことであった。なお公共用地あるいは土地所有者

業川水路事 も甲突川以西の天保山川の在来の水路はいずれも断面が狭いうえ、放流口は甲突川に向っていたため、 本市市街地は標高が低く、旦つ台風の進路になっているため、排水路の整備は多年の課題であった。 洪水 中で

に著しく貢献した。

時には甲突川水位が上昇するので、絶えず氾濫する状況であった。 いう全く新しい水路を造り、天保山川水路の排水は直接海に放流するよう施工した。以上の外に、清滝川 このため、 荒田川・鴨池川・天保山川と

高麗川等の河川の工事を行ない、排水路の整備につとめた。

公園事業 ルに過ぎなかった。このため、戦後はこれら既設の公園からの位置を勘案して、共研公園以下三六か所 戦前は利用できる公園としては、天保山・祗園洲・南林寺・城山・鴨池の各公園の五か所、 約三八ヘクタ

ら設けられた、甲突川右岸公園(平均幅二五メートル、延長一四四○メートル)と、 一八・三へクタールの児童及び運動公園を新設した。この中には防火、河川の保護、 甲突川左岸公園 都市の緑地化の見地か (平均

幅二五メートル、延長一九五〇メートル)も含まれている。 右の土地区画整理事業の実施にあたっては、当初、 土地区画整理委員会が設置され、 換地及び補償に関す

設理土地区 重要員会の整 土地区画整 員会に代わって、昭和三十一年土地区画整理審議会が設置された。この委員会・審議会は、所有権者・借地 る事項、 また区画整理上重要な事項について市長の諮問に応じたが、土地区画整理法が制定されると、 同委

設置 番議会の

権者の選挙で選出された所有権者委員・借地権者委員で構成され、とくに審議会にはこれに学識経験者が加 る。またこの事業の実施は、当初は昭和二十一年設置された復興部―総務課・土地課・工務課・住宅相談所 たが、三十年三月の土地区画整理法の施行に伴い廃止され、代わって、同法に基づく評価員が選任されてい 要綱を策定し、これらの移転補償金の決定にあたった。この外、換地による不均衡を調整するための清算金 わった。右の諮問機関とは別に、昭和二十二年三月鹿児島市補償審査会が設置され、建物・工作物等の移転 の徴収・交付並びに補償金を合理的旦つ公平に算定するため、昭和二十五年一月土地評価委員会が設置され 八工区事務所 (職員五○○名)があたったが、その後数度の機構の充実、 改善がはかられた。現在これ

反対運動

らの事業は都市計画部が担当している。

月の市議会で、復興委員長が「いたずらに緑地帯が多く、しかも大道路の幅が広い」「膨大な都市計画」に 啓蒙宣伝に努めた。しかしこうした復興連盟の動きも、昭和二十二年の夏を峠に衰えていった。 大会を開き、つぎの六項目の反対決議を行なった。⊖膨大な道路計画は実情に合わず、減歩率二五パーセン トは過大である。口大地主を優遇し、零細地主を圧迫している。曰土地区画整理委員の選出が非民主的であ 区画整理絶対反対を叫んで、鹿児島市復興連盟(一二〇〇名)を結成した。この年の十一月大正会館で決起 回換地予定地が発表されると、拙速主義の幣もあって、市民の間に区画整理反対の声が上がり、 なお事業の実施にあたっては、換地に対する反対を主眼とする反対運動が起こった。昭和二十一年九月第 これに対して市は詳細な反駁声明を発表し、 また復興促進機関として、 鹿児島市都市計画協会を作り、 なお同年六 反対者は

第四章

反対を表明して問題となった 会会議録

線道路及び緑地帯は不要である。三道路を通す場合、その地域の住民と利害が相反してはならない。伵取扱 の理由は、 の主旨徹底をはかるべく説得を続けた結果、この反対運動も自然消滅した。 いが不公平である等であった。反対期成同盟会は、建設省に陳情する等猛烈な反対運動を展開したが、 対陳情が市当局及び市議会に提出され、同時に天保山工区区画整理反対期成同盟会が結成された。主な反対 和三十年事業着手が認可され、三十二年七月仮換地計画が掲示された。これに対して、直ちに六六〇名の反 天保山工区でも反対運動が起こった。再検討五か年計画策定の際保留区域とされていた天保山工区は、昭 一従来の区画整理方法 (戦災区域) によって整理を行なう事は矛盾している。口この区域の三幹 事業

費 ぐものとなった。なお事業着手以来本事業を収束するまでに要した事業費は、一一億三一○三万円で、当初 を受け、 失業対策事業費として総額六七三五万円、 二八万円、 等の情勢の変化によるものであった。この事業費の財源は、 の計画事業費二億六〇三五万円を大幅に上回るものであるが、これはその後の物価の上昇、事業内容の変更 の収束をみて南九州の拠点都市としての発展の基盤を整えた。また区画整理面積では名古屋市、 以上のような反対運動もあったが、事業は最初の方針に基づいて着々と進捗し、昭和三十四年度には一応 この事業の換地・測量・清算費等に充当した鹿児島市戦 一般歳入二億〇七八九万円、起債二億〇〇三〇万円、会社負担金一〇四〇万円であった。なお特別 また市単独事業費として総額三四五七万円(清算事務費を含む) 国庫補助五億六〇一九万円、県費補助一億五二 東京都に次

事業

都市改造及び宅地開発 前述の戦災復興事業区域周辺については、その後都市改造事業を行ない、市街地

 $\mathcal{O}$ 整備に努めている。

事地脇田 地区 整理 は、 復興土地 昭和三十五年から五か年にわたって事業費三億四五○○万円で行なわれた。本市の南西部に位置する本 区画整理区域の南に接する脇田地区四八ヘクタール(一四万五〇〇〇坪)の土地区画整理事業

員六メートルであったため、 地区には、 本市と南薩方面を結ぶもっとも重要な幹線である二級国道二二五号線が縦断しているが、 交通事情は飽和状態にあった。このため、 国道二二五号線を海岸側に付け 当時幅

と県道 え、同時に幅員を二五メートルに拡大して交通事情の緩和をはかった。また紫原地区住宅を縦断し、 (入佐~鹿児島線) を結ぶ紫原本通線 (幅員一六メートル)の外、 多数の区画街路を整備した。 右国道 さら

に従来の脇田公園(一七ヘクタール)の外に、児童公園四か所一四八ヘクタールを新設して、 0 .環境の整備をはかった。なおこれらの区画整理に伴う減歩率は、平均して二四パーセントであった。 住宅地として

当初 復興土地区画整理区域内に含まれていた原良地区(永吉町・薬師町を含む)は、その後昭和三十二

画整理事業 年八月都市計画一○か年計画で都市改造事業として実施すべく建設省に申請していたが、三十七年三月原良

地区区画整理事業対策協議会を結成、 地区七四へクタール(二二万五〇〇〇坪)の区域決定があった。これに対して、 昭和三十七年七月同地区の区画整理に反対し、 同地区民五〇〇余名は原良 実地測量を阻止するこ

とを決議した。主なる反対の理由は、 □減歩率平均二五パーセントは余りに大きく、 同地区は住宅街で広い

道路は必要ではない、 口計画が天下り式である等であった。 その後同問題は進展せず、 工事施行 の見通しは

立っていない。

武

· 田上地 本市中心市街地 の西部に位置する、 武 • 田上地区 (西田町・常盤町・武町・上荒田町・田上町の各一 部

第四章

公

共

事 業

六一へクタール(一八万四○○○坪)の土地区画整理事業は、 一○億円をかけて実施される予定である。紫原団地及び県道(鹿児島~入佐線)に接続するよう武通線 昭和四十二年から四十六年度までに、総工費

(幅

員二五メートル)を延長する外、幹線道路・区画街路を整備し、児童公園七か所を新設する計画である。さ

らに当区域内の墓地は武岡台地に移転し、 墓地跡は住宅地とし利用する予定である。

画整理事業 業は、昭和三十五年度に着手し、当初の計画を若干変更して実施され、四十一年度までに完了した。 右の都市改造事業に対して、紫原台地(標高七〇メートル)に宅地開発をめざす紫原地区土地区画整理事

果 歩率は三一パーセントから二四パーセントに、保留地の予定地積は五万坪から三万六四○○坪に縮小にな した。その後市当局は説明会を開いて事業概要を説明し、また地元側代表と数回にわたって協議を重ねた結 零細農家ばかりである。 して、同地区の農地所有者五一〇名は、反対陳情書「この地区の農家の経営面積一戸当たり平均二反歩で、 事業計画の縦覧がなされ、議会に対しては「紫原地区土地区画整理事業施行条例」が提案された。これに対 なわち売却希望者の土地約五万坪を坪当り三六五○円で市が買収し、さらに当初の事業計画からすると、減 …」を市当局に提出するとともに地主大会を開き、紫原地区区画整理反対を決議し、活発な反対運動を展開 昭和三十五年一月本事業の区域一四二ヘクタール(四三万坪)について建設大臣決定があり、 昭和三十七年二月になって、地元側代表と市長との間に事業施行についての申し合わせが成立した。す 昭和三十七年十一月事業計画変更の認可を受けた。 ……これ以上耕地を失うことは、われわれ農民に餓死の宣告を与えるものである 同年三月本

この地区には、東西に横断する高麗通線と南北に縦断する二級国道二二五号線と県道紫原本通線(入佐~

運動公園 鹿児島線) を結ぶ幹線街路 か所、 近隣公園一か所、 (幅員一六メートル)の外、 児童公園一二か所、 緑地一か所等約五○○五へクタールを新設して、ベ 四乃至一一メートル)の区画街路を新設した。また

ッドタウンとしての環境を整備した。現在二三〇〇戸の住宅が立ち並び、小・中学校も開校している。 なお本事業施行区域一四二へクタール(四三万坪)の中、三三へクタール(一○万坪)は、鹿児島市住宅

宅地を造成した地域である。残りの地域に要した事業費は、二億八五○○万円(市負担金八五○○万円、保 協会が住宅金融公庫からの借入金三億三八六六万円により、 区画街路・児童公園及び緑地の築造を行ない、

留地処分金二億円)であったが、土地買収費については一般会計から充当された。

会 番 整 理 委 員

理することになった。このため、昭和二十五年一月に復興土地区画整理町界町名地番整理委員会が、また、 住居表示整備事業 都市計画による土地区画整理事業の実施に伴って、それまでの町界・町名・地番を整

る。同委員会は、県庁・地方法務局・郵便局・税務署・警察署・教育委員会等の関係職員、市会議員、 四十二年二月には、それに代わって鹿児島都市計画土地区画整理町界町名地番整理委員会が設置されてい 土地

区画整理審議会委員、それに学識経験者から構成され、市長の諮問に応じて、土地区画整理事業施行区域内

0 『町界・町名・地番整理について審議し、答申してきた。

実表新しい 制度の 別住居 する法律」にもとづいて、 新しい住居表示制度が実施されてきた。

右の土地区画整理事業に伴う町界町名地番整理とは別に、昭和三十七年五月に制定された「住民表示に関

順序正しく番地が並んでいず、日常生活に支障をきたすことが多かった。そこで合理的に住所を表わすために、街区方 従来の住所を表わす番地は、 不動産登記のたてまえから土地の符号としてつけられたものであるため、必ずしも、

共 事

第四章

公

七四一

昭和三十八年九月に実施し加治屋・山之口・船津・新町・新屋敷・塩屋・堀江・住吉・南林寺・松原・洲崎 街区番号と住居番号を用いて住所を表わすものである。この新しい住居表示制度の採用に伴い、従来の町界が一部変 右回りに順序よく基礎番号をつけ、各建物の主な出入口に接する基礎番号を住居番号として、○○町○番○号のように、 式によって、住居表示を行なうことになった。これは、町の区域を道路・鉄道・川・水路等の恒久的施設によって区分 本市では、新しい住居表示制度はまず甲突川北部地域から採用することになった。第一回の住居表示は、 して「街区」をつくり、順序よく街区符号をつける。さらにその「街区」の回りを一○~一五メートル間隔に区切り、 町名も一部新しい町名に変わったが、これらについては、前述の町界町名地番整理委員会が審議に当たった。

変更になった。 洲崎町は廃止され、新しく錦江・城南・千日の各町が生まれた。なお、塩屋町は昭和四十二年四月甲突町に ・西千石・樋之口・呉服・大黒の各町を含む地域が新しい住居表示で住所を表わすことになったが、この時

築・易居・生産・小川の各町及び和泉屋・長田・浜の各町の一部を含む地域であったが、この時、汐見・

第二回住居表示は、昭和四十年七月に実施し、区域は東千石・平之・山下・中・金生・和泉・汐見・六日

六日・築・生産の各町は廃止され、代わって、照国・城山・名山の各町が新設された。

第三回住居表示は、 昭和四十年十二月城南・錦江町の埋立地域で実施した。

第四回住居表示は、 昭和四十二年十一月、 向江・恵美須・車・栄・柳・春日の各町及び浜 ・和泉屋

の各町は廃止され、代わって上本・大竜の各町が新設された。 上・上竜尾・下竜尾・長田の各町の一部を含む地域に実施したが、この時、 和泉屋・恵美須・車・栄・向江

第五回住居表示は、 昭和四十三年七月稲荷・鼓川・清水・池之上・上竜尾・下竜尾・長田の各町及び坂元

町の一部を含む地域に実施した。

現在までの実施区域は六・六平方キロメートルで、これは市街地のおおよそ一九パーセントにあたり全国

平均よりも低い。

## 住宅対策

Ш

事情 の住宅

荒田町・薬師町・西田町・南林寺町に四九棟、一二一戸を建設した 鹿児島市事。また大正十年には、 は悪化していった。昭和五年二月本市の空家軒数は二○六四軒にものぼった。しかし満州事変以後は本市に 切抜けるために住居費の切下げという方向をたどり、住宅需要は減少しかえって空家が増えたが、 を建設した。しかし大正末期から昭和初期の不況の時代になると状況は一変した。すなわち家計の苦しさを 合法が制定され、低利資金の融資により住宅建設を促進することになったが、本市でも鹿児島住宅組合 的にも都市人口の膨張は著しく、都市住宅の問題が社会的にも大きな問題となり、住宅争議も続発したが、 期から大正時代にかけて急激に人口の増加がみられ、それは当然住宅不足を引き起こすことになった。全国 合員一三二名)が結成され、大正十年に小川町に一三二戸を建設、以後昭和三年までに一五組合が一四四戸 た住宅不足に対処して、大正十年草牟田町に最初の市営住宅二棟を建設した。それ以後大正十五年までに上 こうした事情を背景に大正十年(一九二一)には、 本市の人口は明治三十年頃まではむしろ減少の傾向にあったが、それ以後は増加し始め、 借地法・借家法が制定されるに至った。本市ではこうし 殊に明治時代末 住宅水準 住宅組 組

七四三

第四章

公共

事

業

も軍需工場ができ、 ・ションによる建築費の騰貴等のため増加せず、住宅事情は再び悪化した。昭和十六年本市の居住者三万九 住宅需要は増加したが、供給は戦争の拡大、激化に伴う資材統制、 建築統制、インフレ

三〇〇戸の中二万一〇〇〇戸が貸家居住者であり、なお二〇〇戸が不足していた。

宅対策の住 みるに至った 市勢要覧 いいしその後昭和二十六年ルース台風により大きな痛手を受けたこともあって、 設、貸与住宅を供給した 建一○七戸を建設した外、二十二年に三○○戸、二十三年に三二○戸、二十四年に二三○戸の市営住宅を建 方法で住宅不足の緩和をはかった。また昭和十六年に発足した住宅営団は二十一年末までに郡元町・鴨池 み止まる例も多く、住宅不足は極度に達し、城山下の防空壕跡で横穴生活をおくる者も多かった。これに対 たった。このように莫大な住宅を減失したうえに、本市は沖縄・大島等の南西諸島への引揚者がそのまま踏 約二七○○戸、二十四年度約二○○○戸が建設され、二十四年度までに被災戸数の六五パーセントが復旧を 和二十一年十二月末までに郡元町・西田町・原良町にパネル式バラック(七・二二坪)及び第一種木造平家 収容する一方、昭和二十年十一月二十日公布の住宅緊急措置令に基づく余裕住宅六八〇戸を利用させる等の して県並びに県同胞援護会においては、旧一八部隊兵舎を改造し戦災者・生活困窮者・引揚者等約二万名を 戸、半焼一六九戸、全壊六四〇戸、合計二万一九六一戸で当時の戸数三万八七六〇戸の五七パーセントにあ 騎射場の国有地及び山之口町・南林寺町・武町の市有地を利用して九二八戸を建設した。本市としては昭 昭和二十年の大空襲により、本市は市内住宅の半数以上を失った。すなわち戦災戸数は全焼二万〇四九七 昭和二十年度約三一〇〇戸、二十一年度約三〇〇〇戸、二十二年度約三一〇〇戸、二十三年度 , 災復興誌 , 鹿児島市戦 。しかし一般には資材・資金・労働力の不足等のため、住宅建設は困

事情の住宅

戦後の復興が十分になされない中に人々の都市集中傾向が著しくなり、加えて戦後の家族の核家族化が住宅 需要に拍車をかけ、需要は増大するが、供給がそれに伴わずに慢性的な住宅難の現象を呈することになった。

本市の住宅不足数は昭和四十一年度末現在三万九〇〇〇戸と推

公営

住宅

(宇宿町)

児島市住宅公社を設立して分譲住宅の建設、住宅地の造成に努め 対処して、本市は引き続き市営住宅の建設を行なうとともに、鹿 てきた。 昭和二十六年公営住宅の基本法である公営住宅法が制定された

住宅、狭小過密住宅等を含むものである。このような住宅不足に 五六一戸)の差一万四六〇一戸の外、老朽住宅、大修理を要する 定される。これは世帯数(九万四一六二世帯)と住宅数(七万九

た。なお昭和二十五年度からは、二十六年以前に建設の市営住宅を中心に一般に払い下げており、四十一年 この中には木造、 また昭和四十一年度には、 簡易耐火構造、耐火構造を含んでいるが、三十三年度以降はすべて耐火構造となって 住宅地区改良法に基づく改良住宅三二戸を郡元町・新川・港地区に建設し なった。本市は昭和二十七年同法施行以降二七九四戸(三十六年 であり、以後公営住宅の建設は同法に基づいて行なわれることに が、これはそれまでの公営住宅の建設を統一し、制度化するもの の郡元大火による災害住宅一四四戸を含む) の市営住宅を建設し

第四章 公 共 事 業

七四五

度までに一五三六戸を譲渡処分している。従って昭和四十二年三月末現在本市が管理している市営住宅は紫 戸であり、種別では第一種住宅八六七戸、第二種住宅一八七七戸、第三種住宅二一一戸、改良住宅三二戸で 原団地の九三二戸、日当平団地の四〇四戸、辻ガ丘団地の二〇一戸、下伊敷団地の二〇〇戸、合計二七九四



火 建

耐 高 層

> ○戸が紫原地区を中心に市内に建設されている。 公営住宅法では、住宅は第一種と第二種に分かれ、第一種は国の補助

ある。以上の市営住宅の外、県営住宅も昭和二十七年度以降六四

種は国の補助が三分の二で、収入二万円以下の者に貸付ける。第三種住 が建設費の二分の一で、収入二万~三万六○○○円の者に貸付け、

宅とは公営住宅法に基づかないものである。

方公営住宅法にさきがけて、昭和二十五年に成立した住宅金

も、この融資を受けて毎年二五○~三○○戸の一般個人住宅と昭 し、住宅建設を促進しようとするものであった。本市内において 融公庫法は、手持ち資金をもつ者に対して建築費の一部を融資

住宅難の緩和並びに住宅施設の改善、 向上をはかるため、昭和二十六年十一月財団法人鹿児島

市は同公庫の融資を受けて宅地の開発、賃貸住宅・分譲住宅の建 和三十二年以降は中高層耐火建築物が建設されてきた。さらに本

市住宅協会(理事長鹿児島市長―四十一年八月財団法人鹿児島市住宅公社と改称)を設立した。同公社は昭 設を行ない、 住宅を建設した。また昭和四十年度からは坂元町に宅地の造成を行ない、四十二年七月までに、五二・九へ 万九八二〇坪)、第二次施行分(三十四~三十七年度)一七ヘクタール(五万一五四六坪)、第三次施行分 宅地開発を進めてきた。すなわち第一次施行分(昭和三十二~三十三年度)として、六・六ヘクタール(一 設した。これらの住宅の建設の一方、昭和三十二年度以降本市中心街から西方二キロの紫原台地に大規模な 賃貸共同住宅(鉄筋コンクリート造―一部店舗付)六棟と産業労働者住宅(鉄筋コンクリート造)一棟を建 鉄筋二階建)四六六戸を建設して一般に分譲してきた。この外、昭和二十六年度から三十六年度にかけて、 和二十八年度以降四十一年度までに、伊敷・紫原・坂元・大明ガ丘地区に、主として木造瓦茸平家建(一部 これらの宅地については、個人及び公営住宅地として分譲するとともに、前に述べたように三一五戸の分譲 (三十八―三十九年度) 八・七ヘクタール (二万六四一九坪) で、総事業費は三億三三八一万円であった。

宅供給公社 右の鹿児島市住宅公社に対して、昭和I鹿児島県住 クタール (一六万坪) の造成を完成した。

に一〇五戸、大明ガ丘団地 十年十一月鹿児島県住宅供給公社と改称)は、やはり住宅金融公庫の融資、さらに県資金を受けて宅地造成 ・住宅分譲を行ない、県内の住宅難の緩和をはかろうとするものであった。昭和四十一年度に希望ガ丘団地 右の鹿児島市住宅公社に対して、昭和三十八年十一月に設立された鹿児島県住宅公社(理事長県知事―四 (吉野町)に四○戸の勤労者住宅を建設分譲した。

宅等があり、自力建設による住宅の不足を補っている。 されている外、公務員・国鉄職員等の官公署住宅、雇用促進事業団(三十六年設立)の融資による従業員住 以上の外に本市内には、日本住宅公団法 (昭和三十年) に基づく公団住宅が、三十六年以降五〇八戸建設

之原・南港埋立地・竜之尾・紫原・常安・宇宿脇田・夢山・宇宿・吉野・新川・脇田川・伊敷の各団地総| なお宅地造成については、 前述の鹿児島市住宅公社による宅地造成の外に、 本市は昭和三十七年以降、上 面

一四〇ヘクタール(四二万三四五一坪)を造成した。

事業団 開発

さらに昭和四十年五月県・本市・谷山市の出資により、 鹿児島開発事業団 (理事長鹿児島市長) が設立さ

れ、

同事業団は昭和四十一年~四十四年度に一四五万平方メート 市近郊に住宅地を造成し、住宅難の解消に応えることになっ

天神山地区に



た。

郎 地区住宅団地)を造成することになり、工事の進捗がはかられて 万平方メートル(約一七万坪)一五〇〇戸分の宅地 長田町・冷水町・玉里町及び草牟田町に囲まれた丘陵地帯に五九 を行なった。また昭和四十一年度から四十四年度にかけて、 二五万平方メートル(七万七〇〇〇坪)の宅地を造成し、一般分譲 児島北部地区住宅団地として、市吉野町大明ガ丘、 ル 種 スポーツ施設・観光施設等を建設することになっている。 ガ浜に六六万平方メートル(約二〇万坪)の埋立地を造成、各 る。なおこの宅地造成工事によって生じた土砂を利用して与次 (四四万坪)の住宅地を造成することになっているが、既に鹿

(鹿児島中部

市内

の搬送には「水搬送工法」が採用されており、これはポンプで汲み揚げた海水と土砂を混ぜ合わせ、延長六

指規宅 定制地 区域 の等

のである。 五六メートルのパイプラインによって埋立予定地に搬送するもので、この種工事では全国に類をみないも

(草牟田町) 城山の字地造成工事 本市では、紫原・武岡・城山の各丘陵地を中心に昭和三十七年六

住宅地の需要の増加に応じて民間業者による宅地造成も盛んになってきたが、宅地造成にあたっては、 三十六年宅地造成等規制法が制定されており、同法に基づく指定 雑な宅地造成によるがけ崩れや土砂の流出を防止するため、昭 粗

区域内では、宅地造成について県知事の許可が必要である。現在

月一六九万平方メートル、四十一年四月三六九九万平方メートル ら四十 については届出をなさせ、指導監督を行なった。昭和三十七年か 指定の際工事中の宅地造成工事九一件、一三九七万平方メート (谷山市を含む) が指定を受けている。 右の規制区域の中、 一年度末の許可件数は八七件、一四七七万平方メートルで 区域

### IV 港湾及び空港

ある。

淋しい一海岸にすぎなかった。文政年間に、住吉町から築町にかけて島津藩の築港工事が始まり、 港湾 鹿児島港は、慶長七年(一六〇二) 島津忠恒 (家久)が鶴丸城を築いた時から始まったが、 鹿児島港 当時は

社

会

七五〇

の基礎が築かれた 港皮男島 藩政時代には、島津藩による海外貿易の基地として重要な役割をはたしてきた

が、

明治時代になってからは、 鹿児島・宮崎・沖縄を結ぶ海上交通の中心として繁栄してきた。

堀・滑川の土砂が流れ出して港内を埋没させ、船舶の出入が困難

しかし名山

明治二十五年(一八九二)から二十七年にかけ

明 治末 期 児 港 になったので、 十三年(一九〇〇)から三十八年にかけて、第一回鹿児島港修築 て、水深一メートルの浚、渫工事を行なったが、まもなく土砂が堆

事島第一回鹿児 第二回鹿児

により、

積して原形に復してしまった鹿児島県。 さらに日清戦争の勝利

沖縄・台湾航路の寄航地としてますます重要になってき

たため、港湾全域の改築が必要となってきた。このため、 明治三

工事が行なわれた。工事は明治五、六年に埋立てた生産町・小川

町の陸地部を掘さくし、また従来の港内を浚渫して、水深五・四 メートル区域九万九二〇〇平方メートル、水深二・六メートル区域

万三二○○平方メートル、水深二メートル区域二万六四○○平方

メートルを有する港湾に拡張した 鹿児島県。 その結果、 五〇

○トン級の船舶も出入りできるようになった。この外、浚渫した土砂で埋立地 (鹿児島駅附近の運河や堀)

また大門口附近の海面) を造成し、さらに浮桟橋、 明治四十年

防波堤、 物揚場等を築造して面目を一新し、

十月には、重要港湾に指定された。その後海外との貿易が盛んになるにつれて、開港を望む声が強くなり、

事とは発工場のである。場がである。場がである。

工事が行なわれた。

限界に達してきた。このため、大正十二年から昭和九年にかけて、国の直轄事業として第二回鹿児島港修築 開港後は、南九州唯一の開港場として出入船舶は増大し、また大型化してきたため、従来の港湾施設能力も 大正八年 (一九一九) 七月十一日、 根強い開港運動が実を結んで、全国では三八番目の港として開港した。

さらに塩屋町地先三九五五平方メートルを埋立てる一方、臨港道路や船溜(中央市場青果部前)を設け、こ 修築工事に引き続いて昭和九年から十三年にかけて、港務所、上屋、待合所等の陸上施設の整備を行ない、 部前面三万平方メートルを埋立てて、南防波堤南端に接続させ、そこに荷揚場・倉庫等を建設した。以上の り水深七・五メートルの岸壁が完成し、三〇〇〇トン級の船舶も横付けできるようになった。また洲崎町南 た。なお、住吉町から洲崎町までのびていた堀は埋め立てられ、ぼさど桟橋附近は、二二〇メートルにわた 五・五メートル(区域二万五○○○平方メートル)、三メートル(区域五万五○○○平方メートル)となっ 張された。 場及び洲崎町埋立地北半を掘さくして、港内水域は、従来の十八万平方メートルが三一万平方メートルに拡 この工事によって、北防波堤(二六○メートル)と南防波堤(四五○メートル)を新設し、さらに弁天台 また同時に港内の浚渫が行なわれ、水深七・五メートル(区域一二万五〇〇〇平方メートル)、

揚場や陸上施設等相当の被害を受けた。戦争中放置されていたため、港内も埋没していた。このため港湾の が激しく、 しかし、 岸壁施設も爆撃にあった。また戦後は、昭和二十年から二十一年にかけては台風が吹き荒れ、 その後太平洋戦争がぼっ発、激化してくると出入船舶も少なくなり、 殊に戦争末期になると空襲

こに現在の鹿児島本港が完成した 鹿児島県。

第四章

計画で、陸上施設の整備、

社 会 七五二

復旧が急がれ、昭和二十二年港内の一部浚渫を行ない、さらに二十三年から二十七年までの港湾整備五か年

港内浚渫を行ない、五八〇メートルの臨港道路や物揚場等の復旧をみた。

なお、

昭和二十四年五月には、延長一六五〇メートルの臨港鉄道も完成し、臨

昭和二十八年から継続事業として岸壁工事を行ない、水深七・九メー

港駅も設置された。



港

十八年三月に完工した港港勢。

桟橋に向かって水深五・五メートル岸壁一六○メートルの改良工事を三 トル岸壁一一〇メートルを二十三年三月完成し、また税関下からぼさど

昭和二十五年四月とだえていた沖繩及び大島との取引きが再開される

と、出入船舶は年々増加し、大型化してきたため、岸壁物揚場は輻湊し、

繋船も困難になってきた。そこで旧海軍が港湾造成中途で放棄した、 本市南部の南港を木材取扱専用港として活用することになり、昭和二

鹿児島南港

が、その後は、石油配分基地及び建設資材取扱港としての港湾の築造が 十七年から建設に着手し、三十五年に一部を完工して業務を開始した

ルで、二〇〇〇トン級二バース、五〇〇トン級九バースの、繋船能力を有する港湾となった。 行なわれ、四十一年三月全工事を完工した。泊地面積二二万平方メート なお昭和四十

年度までの事業費総額は、八億○二九五万円であった。しかし鹿児島本港の出入船舶、乗降客及び貨物量

ので、 洲崎町地先に、

泊地面積

|五万二〇〇〇平方メー

ŀ

ルの新港の築造が計画された。

工事は第

期工

た 事

はその後も激増し、

本港施設能力の限界を越え、また一万トン級以上の大型船の接岸が困難な状況にあっ

(昭和43年1月現在)

X 分 港 港 南 木 新 港 (被 覆 内 329,280 338,700 240,000 泊地面積  $(m^{\circ})$ 被 18,576,200 最 高 - 7.9 -9.0 -7.0水 深 (m) 低 -3.0-3.0-4.510,000屯級 1 5,000 // 3 3 3,000 // 2 2 2,000 // 2 4 繋船能力 (隻数) 1,500 // 1,000 // 2 700 " 8 2 9 500 " 3

鹿児島港管理事務所。

また五〇〇〇トン級の水深七・五

防波堤及び岸壁を築

造、 となった。第二期工事は、 スの北埠頭は、一応船舶の接岸が可能 ○トン級の水深四・五メートルーバー 水深五・五メートル四バース、五〇〇 メートルーバース、二〇〇〇トン級の けて実施され、 が昭和三十四年度から三十九年度にか

この中、一万トン級の水深九メートル 度から四十四年度にかけて行なわれ、 バースをはじめ、五〇〇〇トン級一

昭和四十年

能力を有する南埠頭の整備は四十一年 曳船建造等の機能施設の整備につい

バース、五〇〇トン級二バースの繋船

第四章 公 共 事 業 昭和四十四年度までに完成の予定である。

までに完了した。

補

助事業で行なう臨港道路舗装、

県単事業の上屋、

第205表

鹿児島港の概況

なお本港区側に築港を急いだ漁港区(二万四○○○平方メ

七五四

材 業 港 港 港の建設が昭和四十年度から、また各種企業及び背後地から生ずる貨物専用の工業港(第一期工事) ートル)も完工した。以上の昭和三十四年から四十一年までの事業費総額は、二二億五九三四万円である。 右の南港、 新港の外に、鹿児島・谷山地区臨海工業地帯造成に伴い、木材集団化事業と並行した木材専門 の建設

が四十一年度から着手され、 四十四年度完成を目標に整備が進められている(第二〇五表参照)。 工木

て、鹿児島海軍航空隊が駐留し、 され、やがて軍用飛行場として完成し、 空港を実現することとなり、 計画を決定し、 計画したのが鹿児島空港建設の始めである。 した。この飛行場は、同年八月伊地知市長時代に海軍省及び逓信省に引継がれて護岸築造、 に東京港湾工業株式会社に委託して、請負金額九〇万二〇〇〇円で、郡元町境ガ浜の飛行場建設工事に着手 飛行場の建設の研究に着手した。昭和七年樺山市長の時代に飛行機関係者を鹿児島に呼んで、 た。全部往復ともに鹿児島に着いたので、鹿児島は全く日本の空の玄関口であったから、特に鹿児島市では 空港 中村安次郎県知事を会長とする飛行場建設促進期成同盟会が発足した。その結果、昭和十三年三月五日 大正末年頃から、イタリア、フランス、ドイツ、イギリス等から日本に飛行艇がたびたび飛んで来 県並びに逓信省に協議の上、建設経費も国で八○万円、地元県市で五○万円の負担で鹿児島 昭和九年には市会の了解も出来て実現することになった。昭和十一年七月四 予科練生徒の飛行練習場となった。昭和二十年三月十八日、 海軍用飛行場として利用されていたが、大東亜戦争の開戦によっ 更に、岩元市長は昭和八年に、現空港位置に市営飛行場建設の 埋立工事が施工 アメリカ合衆 飛行場建設を

国空軍機が来襲して海軍航空隊に爆撃を加えたため、死者六名、負傷者五九名の犠牲者を出した。 戦後は、埋立地だけを飛行場敷地として残し、他は引揚者等の住宅地にあてられた。その後民間航空が再

果、二十八年五月鹿児島飛行場設置が認可された。この間、 開されるに及んで、昭和二十五年頃から本飛行場再開の動きが始まり、 郡元町地区の住民の間から、 飛行場設置の運動が続けられた結 飛行場設置反対の

声があがり、飛行場設置に関する公聴会が開かれる事態もあった。

ルビルが竣工する等、 年には滑走路嵩上げが行なわれ、また三十九年十月には航空保安事務所、各航空会社を含めた空港ターミナ 十二年七月開港式が行なわれて民間定期便が就航した。その後昭和三十六年には補助誘導路舗装が、三十七 路整備工事、事務所庁舎、通信施設等の新設工事が行なわれ、空港としての一応の施設が整備された。翌三 昭和三十一年空港整備法成立と同時に、本飛行場は第二種空港に指定された。昭和三十一年十月から滑走 施設の充実がはかられてきた。

けて、滑走路拡張工事が行なわれ、従来一二○○メートル(オーバーラン一二○メートルを含む)であった 導路の新設改良、 滑走路が、一七二〇メートル(オーバーラン一二〇メートルを含む)に延長され、またエプロンの新設、 大型化してきたため、滑走路の狭小さが問題になってきた。このため、昭和三十九年度から四十二年度にか 昭和三十六年九月沖縄国際線が開設され、また国内定期路線の増設により、運航回数は増加し、 ASR(空港監視レーダー)の設置等により、バイカウント級の離着陸も可能となり、 航空機が 南 誘

張走路の拡

メートル)と二万五三八〇平方メートルのエプロン(駐機場)を有する。その外、管制塔、格納施設(二)、ターミナ 鹿児島空港は、標高五・二メートル、面積六五万七二三八平方メートルの二種空港である。滑走路は幅員四五メート 延長一七二○メートル(オーバーラン一二○メートルを含む)で幅員一八メートルの五本の誘導路 (延長七七二

の玄関空港として一層整備されてきた。

第四章 公 共 事 業

七五五

七五六

設置問題
大型空港の なお、急増する航空輸送需要、大型空港の かどル、気象観測施設等を有する

れ 果 にその適格性が調査、検討されていたが、昭和四十三年六月県大型空港建設推進協議会は、大型空港の建設 わる大型空港を建設することが必要となってきた。このため、昭和三十八年八月県大型空港調査会が設置さ なお、 大型空港候補地としては、この中、横井原、十三塚原が有力となった。この両候補地については、さら 横井原、 急増する航空輸送需要、将来の航空機の大型化、ジェット化に対処するためには現鹿児島空港に代 十三塚原、吹上、 知覧、谷山、鹿屋について大型空港の適地選定調査が行なわれたが、その結

## 一般土木事業

V

候補地として、十三塚原を決定し、大型空港建設への第一歩を踏み出した。

工事 かってきたが、一方、市内の堀、 明治三十一年五月西本願寺南隣の俊寛堀(東千石町四二六平方メートル(一二九坪)、中町 本市は、 明治二十二年(一八八九)市制施行以後数次にわたる隣接町村の合併によって、市域の拡張をは 運河、 海面等の埋め立てによってもその拡張が行なわれた。 二平方メ

埋 立

万三四七八坪)の陸地が拡張された鹿児島県。 この時大門口の埋立地には、新たに洲崎町が誕生した。 五坪)を得た。 砂で、大門口附近の海面及び鹿児島駅附近の運河、 明治三十三年から三十八年にかけて、第一回鹿児島港修築工事が行なわれたが、この時港内を浚渫した土 もっとも生産町、 小川町の一部が海となったため、差引き一一万〇六七二平方メートル(三 堀を埋め立て一四万二〇五七平方メートル(四万二九七

陸地化した 大正五年刊。 大正十年度から、洲崎浜の遠浅となった海面八万四三三八平方メートル(二万五五 払い下げられたが、明治四十四年十一月残りの一万○九○九平方メートル(三三○○坪)を市が埋め立てて、 生産・易居両町附近にあった名山堀は、 当初県が六○九九平方メートル(一八四五坪)を埋め立て、市に



天保山護岸工事 (天保山町)

坪)の池沼も、

大正十二年(一九二三)から、

第二回鹿児島港改修工事が行な

田 •

一二坪)の埋立工事を行ない、さらに甲突川下流の天保山・下荒

洲崎塩浜等にあった合計七万平方メートル余(二万一〇〇〇 昭和十年頃までに埋め立てた鹿児島の。

町までのびていた堀四万四〇〇〇平方メートルを埋め立て、港湾 われたが、この時洲崎町地先三万平方メートルと住吉町から洲

施設を建設した。

また昭和十三年には、

塩屋町地先三九五五平方

メートルを埋め立てた 鹿児島県

現在の南林寺町には、大正十年末まで南林寺墓地一

用されるようになった 冷水興国寺墓地等へ の移転が行なわれ、 大正十年末までに全墓石の移転を終了し、

昭和七年四月から同九年三月にかけて、失業救済事業として、天保山護岸工事(延長七三六メートル)を 第四章 正十三年刊。 公 共 事 業

墓地跡は宅地として利

ざして整理することになり、大正初めから新墓地の草牟田・

○平方メートル

(四万五〇〇〇坪)

があったが、

市勢の発展をめ

郡元

四万八七六

七五七

実施したが、その際天保山地区一五万九○○○平方メートルの埋め立てをも行なった石碑碑文 の天保山護岸は、 他の市域海岸線護岸がたびたびの台風・高潮に破損したのに対して、それらの災害に微動 会 七五八 なお、

右

だにもしなかった。工事関係者の労苦を讃えるため、昭和三十四年三月護岸工事の石碑を建立した。

二十七年度より工業港として改修工事が行なわれたが、

その際本市

戦後は、先ず鹿児島南港の埋立工事に着手した。鹿児島南港は昭和



(天保山町)

は、浚渫土及び山土一一万七六○○立方メートルをもって南港東側を

られた。また県造成の四号団地二四万九六〇〇平方メートル、木材団 成した。右埋立地は、 埋め立て、三十五年度までに五万六○○○平方メートルの埋立地を造 トルは、市が埋め立て造成したもので、主として製材団地として利用 地九一万六四○○平方メートルに続く五号団地六万六八○○平方メー 石油・金属・木材・食料品等の各企業に払い下げ

帯の一部をなすものである。

されている。これらは、今後発展の期待されている鹿児島臨海工業地

観光都市としての発展をめざしている本市は、道路の開発、整備にも努めてきた。本市が道路の舗装工

翌年十月完工したが、 を始めたのは、 昭和三年で、 基礎には桜島の溶岩を使用し、表面はアスファルトブロックで舗装した。 天文館通り角からいづろ通り角である 回勝目録 。

整備の開発 発の開発

道や県道の舗装も始まり、次第に道路も整備されていった。本市では、昭和十五年に小川町海岸通りを、十 その後、

工事は、

昭和二年に着工して

玉

六年に南林寺天保山線、 南林寺町海岸通り及び銀座通りを、 十八年には天保山二中前通り、 武本通り及び西

田本 -通りの舗装工事を行なった 事務報告 側溝・暗渠も倉庫・宅地に

戦後は戦災復興事業として道路の整備も行なわれてきたが、戦後しばらくは、

利用していた焼石で整備がなされた。コンクリート側溝ができたのは昭

次第に道路の舗装工事も施工されるようになった

一十五年からであり、



率は、 れており、県道は八〇パーセントの舗装率である。 が、

わずかに七パーセントにすぎない。

なお、

市内の国道は全部舗装さ

災復興誌鹿児島市戦。 三年からは の舗装率は、幅員二〇メートル以上の道路は九五パーセントに達している 幅員二〇メートル未満の道路は未舗装道路が多く、市道実延長の舗装 しかし、財政難から道路の舗装化は容易に進まず、昭和三十 部防塵舗装も行なわれている。昭和四十一年三月現在の市 道

車道がなく、車では登れなかった城山に車道が開通したのは、 昭和六

に城山の植物保護の点から反対運動が起こったが、主として在郷軍人の であった。 照国神社横から城山頂上に至る車道工事については、 回勝 顧目 録清 当初一

定区域外だけを通る、 現在の岩崎谷側から登る道路を建設した。同道路は昭和九年に着工し、翌十年三月開

保護の点から自動車の乗り入れは禁止されたため、その後、

天然記念物指 か

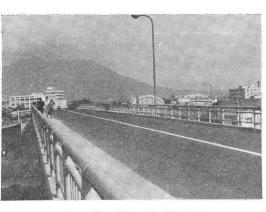
?し植物

仕を得て昭和六年二月に着工し、

翌月には完成した

通した。

長四〇三〇メートルの道路(現在の国道二二五号線)の新設工事を行なった。 これは、本市と南薩方面を結ぶ 昭和八年から十四年度にかけて、失業救済事業として、城南小学校前天保山 鴨池 南鹿児島駅を結ぶ延



唐

(郡元町) 凑 陸 橋

明媚な海岸線に沿っており、別名観光道路とも称された。

道路として、また、鴨池飛行場・鴨池グラウンド・鴨池動物園等

への連絡道路として新設したものであったが、この道路は、

風光

を積極的に押し進めることになったが、それには何よりも、道路 戦後、雄大な景観をもつ吉野高原寺山・大崎鼻地区の観光開発

工事は順調に進み、二十九年五月総工費一六八七万円で、幅員六 和二十五年四月、雀ガ宮から道路改修または新設工事を始めた。 の整備が先決であった。このため、市は失業対策事業として、昭

迫から菖蒲谷を通って寺山に達する道路の改修工事も行なわれた メートル、延長八○○○メートルの道路が完工した。

同時に、帯

同年八月、自衛隊第八混成団に依頼して工事を進めることにした。工事は桜島口から始めたが、機械力を駆 周の避難道路の完成が急がれた。 昭和三十年十月の桜島の大爆発に伴い、救援対策が種々検討さ このため、 本市は昭和三十一年初め計画を練り、

路の建設 桜島一周道

れたが、

とりわけ桜島一

第206表 橋の種別と延長

(41.3.31現在)

種	別	総計		計	コンクリート 及び石橋			多岡		橋	木		橋
		橋数	延	長	橋数	延	長	橋数	延	長	橋数	延	長
市	道	290	2,8	m 382.28	230	2,2	<i>m</i> 230.73	2		73.50	58		578.05

鹿児島市土木課。

第207表 市道の現況

(41.3.31現在)

道路幅員			(コン:	を舗装 クリート	簡 易 (アス)	り舗装 ファルト	舗装率 (%)	未改良延長	
		実延長(A) (m)	系) (B) 延長 (m) 面積(m)		系) (c) 延長 (m) 面積(m²)		$\frac{B+C}{A}$	防塵舗装 ( m )	その他 (m)
総	計	761,420	13,723	121,664	36,872	317,872	6.6	82,563	628, 262
20.0加以上		20,357	8,084	92,310	11,262	135,524	95.0	1,011	-
7.5	″/	100,043	1,931	15,881	14,737	120,579	16.7	47,824	35,551
5.5	//	160,413	1,062	4,309	9,671	57,816	6.7	27,939	121,741
4.5	″	45,531	1,303	5,048	674	2,424	4.3	2,780	40,774
3.6	″/	196,898	1,012	3,293	388	1, 174	0.7	3,009	192,489
3.6n	1未満	238, 178	331	823	140	355	0.2	_	237,707

(注)上記の外に歩道舗装延長2,562m 舗装面積15,880m 鹿児島

鹿児島市土木課。

使してわずか二十五日間で、

幅

遅々として工事の進展がみられ 後の石工岩永三五郎が甲突川に 三十二年八月には延長九〇四〇 余で完工した。このため、 六二〇メートルの道路が二か月 再び自衛隊に懇請した。第二期 ないため、昭和三十二年六月、 は請け負いに出したり、失業対 トルの道路が完成した。その後 員六メートル、延長四二〇メー つことになった
関
顧録 避難だけでなく、観光にも役立 メートルの一周道路が開通し、 工事は幅員六メートル、延長八 策事業として工事を進めたが、 本市には、古く弘化年間に肥 昭和

第四章 公 共 事

業

七六一

十二年高麗橋 架設した西田・新上・高麗・武之橋・玉江の五橋をはじめ、 の発達、交通量の増大に伴い、橋口の傾斜の改造の必要にせまられ、明治三十九年錦江橋(名山堀)、四 な役割を果たしてきた。しかし、これらはいずれも石橋で、多くは太鼓橋型であった。このため、交通機関 (甲突川) 黒葛原橋・一ツ橋(稲荷川)、四十三年西田橋(甲突川)の改修工事が行なわれた 稲荷川に架設された橋梁等があり、交通上重要

大正五年刊 。

トル)を甲突川に架設したが、これは市制施行後初めて架設した橋梁であった 正十三年刊・ 大正五年には、武駅(現西鹿児島駅)と加治屋町方面を結ぶ高見橋(幅員六・三メートル、延長五〇メー 昭和八年鉄筋コンクリート橋に架替えた。 当時は木橋

架替えられた。すなわち、 方、古くなり、交通も繁雑になってきたため、稲荷川の二橋は、 大正十年戸柱橋 (清水町~春日町間) 、十四年黒葛原橋 従来の石橋から鉄筋コンクリート橋に (清水町〜池之上町間

の架設をみた。

員十三・五メートル、延長一一二メートル)は、 れた。この産業道路に沿っては、外に第一鴨池橋、第二鴨池橋、新川橋の架設をみた。 町〜天保山町間)、原良橋 ~薬師町間)、 昭和初期には、 新設に伴って架設された産業道路で、これによって、本市と南薩方面を結ぶ道路事情は大きく緩和さ 八年新高橋 市南部地区の人口増加に対処して、甲突川に盛んに架橋した。 (新照院町~原良町間)の各橋梁を架設した (新屋敷町~高麗町間)、南洲橋 前述の城南小学校前 (加治屋町~高麗町間) 南鹿児島駅間の道路 昭和四年昭和橋 。この中、天保山橋 十年天保山橋 (現国道二二五 (新照院町 (洲崎 (幅

は、 戦後は、 - 昭和二十四年甲突橋 (三十三年木橋を鋼板桁鉄筋コンクリート橋に架替え)、二十九年平田橋を架設した 前述のように主として戦災復興事業として、橋梁の建設が行なわれてきた。すなわち、甲突川に

地を跨ぐ唐湊陸橋 県道(鹿児島~伊集院線)に曙陸橋 年国道一○号線に長田跨線橋(幅員一二メートル、延長九・五メートル)が建設され、また、昭和三十六年 なった。なお、交通事情の逼迫から、鉄道線路を跨ぐ跨線橋も一部建設されている。すなわち、昭和三十四 天保山大橋(幅員二五メートル、延長一三六メートル)が完成し、国道の機能が十分に発揮されることに 長七〇メートル)―県施行―の竣工をみた。さらに国道二二五号線の拡幅、整備に伴い、昭和四十二年六月、 右の戦災復興事業 (幅員八・二五メートル、延長一六五・二メートル)が建設されている。 (街路事業)とは別に、昭和三十九年七月には、新しい武之橋(幅員三○メートル、延 (幅員一四メートル、延長二八メートル)、昭和四十四年には、 客車基

街地と紫原地区との距離を縮めた。 絡する溜池立体橋 ・五メートル、延長七五メートル)が、昭和四十年八月に完工した。また、国道二二五号線と紫原地区を連 以上の橋梁の外に、唐湊地区に南鹿児島客車操車場が設置されたため、線路下を通る唐湊地下道 (幅員七~一○メートル、延長一一六・七メートル)が、昭和四十二年三月に竣工し、市 (幅員八

# 第五章 災 害•戦 災

### I 災 害

量は、二三三七ミリ、最大降水量の月は、 をもたらしている。また台風進路にあたる海岸地帯の満潮時における高潮は、 る。市制施行以来、主な風水害をあげると、左のとおりである。 風と雨を伴うので災害を起こしやすく、台風のもたらす豪雨も、 風水害 鹿児島市は毎年台風常襲地帯であり、台風銀座と言われる南九州に位置する。 梅雨前線の活発な六月で四五四ミリである。台風は一般に激しい 梅雨前線型の豪雨同様、 被害をさらに大きくしてい 本市の年平均降水 極めて大きな被害

風水害代の に、小屋掛料を九三二戸にそれぞれ支給して被災者を救助した。明治二十四年九月十三日の台風は、家屋五 八年七月二十四日の台風は、家屋の被害一五八棟であった ○二五戸におよんだため、備荒儲蓄法の適用を受けて、五日または七日分の食料を二○一八戸・八五二三人 一二戸和船一一隻に被害を生じた。当時新築工事中の市役所庁舎も倒壊し、工事は一時蹉跌した。 明治二十三年(一八九〇)九月二十三日の台風は、全市に被害を与えた。 大正五年刊。 明治三十二年八月十四・十五日の鹿児島市史。 明治三十二年八月十四・十五日の その時死者五名・被害家屋数二 明治二十

者一○余人、被害家屋一四四七戸・船舶被害六○隻に達した。市は被災者の救助には食料の給与、 。豪雨による災害も多く、明治三十四年六・七月には、 五五一戸に

台風は、最低気圧九六六・九ミリバール、最大風速四九・六メートルを記録した 鹿児島県。

その被害は死

市は二三三ミリの降雨があった。さらに明治四十年六月二十九日には、低気圧の移動による多量の降雨で、 断続的な大雨により甲突川が氾濫した。また明治三十九年六月二十・二十一日には、 梅雨前線の影響で、本

で、

多量の雨があり甲突川が氾濫して、

西田町・新照院町・平之

西田町方面に浸水家屋を出し、同年七月六日にも低気圧の移動



鹿児島地方気象台 (上荒田町) た。 多の水害の苦難にも際会した。また同年九月二十一日に本市を襲 新照院町・高麗町・樋之口町・塩屋町で家屋に浸水するなど、幾 之口町・塩屋町に浸水し、負傷者一名・浸水家屋六六六戸を出し 町・西千石町・加治屋町・高麗町・新屋敷町・上、 メートルを記録した。この台風の被害は、死傷者一六名の外に、 った台風は、 明治四十四年六月二十二日には多量の降雨により、 最低気圧九六七・三ミリバール、最大風速五二・五 下荒田町・樋

西田町

堤防 五年六月十五日には、甲突川・稲荷川が氾濫し、西田・草牟田町方面などで、二五八戸の家屋に浸水した。 県からうけ、これをを食料費(一一五戸分)及び小屋掛料 ŧ 高浪でその基礎がくずれるなど、被害が大きかった。 (四七戸分) として給した 市は、 罹災救助基金救助費四 大正五年刊 鹿児島市史 八円の交付を 明治四十

ど、二八〇三戸の家屋に浸水し、大門口埋立地

から洲崎町に至る

町

新照院町・西田町・

高麗町・樋之口町・新屋敷町・塩屋町な

稲荷町・清水町・鼓川町・池之上

稲荷川・甲突川の氾濫により、

第五章 災 害 · 戦 災

会

風水害代の 生じた。大正五年八月十三・十四日の台風は、高潮を伴い、塩屋町の浸水家屋二六〇戸を初め、鹿児島港沿 時の高潮と重なり、その被害が、塩屋町の浸水家屋六○九戸を初め、海岸に接する各町で多数の浸水家屋を 大正三年(一九一四)八月二十三・二十四日に襲った台風は、最大風速二九・九メートルを記録し、 満潮

リに達し、その上、鹿児島湾の満潮時とも重なったため、滑川・清滝川など氾濫した。そのため御着屋・本 岸一帯などの家屋にも浸水した。大正六年六月十六日低気圧の九州南端通過による豪雨が、降水量一三一ミ 冷水町では崖くずれが起こった。大正八年六月十四日入梅第三日目の豪雨の結果、 願寺門前通り・県庁門前通り・煙草専売支局通り・竪馬場下通り・樋之口・塩屋各所などの家屋に浸水し、 十五日には甲突川および

入したため、家屋・倉庫等が大きな損害を受けた 廃児島県。 大正十三年十月八日、薩摩半島西岸に上陸した

清滝川沿岸の家屋にも浸水し被害を受けた。また八月十五日(台風の影響で)市内の沿岸低地には海水が浸

台風は、本市で最大風速三三・三メートルを記録した。

最大風速二七・二メートルを記録し、その影響で市内で死者四名、家屋の全半壊二三戸、浸水家屋一五一戸 約三○○戸の家屋に浸水するなどの被害を生じた。昭和十五年九月十日、大隅半島東岸に上陸した台風は、 昭和五年(一九三〇)七月十八日台風の影響で、 鹿児島港内に停泊中の船舶に甚大な被害を与えた。昭和十三年十月十四・十五日の台風は、 塩屋町・上、下荒田町等一五○○戸に浸水したのを初 塩屋町方面

ル、最大瞬間風速五二メートルを記録した。同年十月十日の「阿久根台風」は、本市で最大瞬間風速三三メ 太平洋戦争終了直後の昭和二十年九月十七日の「枕崎台風」は、本市では最低気圧九二二・九ミリバー

の被害を出した

, 災害誌 県

風水害代の

半壊五四戸、屋根の破損五二〇戸、浸水家屋一七五四戸を出し、その他崖くずれや、鹿児島港内に避難停泊 ートルを記録した。当時、 市民生活は極度に困難を加えた。昭和二十四年六月二十日「デラ台風」の影響で、死者五名、 市民は、戦災によって衣食住にも困窮していた上に、たびかさなる台風の被害 家屋の全

中の船舶四隻が沈没した。同年七月十六日の「フェイ台風」

の影



台風で破壊された家屋 (郡元町) 響で小川町・住吉町・易居町では被害家屋一四一九戸に達した。 億八七○七万円に達した 災害集計表。さらに、台風と高潮が重な 半壊家屋四〇九一戸、その他公共建物・堤防・橋梁・道路・護岸 た被害は大きく、死傷者五六名・浸水家屋一万五〇七〇戸、全 月十四日「ルース台風」が、本市で最大瞬間風速四六・五メート 六名・被害家屋四八○七戸などの被害を生じた。昭和二十六年十 川が氾濫して、沿岸の家屋に浸水した外、死者六名、 七月七日から十日までの降雨量四〇〇ミリを越え、その結果甲突 昭和二十六年七月「ケイト台風」が、梅雨前線を刺激したため、 ル最低気圧九四八・二ミリバールを記録した。それが本市に与え 漁船・船舶・農作物などにおよび、本市の被害総額は実に七五 重軽傷者一

適用を受け、市は学校などの公共施設十二か所に一○日間、延べ九万四七六○人、私有施設に二○日間、延 相当な潮害を起こしたことはルース台風の特色であり鹿児島でも珍しいことであった。災害救助法の

第五章 災 害·戦 災

七六八

の変遷と名前 べ一万五八六○人を収容し、また仮設住宅二三六戸を急造して収容するなど 災害救助費精算書 間に一一一ミリの豪雨が降り滑川・古里川など氾濫し、伊敷・上荒田・長田・宇宿町などに多くの浸水家屋間に一一一ミリの豪雨が降り滑川・古里川など氾濫し、伊敷・上荒田・長田・宇宿町などに多くの浸水家屋 月 五〜四○メートルを記録し、台風第二○号のときに桜島の野尻町で死傷者八名を出した。昭和四十年八月五 した 風被害調書。 四五三八戸の外、 救援に力を尽くした。ちなみにアメリカ合衆国が、日本占領統治期間に、台風には女性の名をつけて呼称し 郎ガ浜一帯で約六○○戸の家屋が床下浸水をした。昭和四十一年四月九日、低気圧の発生で、本市では三時 十九日の「台風第二二号」は、本市で最大瞬間風速五〇メートルを記録し、死傷者一七名、被害家屋二万 たが、昭和二十七年わが国が再び独立してから、これを改めて号数で呼ぶことになった。昭和三十年九月二 台風第一五号は雨台風で、総降水量一八二ミリをもたらし、坂元町で崖くずれを起こし、 昭和三十九年の台風接近は八月の第一一号と第一四号、九月の第二〇号で、いずれも最大瞬間風速は三 昭和三十一年九月九日、「台風一二号」は本市で最大瞬間風速三一・八メートルを記録 道路・堤防・港湾・農作物等の被害も大きく、本市の被害総額は七億五八三八万円に達 西田町や与次

止助と災害 災害 防

翌十四年六月鹿児島県備荒儲蓄規則が公布された。明治三十二年三月に従来の備荒儲蓄法を廃止して、新た に罹災救助基金法が公布された。その後昭和二十二年十月新たに災害救助法が制定されるなど、被災者の救

風水害などによる被災者の救援については、すでに明治十三年六月備荒儲蓄法が公布されたのに基づき、

水防活動は災害防止策の一つで、昭和二十四年六月にその基本法として水防法が公布された。この水防法

助についての制度も整ってきた。

策本部規程を定めた。さらに、 基本法に基づいて鹿児島市防災会議条例及び鹿児島市災害対策本部条例が定められ、八月に鹿児島市災害対 年十一月公布の災害対策基本法に基づき、昭和三十八年三月に市防災会議条例及び市災害対策本部条例が定 険箇所は、 川筋では一一 察署・報道機関など関係機関との密接な連絡をはかって万全の水防業務に努めている。水害危険区域は、 められた。災害が発生した場合は関係機関相互の連絡の上に応急対策及び災害復旧に努めている。 本部が設置された。鹿児島地方気象台、鹿児島市消防本部・水防管理支部・鹿児島県土木事務所・鹿児島警 に基づいて、 の下に、 五四か所、その他の崖くずれ等危険箇所は五○か所に及んでいる 総務・救助・建設・衛生・農林・教育・救護・消防の各対策部を設置した。 河川の二一区域、 翌年八月、 鹿児島市水防協議会条例が定められた。この条例に基づいて、 昭和四十二年四月谷山市と合併の際新しく制定された。本部は、 海岸筋では三区域である 市水防計画書。 また宅地造成地等における水害危 市消防計画書昭和四十二年度。 鹿児島市水防管理 昭和三十六 本部長 災害対策 (市 河

災害による罹災者に、応急的に必要な救助を行なうため、鹿児島市小災害救助要綱を定め、罹災者の援護を 確保を図っている。 団員を出動させている。また、 鹿児島警察署は、 災害に際しては、市災害対策本部、その他関係機関と協力して警備活動を行ない治安の 鹿児島市消防本部及び鹿児島市消防署は、 昭和四十年度から災害救助法の適用を受けるに至らない風水害、 市災害対策本部と協力し、 消防職員及び消防 その他の小

の四消防組をおき、これに二六三名の人員とポンプ四台及び各種の附属機具を配属した。 大火 市は明治二十四年(一八九一)十月に鹿児島市消防規則を定め、 上荷船・通船組 陸運組 大日組

図っている。

第五章

災

害·戦

災

大火 明治年間の て設置した 虎児島市史。 明治三十四年十月二十三日には、東千石町から出火し、中福良通(天文館通) もって消防組規則が公布され、消防組の指揮監督権は警察に移り、経費だけ市が負担することになった。こ 連隊が出動して消火と避難民の誘導にあたった。十一月九日には船津町から出火し、新町・呉服町・大黒町 を越して伊勢殿屋敷・花岡屋敷(東千石町の大半)まで延焼し三六二戸を全焼した。市は罹災者を救援し、 口町から出火し天文館通りから高見馬場、 には、和泉屋町で四五戸、同四十三年三月五日には、柳町で五七戸が全焼した。明治四十四年九月六日山之 四三戸の罹災者に小屋掛料を給与した。明治三十七年十月十三日には、生産町で五八戸、同四十年十月二日 れと同時に、市では従来の上荷船組などの名称を廃止して、第一消防組から第四消防組までを新たに組織し 服町にわたり、五五五戸を全焼した。市では直ちに応急処置をとり救助活動に努めた。同年二月には勅令を た。明治二十七年一月二十四日には、金生町から出火し、中町・東千石馬場町・山下町・山之口馬場町・呉 明治二十六年三月九日の六日町での火事は六五戸、三月二十八日の東千石町での火事では九二戸を焼失し 日置裏門通りと延焼し一一三戸を全焼した。この時、歩兵第四五 n

大火 大正年間の 劇場鹿児島座もこの時焼失した。さらに四月五日には、加治屋町で八○戸を焼失した。大正八年九月二十八 口町に出張所を設けて炊出しを行なった。大正七年一月十三日は、千日通りが火災となり五○戸を全焼し 屋の密集地帯である東千石町、山下町で一三八戸を焼失した。この時も歩兵第四五連隊が出動し、 大火は二六四戸を焼失した。市は和泉屋町に炊出所を設置し救援にあたった。大正六年一月十六日には家 大正元年(一九一二)十月五日に、県立商船水産学校一棟、大正三年五月二十七日には易居町・生産町の 市は山之

と四五戸を全焼した。

日には易居町の民家から火を発し、隣接せる市立商業学校、名山尋常小学校等一二二戸を全焼し、死者三名

を出した。

大火昭和初期の 昭和二年(一九二七)二月二十二日には、七高造士館の寄宿舎から出火、南寮・西寮を全焼、 九月十四

係も戦争体制下の昭和十四年四月の勅令により警防団令が公布され市警防団が発足した。その後の火災は昭 平方メートルを焼失した。昭和十二年七月、日華事変が始まり、 年五月二日の山下小学校の火災は八教室を焼失し、昭和十三年二月四日の八幡小学校の火災では教室一三二 舎が全焼し、樋之口町では十二月二十七日に風速一五メートルの風にあふられ四〇戸を焼失した。昭和十一 を焼失し、十月二日には易居町桟橋通りで四二戸を焼失した。昭和十年一月三十一日には男子師範学校寄宿 だ。昭和五年九月二十五日は繁華街天文館市場附近一帯三九戸を焼失した。昭和九年八月七日には鴨池劇場 学校の一部を焼失、同二十九日の鹿児島高等女学校の火災では同校を全焼するなど、学校の火災が相次い には、天文館通りで四○戸を焼失し死者一名、 重軽傷者六名を出した。昭和三年一月十六日には、 事変は全面戦争に進展していった。警防関 師

和十五年五月一日に南林寺町で四一戸、昭和十九年十月十日船津町で三一戸を全焼した程度であった。 鹿児島市警防団は、 太平洋戦争終了後の昭和二十二年四月消防団令により、九月鹿児島市消防団と改称さ

消防の組織

治体消防として新たに発足した。八月には鹿児島市消防本部及び鹿児島市消防署が置かれ、翌年二月に消 れた。十二月には消防組織法、翌二十三年七月の消防法の公布により、消防は警察機構から分離独立し、自

本部は市庁三階に、消防署は南林寺町にそれぞれ設置された。

昭和二十五年十二月三日午前○時三○分頃火鉢の火の不始末により、小川町から火を発し、易居町へ延焼

第五章

災

害·戦

災

三メートルの強風にあふられて、わずか二時間余りで七七四世帯を全焼、罹災者二九一三名を出し、三時三 損害は八○○万円であった。昭和三十五年四月十六日には戦災者・引揚者等の住む密集した新興住宅地であ 市民は慄然とした。昭和二十八年三月三十一日郡元町真砂の大火は他の小さな火事から飛火で焼失し、負傷のは、 事避難したものの、消防署員など五二名の負傷者を出す惨事となったことは、誠に遺憾であった。更に、そ 達した。昭和三十六年十月二日午前一時三〇分郡元町新川港地区に火災が発生し、台風第二三号の余波七 る郡元町真砂の桜岳寮から、育すう器の取扱いの不注意によって一三時一八分頃火を発し、風速九・四メート 熱によるものであった。この火災は一○棟二三世帯を焼失し、死者一三名、負傷者二名を出す悲惨なもので 者一四名を出した。昭和三十二年二月十八日午前一時三○分頃、小川町から火を発した火災は、かまどの過 た。損害額は四億九四〇〇万円、戦後最大の大火となった。ただ県立大学病院の入院患者二九四名が全員無 ○分に鎮火し、負傷者一九名を出し、損害額は九八○○万円でまれにみる大火であった。原因は放火による ルの風にあふられて真昼時一六○世帯を全焼し、負傷者一二名を出す大火となり、損害額は二四四○万円に の翌日、四月二十五日未明には易居町でたばこの吸いがらの不始末によって八六戸を全焼し、相つぐ大火に 棟を全焼し、国立鹿児島大学一般教養部に飛火し、消防署の必死の防火にもかかわらず、遂に明け方鎮火し り火をだした火災は、民家三二戸を焼失、さらに北風にあふられて鹿児島県立大学病院に延焼し、病院一一 て災害救助法を適用し、救援を行なった。昭和二十七年四月二十四日夜半、長田町から、ラジオの火熱によ して一八五世帯を全焼し、七二○人の罹災者を出し、損害額は七四○○万円に達した。市では罹災者に対し

疑いが強い。昭和四十年三月二十五日午後三時四○分頃、郡元町新川でマッチの燃え残りの不始末から、一

び隣接地域で家屋二七棟焼失、一七八七万円の損害を出すなど、 一三世帯を焼失する大火となり、 損害額は七五一三万円に達した。続いて、十月二十五日には再び同 郡元町のたびかさなる大火に、 住民はぼう 地域及



(郡元町)

桜島の噴火

桜島は姶良火山のカルデラ壁南部に噴出した寄生

救援にあたったが桜島地区ではまれにみる大火であった。 が罹災した。市は東桜島支所に災害対策本部を設置し、 然とした。また十月十三日には東桜島町宮元から出火、二八世帯

罹災者

火山で、

鹿児島市の東方海上五キロの地点にある。

0

爆発は、

古くは和銅元年(七〇八)以来、

文明年間

(文明三年・

爆発している。

(一九四六)

同七年・同八年)の三回、安永八年(一七七九)など、たびたび

最近では大正三年(一九一四)・

昭和二十一年

東側に権現山・鍋山がある。有史以来活動の活発な火山で、その

中岳・南岳の三つの火山が南北に連なり、

ほかに西側に引の平

桜島には北岳

児島市の地質と地形参照第一編自然環境第二章鹿

噴火 大正三年の 七回、その内強震以上三三回を数えた。村内の井戸水は数か月前から減量したが、爆発当日は急に水量を 大正三年一月十一日、 桜島では午後三時頃から強震と共に地鳴りを感じ、十二日午前中までに初震以来四

十年十月以後現在まで、断続的に爆発をくりかえしている鹿児島

・昭和三十年(一九五五)に爆発し、ことに昭和三

第五章

災

害·戦

災

会

増した。又西道湯崎の泉水も増量し、付近一帯に泉水が湧出した。有村温泉では湯が沸騰した。強震で、岩

噴出するのが眺められ、地鳴りを耳にした。市民及び桜島の住民は爆発の前兆ではないかと恐怖した。 石の崩壊する音響と地鳴りが百雷の轟くように聞えた。十一日午後二時頃御岳の西側八合目付近から白煙の

しか

し、鹿児島測候所は、



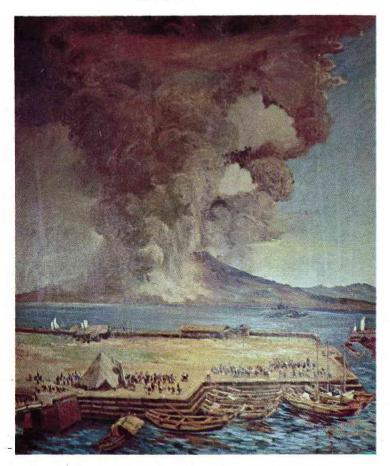
ţ んばかりの大音響と共に火を噴くのを見た。それから数分後、島 水の正東海抜三五〇メートルの桜島の中腹引の平に、地軸も裂け 共に避難を開始する者もでてきた。十二日午前一○時、島民は赤 桜島には何等異変はないと発表した。 の東南部の旧鍋山噴火口が大爆発し、この二か所の大噴火口下方 測候所の観測発表を信じて一夜を明かしたが、既に夜明けと 当時震源地が吉野方面又は伊集院地方で、 島民の間には不安の中に

に噴きあがった。 の亀裂、それに流言蜚語が飛んで避難する者で混雑した。午後六 を争った。正午頃には全島は噴煙にかくれ、爆音のみが轟轟と響 いていた。市内でも地震のため、家屋・石垣・煙突の倒壊、 帯に一○数個の噴火口を生じ、これから大噴煙が三万尺の高さ 島民はその凄絶さに、恐怖と避難に命がけで先 道路

噴出する紅蓮の熔岩は夜空に彩られ、一大焦熱地獄を呈し市民を動揺せしめた。市では救護のため、鼓 突然激震が起こり人心を恐怖のどん底に追い込んだ。 噴火は十三日の午前一時頃が最も激し

時三〇分頃、

### 桜島噴火 (災害)



爆発当日の桜島 大門口埋立地より望む 大正3年1月12日 山下兼秀画 (鹿児島県立與業館所蔵)

### 桜島噴火 (災害)



大正3年1月13日午後11時の桜島 山下兼秀画 (鹿児島県立博物館所蔵)

川町・住吉町・西千石町・下荒田町に炊出所を設けて、興正寺・不断光院・東西本願寺別院・各小学校に避

難民を収容した。また市内篤志家による炊出しや、島民の収容にあたる者も多かった。又、市内の治安維持の

ために歩兵第四五連隊及び沖繩における演習参加のため、十二日に出帆予定の都城第六四連隊の兵士が警備

につき、佐世保鎮守府からは遭難者救助のために、艦艇四隻が派遣された。天皇・皇后両陛下は見舞のため

侍従を派遣され、金一万五○○○円を下賜された。被害は死者三名・行方不明一八名 課編昭和二十六年版桜島・鹿児島市観光

家

屋の被害も東桜島村六八七戸、西桜島村一五〇七戸、さらに有村・瀬戸・脇・横山・小池・赤水の各部落は

流出した熔岩によって地つづきとなった。噴煙は肝 付・囎唹・姶良の三郡に最も多く降灰し、作物を枯死さ 熔岩の下に埋没し、その他、 土地、 家財、農産物の被害は比類のないものであった。また、桜島と大隅半島とは

せた。市内における被害も甚大で、死者一○名・傷者三一名、家屋の被害一万戸を数えた

桜島は大正三年の爆発後、活動を停止していたが、昭和十年九月、昭和十四年十月、昭和十五年一月、数

昭和の爆発

村とに熔岩の噴出があり、爆発音と共に熔岩の流出はいよいよ激しく、黒神村では海中突入約二〇〇〇メー

回の小爆発を起こした。昭和二十一年二月中旬頃から間断なく小爆発を起こしていたが、三月に黒神村と有

トル、最大幅約二五○○メートル、有村では海中突入約一○○○メートル、最大幅一○○○メートルといわ

れ、五月二十五日頃熔岩の流出は止まった。そのため、黒神村全滅、有村半滅という大被害をうけた。その

後、 昭和二十三年七月、昭和二十五年六月~九月、昭和二十九年十一月~十二月と小爆発が続いたが、 昭和

三十年(一九五五)十月十三日に、桜島南岳が突如一大音響を伴って大爆発を起こした。この爆発によって

死者一名、重軽傷者九名を出し、農作物に被害を与えた。以来、今日に至るまで間断なく噴煙をあげ降灰に

第五章 災 害·戦 災

よる被害を与えているが、観光面では桜島の雄姿を一目見んと来鹿する者も多い。なお、最近は鹿児島地方

気象台・鹿児島大学・京都大学桜島火山研究所がそれぞれ火山活動の研究を行なっている。

## 戦 災

Π

米B二五爆撃機一三機が、東京都・横浜市・名古屋市・四日市市・神戸市に来襲したときであった。鹿児島 市に初めて敵機が飛んで来たのは、昭和二十年(一九四五)一月一日である。勝目清回顧録によると、 うだ。飛行機の下の方でパンパン破裂するばかりであった。高射砲がここにあるぞと敵に知らせたばかりではなかった て国分上空ぐらいまで行ったかと思われるところで引き返して来た。天保山の高射砲が打ち始めたけれども届かないよ と飛んでいる。日本機が飛んでたたき落さんものかと思ったけれども、航空隊からは飛び出さない。桜島上空を北上し 湾の上空高く米機B二九がただ一機北上している。これこそ初めて見るB二九米飛行機である。小づらにくいほど悠々 太平洋戦争の時、日本の本土が最初に米空軍の空襲を受けたのは、昭和十七年(一九四二)四月十八日、 昭和二十年一月一日朝九時頃である。家庭での正月の祝事も終わったので、出掛けようとしているところに、鹿児島

時、死者六名、 アメリカ合衆国のグラマン・カーチス等の艦載機四○機が、郡元町の海軍航空隊を急降下爆撃した。この 屠蘇気分に酔う市民に初めて戦争を身近かに感じさせた。市内では三月十八日午前七時五〇分頃、突如、 負傷者五九名の犠牲者を出した。四月一日、遂に米軍は沖繩本島に上陸した。四月八日午前

一〇時三〇分、アメリカ合衆国空軍の数十機は市内上空に現われ、田上町・下荒田町・平之町・加治屋町・

空

襲

ろうか。

は 焼失して、鹿児島市内は一望千里の焼野原と化し、燃え残りの建物から黒煙りだけが立ち上っていた。電線 か一時間余りの間に、市内一円は火の海と化した。市民は阿鼻叫喚、右往左往して逃げまどった。紅蓮の炎か一時間余りの間に、市内一円は火の海と化した。市民は阿鼻叫喚、右往左往して逃げまどった。紅蓮の炎 リカ合衆国空軍は、鹿児島市に対して初めて夜間空襲を加えた。この時、港湾地帯が被災した。 末頃まで破裂し続けた。熊本師団からは工兵隊が来鹿して爆弾処理にあたった。五月十二日午後八時頃アメ を知り、 下町・東千石町・山之口町・樋之口町・平之町・新屋敷町・城山トンネル入口上空に来襲して爆弾を約二〇 の百数十機の大編隊が、 月十三日頃から雨が降り続いていたが、十七日午後十一時五分、深夜をついて爆音が轟き渡った。空襲に人 八戸、罹災人口六七名であった。六月一日、市公会堂で、鹿児島市国民義勇隊が結成された。鹿児島では六 ○個投下した。やがてこれらの爆弾は一定の時間を置いて破裂し始めた。市民は初めて時限爆弾であること に応じ万全を期した。四月二十一日午前八時、アメリカ合衆国空軍のB二九爆撃機一○数機は、 名の多数に上った。市では直ちに救護にのり出し、罹災者への炊出しと収容、物資の配給、 五八七名、負傷者四二四名に達し、家屋の全半壊と火災による被害とは二五九三戸、罹災人ロ一万二三七二 東千石町・新照院町を爆撃し、二五○キログラムの大型爆弾約六○個を投下した。直撃弾や爆風による死者 々が驚きあわて避難を始めた頃は、既に市内は各所で夜空に真赤な火炎をあげていた。アメリカ合衆国空軍 一晩中燃え続けた。 精神的な恐怖心に襲われた。 その中には相当量の大型焼夷弾も含まれていた。夜が明けると、木造の公共建築物・主要工場も 焼夷弾は長さ約五○センチ、直径一○センチの八角形で、中に油脂がいっぱい詰まっ 鹿児島市に対して焼夷弾を投下したためである。その数は一三万個 敵の神経作戦である爆弾は、危険極まりなく、しかもその爆弾は五月 疎開者への相談など (推定) わず 罹災戸数一 長田町・山

第五章

災

害·戦

災

숲

七七八

管からは水を噴きあげていた。 は焼き切れて垂れ下り、 電車線路は折れ曲り、 多数の鹿児島市民は、家を失い、 焼けた電車や自動車が哀れな残骸をとどめ、 家財道具一切を焼失した。このため田舎 切断された水道

臭ただよう血まみれの死体を探し求めるという惨状であった。こ

知人を求めて疎開する者もあり、また肉親を失った罹災者は、腐

寺町

市上街 地 天保山町方面) 戸・罹災人口六万六一三四名の多数に上り、鹿児島市内の人口は の時、死者二三一六名・傷者三五〇〇名・罹災戸数一万一六四九

場所は、 た。 鹿児島駅 付 一十七日には九万三〇三二名にまで減少した。七月二十七日午前 近 被災 時五〇分、市はアメリカ合衆国空軍の第六回目の空襲を受け カュ

Ò 恵美須 車 町

車の

発着時刻であり、

多くの犠牲者を出した。

町

柳

町

和泉屋町

帯であった。

四二〇名・負傷者六五〇名・罹災戸数一七八三戸・ 鹿児島駅では汽 死者

戦災により被害をうけたザビエル教会 (照国町)

清水町・池之上町・上竜尾町・下竜尾町一帯を襲った。この時の罹災戸数三二五一戸、罹災人口一万六五四 転した。三十一日午前一一時三〇分頃、アメリカ合衆国空軍のロッキードの編隊は再び鹿児島駅付近から、 罹災人口八九○五名の多数に上った。鹿児島市役所は空襲激化の折から遂に七月二十九日上之原配水地に移 の空襲を行なった。その罹災戸数一七八九戸・罹災人口六八一名であった。このほか、 アメリカ合衆国空軍は八月六日午後○時三○分、下荒田町・原良町・薬師町方面に第八回

空を哨戒して銃撃を加えていた。 これら前後八回にわたる空襲によって、鹿児島市が受けた被害は、実に死者三三二九名・負傷者四六三三

数機の敵機が市の上

興正寺・ 行・安田銀行・貯蓄銀行・山形屋百貨店・髙島屋百貨店・明治屋・春田屋・東本願寺別院・西本願寺別院 院・各種専門学校四校・中学校一三校・小学校一一校・九州配電・日本紡績・日本澱粉・中島航空・帝国銀 務署・営林署・煙草専売局・地方事務所・連隊区司令部・海軍人事部・憲兵隊・鹿児島駅・郵便局 た。その他戦災を被った公共建物及び主要工場は、県庁・警察・歴史館・教育会館・市公会堂・裁判所・税 初期の人口一九万七六○○名に対して六六%であった。建物の罹災戸数、全焼二万○四九七戸・半焼一六九 名・行方不明三五名・その他一○万七三八八名・合計一一万五三八五名に達した。その総数は、 いであった。なお、鹿児島市ではここ一〇〇年間に、文久三年(一八六三)の薩英戦争、明治十年(一八七 戸・全壊六五五戸・半壊六四○戸・合計二万一九六一戸で、全戸数三万八七六○戸に対して五七%であっ 赤いじゅうたんが燃え始めたが、市の特別防護団員が必死になって消しとめ、事なきを得たのは幸 映画館九などであった復興誌。 市役所は六月十七日の空襲の際に、 五発の焼夷弾が議事堂の屋根 昭和二十年 ・県立病

第五章 災 害・戦 災

社 숲 七八〇

七)の西南戦争についで、昭和二十年(一九四五)の三回の戦災を受けた。

注

激動二十年 毎日新聞社 鹿児島市史 (大正十三年版) 鹿児島市

あれから十年 勝目清回顧録 勝目 本田斉著 清著 桜島 (鹿児島市観光課編昭和二十六年版) 鹿児島県史 鹿児島県

鹿児島市 桜島大正噴火誌 鹿児島県

鹿児島市史 (大正五年版) 鹿児島市交通局三十年史 鹿児島市戦災復興誌 鹿児島市交通局 鹿児島市消防沿革史

鹿児島市 鹿児島県災害誌 (昭和二十七年版) 鹿児島市消防本部 鹿児島県

## 第六章 市 民 生 活

## I市域の発展

市を合併するに至った。 の昭和二十八年(一九五三)十月施行の「町村合併促進法」によった合併であった。現在の鹿児島市の市域 の際に大規模に行なわれ、その後は個別的に行なわれたが、政策的に大幅に行なわれたのは、太平洋戦争後 明治以降わが国における市町村合併は、明治二十二年(一八八九)四月施行の「市制および町村制」制定 この二つの行政的合併措置の間に、数次にわたり周囲町村の編入が行なわれ、四十二年に至り隣接谷山

が、密接な関係を持つから、これらを総体的に考慮する必要があるとした。この提言によって地方制度編纂 は、すべて府県税に移され、町村財政はその他の自主財源に乏しく苦しかった。このような状況のもとに、 負担となった。一方明治十一年に施行された「地方税規則」により、町村の主要財源であった地租割・戸数割 委員会が創設され、モッセによって地方制度編纂綱領が策定された。綱領に基づいて、明治二十一年四月に 年内閣雇ドイツ人アルバート・モッセの提言は、町村制と上級自治体との組織、自治機関と地方官治機関と 市制および町村制が公布された。しかし、市町村は自治体として法人格を認められたものの、官治的色彩が 鹿児島市誕生と発展 | 同時に国や県から多くの委任事務を与えられたから、その義務的支出の増大が、市町村財政の大きな 市制および町村制の制定の動きは、明治十六年(一八八三)にはじまる。明治十九

第六章

市

民

生

活

たもの(但し三府の区を除く)、及び「人口二万五○○○以上の市街にして、郡と相対して独立し得る資力 減している。明治二十二年四月市制及び町村制の施行により、従来郡区町村編成法の下で区と定められてい 行した。その結果、明治二十年に全国で約七万一三○○だった町村数は、同二十二年には一万五八○○と激 め、三〇〇ないし五〇〇戸を標準に(当時の一町村当たり全国平均人口は五五〇人だった)、町村合併を強 行政組織を能率的にして財政の節約をはかると同時に、独立して自治の可能な規模を持つ町村を組織するた う事を許されたので、明治二十二年四月現在で、鹿児島市を初めとして全国三五市を数え、さらに数か月遅 あるもの」が市となり、また「二万五〇〇〇以内たるとも商業繁盛将来に望みあるもの」は、特に市制を行な

市時市 域の制 鹿施 児子 島当 れて七市が誕生した。 鹿児島県下でも多くの町村合併が行なわれ

現在の鹿児島市と関係のある地域には下の

五か村が生まれた。

川および城山に囲まれた地域に、その八三%が 四七町三村を含む、 トル、人口四万七五一二人、で甲突川と稲荷 当初の鹿児島市域は山下町・ 面積一四・〇三平方キロメ 平之馬場町以下

集まっていた。

鹿児島市役所は最初山下町の鹿

児島県興業館(現博物館)を仮庁舎にあてて開設

村名	刊役場位	
西武田村	(旧) 田上村	武村·田上村·
中郡宇村	(旧) 郡 元 村	中村·郡元村·
伊 敷 村	旧上伊敷村	・比志島村・皆
吉 野 村	(旧) 吉野村	上村·岡之原村 吉野村·坂元村

されたが、 明治二十五年五月旧二の丸跡(現在市立美術館所在地)に庁舎を新築して移転した。

その後、 鹿児島市はしだいに拡大し、明治三十九年(一九〇六)鹿児島港改修工事の折、 浚 渫 した土砂の

埋立により洲崎町が生まれた。次いで同四十四年(一九一一)九月伊敷町の一部草牟田と西武田村武の一部

第一次編入 とが編入された。このとき、西武田村及び荒田村の飛地であった天保山及びその附近(現八幡中一帯)も同

時に編入された。この第一次編入によって本市は面積一五・九一平方キロメートル、人口七万三〇八五人に

第二次編入 発展したのである。更に大正九年(一九二〇)十月第二次編入が行なわれ、玉里・永吉・原良町が市に編入 され、これによって本市は面積一六・七三平方キロメートル、人口一〇万三一八〇人となった。 年(一九二二)には南林寺地区の墓地を移転して、その跡が南林寺町となった。このようにして市制施行 また大正十

り、 以来、大正年間まで約四〇年間に隣接町村を合併し、人口は倍加した。県庁所在地として行政の中心であ 機能は次第に外延的に拡大した。昭和期に入り、さらに周辺地区の都市化が進み、昭和九年(一九三四)八 かつ教育・交通・商業の中心都市として、わが国の経済発展に対応して整備するとともに、その都市

第三次編入

月には中郡宇村

(現在の鴨池・郡元・宇宿の各町)、西武田(現在の西別府・田上町)、および吉野村

種の事情があって、この年までは実現しなかった。昭和十六・十七年に至り、住民の署名運動まで行なわ 荒田町より分離して天保山町となった。なお、伊敷村はかねてから鹿児島市へ編入の希望が強かったが、諸 在の吉野町)の三か村が本市に合併された。これによって、本市は面積七八・二五平方キロメートル、人口 一七万六九〇〇人となり、面積においては全国第一二位、九州第二位の市に位した。同九年二月天保山は下 鹿児島市会に「隣接町村市編入の議」が提出され、ここにおいて市会に調査委員会が設置された。しか

活

第六章

市民生

し、このときは谷山町の編入について県は賛成したが、結局は一か町村の編入も実現せず、編入の動きは戦

後に持ち越されることになった。

第四次編入 なった。 島・西桜島・伊敷・吉田の四か村)の合併について検討した。その結果、遂に昭和二十五年(一九五○)十 内五か町村を市に合併することにより食糧自給圏を作ろうという構想が市会を中心に生まれた。これにもと 八一・五四平方キロメートル、人口二二万九四六二人となり、人口は全国第一八位、九州で第四位の都市と 月伊敷・東桜島両村の合併が実現した。鹿児島市は市制施行以来四次にわたる隣接町村合併によって面積 ので、これに呼応して、鹿児島市議会は再度隣接町村合併調査委員会を設置し、五か町村 かし、従来から合併を希望していた伊敷村は、昭和二十三年(一九四八)その意向をさらに強く示してきた づき、市会に隣接五か町村合併調査委員会が結成されて調査を進めたが、直ちに結論は得られなかった。し 戦後の鹿児島市は、隣接町村合併への動きが早くより起こり、昭和二十一年(一九四六)末には鹿児島郡 (谷山町及び東桜

あった。これに対する関係各村の意見は次のようなものであった。 県においても、 か村の面積一四五・一六平方キロメートル、人口二五万九〇〇〇人の大鹿児島市を建設しようとするもので た町村合併計画によれば、鹿児島市と西桜島村・吉田村・郡山村・下伊集院村の一部、嶽、 万二〇〇〇人を適正なものとする方針のもとに合併が推進された。市議会において昭和二十九年に策定され 町村合併促進法施行以後の発展 「町村合併促進審議会」が発足した。本県ではその人口分布状況からみて、合併標準人口一 昭和二十八年九月に公布された「町村合併促進法」に基づいて、翌月本 有屋田地区の四

ないから反対する。但し、村の将来の福祉がより以上確約される施策が立てられ、それらを村民が納得す 西桜島村村財政は村営企業の収入によって豊かであり、現段階では合併が村民の福祉に役立つとは思え

るなら合併に反対しない。

二 郡山村 賛成。

三 吉田村 挙村一致で賛成。

(四) 下伊集院村 一応賛成だが、時期尚早、鹿児島市編入を前提として他の町村に暫定的に編入することを

(<del>E</del>) ているので、これ以上の農村部がふえることは望ましくなく、合併に反対する。 鹿児島市 西桜島村の編入を強く希望する。その他の村と合併は、現在鹿児島市が大きな農村部を抱え

このように関係各市村の意見の一致をみなかったので、本計画にもとづく合併は実現しなかった。一方昭

和三十一年九月下伊集院村の嶽、 昭和三十一年「町村合併促進法」は三か年の時限立法の期限が切れ、新たに「新市町村建設促進法」が同 有屋田地区は郡山村と合併した。

をABCの三段階に分けた。合併の必要性が特に顕著なものをAとし、鹿児島市と西桜島村との合併はこの なり、同三十三年三月末合併市町村の合併を一括勧告した。この時、鹿児島市への編入は進展しなかった。 年に制定された。しかし本県は未合併町村の合併計画を策定し、昭和三十一年以降も合併を推進することに ついで同三十四年三月には町村合併最終処理計画が策定された。それは合併の必要性によって、 関係市町村

民 生 活 七八五

市





ない。

との合併は財政事情の相異等によって、現在に至るも実現してい 適正規模町村に準ずる扱いをするものである。しかし、西桜島村 合併はBの段階に入るものとした。最後のCは合併不可能または の実現を期待するものであり、鹿児島市と郡山村及び吉田村との Aの段階に入るものとされた。Bは町村合併の方向を示し、合併

鹿

けられ、具体的合併措置の協議に入った。四十一年六月谷山市議

島

合併に関する特例法」の手続きに従って、両市の合併協議会が設 を必要とするに及んで、両市の合併はようやく日程に上り、 発展は、鹿児島・谷山両市にまたがる臨海地域の産業基盤の整備 税負担の懸隔や行政水準の相異によって、議会を中心に議論はさ 糧供給基地としての役割も大きかったが、両市の合併は、その租 ははやくから鹿児島市のベッドタウン的性格をもつとともに、食 鹿児島市と、谷山市の合併もにわかに実現するに至った。谷山市 併への気運が生まれた。そして、従来しばしば問題となっていた れても実現ははばまれた。しかし、鹿児島市を中心とした産業の さて、三十年代の後半になると、町村合併から進んで、 都市合 市

本市の総人

男女比口の び <

伸

ゆ

人口

会が合併議案を可決し、四十二年四月二十九日両市は正式に合併

し、新しく鹿児島市が発足した。これにより市の面積は二七九・

五平方キロメートル、人口は三八万二六八六人となった。

Π の 増 加

人口の変遷 明治二十二年 (一八八九) 四月一日、山下町以下

六八六人となり、実に七・八倍の増加ぶりである。 ある。市制施行以来八○年、谷山市と合併当時の鹿児島市の人口 五〇か町村を合併して市制を施行した当時の人口四万七五一二人 は三三万八七六八人、谷山市の人口四万三九一八人、計三八万二 八五人となり、この二二年間に二万五五七三人と五四%の増加で (以下市民課調査) であった。それが明治四十四年には七万三〇 第二〇八表をみると、鹿児島市においては明治三十二年までは

上回っている。これを全国的にみると、女より男の人口が上回っ 男より女の人口が上回り、明治三十三年以降は女より男の人口が 十年の戦後にかけて、多くの男が従軍して戦死し、又は栄進の道 ていることは、鹿児島市の一現象とも言える。維新前後から明治

第六章 市 民 生 活

七八七

とがらである。

人口

月

日施行の国

|勢調査によれば、

第二〇九表の如く、

第208表

别

明治23年

11 25 11

11 28 11

11 33 11

11 38 11

11 44 11

年

区分

全国

鹿 児 島

男

人 29,129

27,510

27,285

28,626

29,848

36,996

کے

の人口

市

女

人 29,811

28,413

27,912

24,793

29,639

36,086

比

全

男

千人

20, 153

20,443

20,960

22,051

23,421

24,993

第三編 社

숲

1-1	- TER	生什
1	/TT1	716

(明治時代)

国

千人 19,749

20,065

20,597

21,796

23, 199

24,859

女

第20	09表	全国との	人口比	(大正	E時代)
/	区分	鹿 児 ,	島市	全	国
年別	1	男	女	男	女
大正	2年	38,864	37,043	千人 25,737	千人 25,568
″/	4 "	43,831	42,340	26,464	26,287
"	8 "	48, 147	47,525	27,602	27,431
"/	9 11	49,929	53,251	27,812	27,661
"/	10 //	53,039	51,806	56, 120	)
″/	13 "	63,273	62,279	58, 350	)
"	14 "	61,083	63,654	29,745	29,434
″	15 //	69,565	68,693	60,201	

大正9, 14年は国勢調査。

それが、

そ

う。 う。 出た関係もあろ ったのであろ の後の出生によ

て全国並とな

男よりも女の人口が上回っていることも注目されるこ 及び十四年の十 九年(一九二〇)

統計書 市

大正

上回

っているが

りも男の人口が

おいても、

女よ

大正年代に

入して、大正元年の人口七万三四〇三人から、 の増加については、 この間大正九年十月一日に伊 大正十五年 (昭和元年) の一三万八二五八人と一五年間に六 敷村 め 部 (原良・永吉・玉里)を編

万五一七三人と一八八%の増加を示している。

七八八

を求めて東京へ

り女子の人口が多くなっている。昭和五年(一九三〇)は国勢調査であり、 やはり女子の人口の多いことが目立っている。 しかし、昭和に入っても四年までは男子の人口が多いが、第二一○表のように、昭和五年の国勢調査では、 それ以降、今日に至るまで国勢調査の如何を問わず、 昭和初期の不況のため、市人口 男子よ

区分	鹿 児 /	島市	全	国
丰別	男	女	男	女
昭和2年	72,773	71,539	千人 61,1	千人 40
11 4 11	79,224	78,334	62,9	30
<b>"</b> 5 <b>"</b>	67,293	69,943	32,117	31,755
" 6"	68,500	71,200	64,8	70
// 10 //	88,094	93,642	34,453	34,209
″ 14 <i>″</i>	93,300	100,000	70,8	50
11 19 11	84, 134	105,857	73,8	00
" 20 "	44,019	49,002	33,894	38,104
″ 21 ″	60,082	63,451	75,8	0.0
″ 25 ″	110,371	119,091	40,812	42,388
// 30 //	131,717	142,623	43,861	45,415
<b>" 35 "</b>	149,878	155, 125	45,877	47,541
" 40 "	155,247	173, 197	98,2	75

市が八回にわたる空襲を受けたために、市民が疎開した結果である。それ 男子学生と同様、女子学生にも徴用 間に二万人以上の開きが生じた。昭 が適用された。それでも男と女との 争へ発展すると共に、 同十九年には

戦場へ、更に昭和十六年に太平洋戦 男への召集が相ついだ。男は大陸へ 続くと同時に、戦争の拡大につれて 起こり、日本人の大陸進出の時代が につづいて昭和十二年に日華事変が 渡満する者が多くなってきた。それ であり、それ以降、満州景気のため 昭和六年は満州事変が発生した年 が帰農者のため減少の傾向にあり、

七八九

和二十年の人口の減少したのは、

第六章

市 民 生

活

因の政治的要 本市人口増 称 村 • を示している。次に、これら人口のうち、戦前における族称別はどうなっていたか。明治維新には従来の複 に公卿・ 月初めて設けられた社会制度 族及びその家族は、 爵に分かれ、 雑な社会階級制度を改めて、 四三一二人から、 職を求める者が多く、この傾向は益々強くなってきた。 以後復員者・引揚者があったが、 戦争未亡人及び婚期を逸した女も多い。 西武田村・吉野村を編入、 諸侯を廃して改めたことに端を発し明治十七年華族令を制定して、 国家に対する功労に応じて昇爵の途も開かれ、すべて勅旨によって授けられ、爵位を有する華 昭和四十年には三二万八四四四人と、四〇年間に一八万四一三二人と実に二二八%の増加 社会的な殊遇を受け、 布告官、 般には華族・士族・平民の三階級に単純化された。そのうち華族は明治二 昭和二十五年十月一日に、 戦死者・病死者その他の事情のため依然、 藩政時代の武士の家系に与えられた族称で、法律上では何等の特典 また、 殊に近年は地場産業に乏しく、 華族は世襲制度で、貴族階級であった。 本市は昭和年代には、 伊敷村・東桜島村を編入して、 初めて公・侯・伯・子・男の五 新卒業生の多くの男子は県外に 男は女の人口を凌駕することな 昭和九年八月一日に、 士族は明治五年一 昭 和二年に一 中郡宇 四万

族

計二万〇九九三人)、平民八八五〇戸(家族合計三万九六二八人)であった鹿児島市。 華族は東京に移住し 的身分は、 もなかったが、 本籍人口族称別数は、 用いた。 に農工商に従事していた家系に与えられた族称であったが、 鹿児島出身の華族は、 華族同様に世襲制度であった。平民は明治五年一月初めて定めた社会的族称で太政官 社会的には華族についで尊重されて、平民との間の差別意識はかなり強かった。 明治四十一年には、 明治維新 • 華族が一八戸(家族合計一二六人)、士族が四一五六戸 日清日露両戦争の勲功によって全国的にも特に多かった。 華族及び士族から分家した者も、 平民の称号を 士族 藩政時代 の社会

本市

半数以上を占めていたとは、全国の城下町を母胎とする都市に比べて、本市の特異な社会的現象であった。 た者が多く、本市に本籍を有する華族が一八戸であったが、士族はその戸数が平民の半数近く、その家族数が

平民は一万一○八三戸(家族合計五万八○二四人)に変化した上。明治四十一年以後一四年間に、 大正十年(一九二一)には華族は一一戸(家族一〇六人)、士族は四二九二戸(家族合計二万三九四九人)

七戸(二〇人)減じたのに対して、士族は一三六戸(家族二九五六人)一四%増加し、 (家族一万八三九六人) 四六%増加して、平民の著増の傾向が目立っている。さらに、昭和三年 (一九二 平民は二二三三戸

五八戸(家族合計七万二三二七人)となって上、明治四十一年に比較すると約二〇年間に、士族は平民の 八)には、華族一二戸(家族合計七四人)、士族四二四九戸(家族合計二万五八三九人)、平民一万二九

族・士族及び平民の族称は、戸籍簿・身分証明書を初め、その他あらゆるものに記載されて、市民生活の中 約三分一となり、士族の人口が二三%増加したのに対して、平民の人口は八二%の激増を示している。華

廃止されるとともに、士族・平民の族称も廃止して、すべてわが国民は社会的関係において平等な法的地位 に長い間強く浸透していたが、昭和二十一年十一月公布の日本国憲法第十四条第二項によって華族の制度が

密度 を認められた。都市の発展と人口の増加は、当然、人口密度に影響してくる。本市の一平方キロメートル当 年には四〇二一人、同三十九年には四二三七人と高くなった。この年は鹿児島港改修に伴って海面を埋立て たりの人口密度は、明治二十二年(一八八九)の市制施行当時は三三八六人であったが、一○年後の同三十三

人口

て洲崎町と命名、一か町増えている。明治四十四年には第一次編入(伊敷村の一部―草牟田、 ―武)によって四五九四人となった。大正時代は大正五年の五五六九人から大正九年第一回国勢調査が施 西武田村の一

七九

市民生活

三八六人に比較して、四二年間に二・四五倍と高くなっている。しかし、昭和九年には中郡宇村・西武田 洋戦争による召集、徴用に加うるに、昭和二十年に市内は八回にわたる空襲を受けて、市民の多くが疎開し 村・吉野村の広大な農村地帯を編入したため、従来の市内面積は、一六・七三平方キロメートルと膨張した 年(一九三〇)第三回国勢調査が実施された結果本市の人口密度は八二〇三人になって、市制施行当時の三 集中の動向にあることを明示している。 密度は、昭和三十年一五一一人、昭和三十五年一六三九人、昭和四十年一八一九人と高まって、本市が人口 を編入したために、本市の面積は七八・二五平方キロメートルから一八一・五四平方キロメートルと二・三 たために、一一八八人に緩和されて、市制施行以来五七年間に最低を記録した。昭和二十一年には一五七〇 ために人口密度は二三六一人と激減した。本市の人口密度は、昭和十五年には二四九〇人と増えたが、太平 行されて第二次隣接町村編入(伊敷村の一部─原良、永吉、玉里)も実現して六○六一人となった。 人、昭和二十三年には二三六一人に回復してきたが、昭和二十五年の第四次の伊敷村・東桜島村の農村地帯 一倍に膨張したのに対して、本市の人口は一九万二三二二人から二二万九四六二人に変わり、僅かに三万七 四〇人の増に過ぎなかったので、人口密度は一二六四人と激減した。その後の国勢調査毎に、 本市の人口 昭和五

人口 構 成 四歳までの人口が少ないのは、戦前の年令の呼称は満でなく数え年であって、この時期のみが四年間の人口 合計数であるのに対して、五歳以上の人口は五年間の人口の合計数の関係であるためである。五歳以上の年 の男女別・五歳毎の年令層をとってこれを示した。明治四十三年と大正四年においては、男女共に誕生から 年令別人口構成の変化は図表のとおり明治四十三年 (一九一○) から昭和四十年(一九六五)まで五六年間 第六章 市 民

生

活

五.

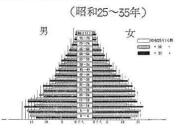
歳以上五年毎の年令層は完全なピラミッド型を構成している。

しかし、

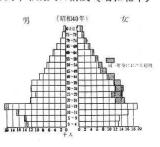
昭和十三年になると、

一九歳

男女年令別人口構成



男女年令別人口構成(昭和40年)



五五歳以上の人口数は男より女の数が多くな

と

四〇歳から五四歳までの人口数が、男女

ともに、

ほぼ同数を示しているのに対して、

年の本市人口構成は、

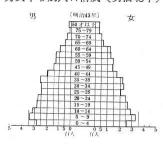
九歳までの人口数

常な人口構成状態

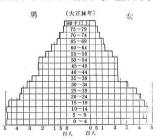
ド型を示して、正 においてピラミッ しているが、大体

である。大正十四

男女年令別人口構成(明治43年)



男女年令別人口構成 (大正14年)



男女年令別人口構成(昭和13年) 女

> 部不揃いの形を示 **令層においては**

昭和七年においては誕生から四歳までは少な であることを物語っている。平均寿命は昭和 十年頃には男が四七歳、女が五○歳である。 っている。このことは、男より女の方が長命

以下は逆ピラミッド型であり、二五歳以上は完全なピラミッド型を構成して、つぼ型を呈している。その中 七九三

間

の二○歳から二五歳までの年令層が、

最多数を示してい

る。 昭

和十二年

から

始まった日華事変は、

その後、

太平洋戦争へ発展し、

この年令層の男を続々と戦

男女比率の女100人に対する男の人数 第211表 丰 昭和25年 别 昭和30年 昭和35年 昭和40年 備 考 96.6 人 96.3 人 96.6 人 96.5 民 国の昭和40年の数は概数 県 92.9 93.1 90.9 88.9 による 市 92.6 92.4 90.8 89.4

鹿児島市の人口 (昭和40年国勢調查結果)

数であるのに対して、 化を生じたのである。

る復員及び引揚者の結婚による結果である。昭和三十年の国勢調査

から五年毎

終戦によ

昭和二十五年には最多数を占めていることは

昭和二十二年の人口では誕生から四歳までは絶対的に少

場へ送りこんだ。その結果が戦後における年令層および男女の比率に大きな変

戦前は女子が多いのに対して、 て、 令層が年々減少しているのは、 きな社会問題となっている。 近代化を示したが、 0 昭 独り当市もまた例外ではなく「多産多死」型から「少産少死」 和四十年までの人口は、 現在の若年労働者の不足などから、 終戦を契機にして、 昭和二十五年を頂点として誕生から四歳までの 戦後は男子が多いことが目立ってい 産児制限政策などに基づく全国的な傾向であ 戦後生まれた男女の比率 人口問題は 型の人口の わ が国

の大

牲者の傷跡が残されていることが解る。 なってい るのに比 の男女の比率は第二一一 玉 |勢調査は昭和二十五年以来五年毎に施行されたが、その結果、 るのは、 較して、 市全体の 就業男子の県外流出と、 表のとおりで、 人口の男女の比が、 それと同時に男女の平均寿命では昭和 国の女一○○人に対して男九六人であ 戦後二〇年を経た今日なお、 年々女の総数が男に比して多く 玉 戦争犠 県 市

七九四

第212表

県・市の年次別・年令別人口の割合 年 别 昭和25年 昭和35年 昭和40年 昭和30年 分 37.7% 32.1% 37.0% 36.6% 県 0 ~14歳 26.8% 33.8% 32.7% 31.0% 市 県 54.0% 53.7% 52.7% 55.5% 15~59歳 60.0% 60.6% 61.5% 64.8% 市 12.4% 県 8.3% 9.3% 10.7% 60歳以上 6.2% 市 6.7% 7.5% 8.4% (昭和40年国勢調査結果) 鹿児島市の人口 止ぎり 七 寄りに限られていることが特徴である。 と伸びて来た。これは、 十一年の男三六%、女四四%から、四十二年には男七一%、 ているのは、生まれてから一五歳まで生き延びた確率、 ら最近は二万人以下に減り、 〇〇〇万人のうち、 % っ は、

女九八%と伸びている。

次に六五歳までの歩止りは、

昭和十、

十一年には男七九%女八〇%が、

四十二年には男九

即ち子供の歩

四十三年には男六九歳、

0

原因は全国的にみて急性伝染病など細菌の感染による死亡率の激滅と、腸チブスの死亡は戦前

戦後は二〇人から三〇人と一〇分の一に減り、

青年層が殆んどであったが、

今日では 一五万人か

又乳幼児の死亡率が低下し

結核は戦前の死亡者

0 年間 女七○歳と死亡率の低下によって平均二二歳から二四歳と大きく伸びた。

〇人から三〇〇人に対し、

効果である第二回南日本。 亡者は七〇万を割 も有数の低死亡率国になった結果であって、これは公衆衛生の普及の 七であったのが、 の生産年令人口は、 ŋ 戦後は人口一億に達したにもかかわらず、 死亡率は一〇〇〇分の七以下に低下し、 昭 和二十五年以来五年毎に施行された国 世界で 年間死

年間死亡者は一二〇万人、死亡率は一〇〇〇分の

戦前戦後の死亡率を比較して、

戦前は人口七

女八二% 昭和十、

七九五

第六章 市 民 生 活

査によれば、

県・市の比率は第二一二表のとおりで、

人間が次第に長

X

たが、、一世帯当たりの人員構成は、命になっていることを物語っている。

りの人員 一世帯当た 次に、一世帯当たりの人員構成は、所得水準や住宅事情などによるが、明治二十三年(一八九〇)の四

三・六九人、八二町村では三・九〇人で、これらを比較すると、市の世帯人員は県下の市町村の平均以下と なる。さらに、新市発足の昭和四十二年四月二十九日には遂に三・五人と減少した。 減少し、昭和五年の五人、二十年には四・六人となった。戦後においては、物価の急激な上昇と、住宅事情 は四・四人、三十年には三・九人、四十年には三・六人となった。県下一六市の一世帯当たり世帯人員は の悪化などの経済的社会的条件に加うるに、産児制限政策の推進による計画出産によって、昭和二十五年に 七人から、四十三年には五人となり、大正四年(一九一五)には六・一人に増加したが、十四年には五人と

スが就業人 が動力人口

男より女がやや上回っており、男の上級学校への進学率が高いことを示している。二五歳を過ぎると、男は急 業率の低いのは、男女ともこの年令層は学生・生徒が多いためであるが、二○歳から二四歳までの就業率は る。これは一五歳以上の男の労働人口一○万九九九七人に対し、七二・四%であり、女一三万○二六六人に 五七・二%を占め、内訳は男の七万九六七七人の五八%と、女の五万七七九四人の四二%の割合となってい 対し四四・四%となっている。第二一三表によって年令別の就業状態をみると、一五歳から一九歳までの就 人で、うち労働力人口は一四万○六三八人の五八・五%である。このうち、就業人口は一三万七四七一人の 労働力と産業別就業人口 昭和四十年の国勢調査の結果では、市の一五歳以上の人口は、二四万〇二六三

歳をもって従来の停年とみる向きが多いためである。然し、六○歳から六四歳までの七七・一%の就業率がか 激に上昇して二〇歳から五四歳までは、九三%台を超し、五五歳を過ぎると次第に下降しているのは、五五 については、

第二一四表のとおりであるが、

年人	ヹ <b>\</b> 分				男					1	女		
令	別	人	П	就人	業口	就比	業率	人	П	就人	業口	就比	業率
総	数	109	,997	79	, 677		% 72.4	130,	266	57	794		% 44.4
15 -	~ 19	21,	, 169	3	,999		18.9	19,	796	5	338		26.9
20 -	~ 24	12	, 109	8	, 289		68.4	15,	751	10	,995		69.8
25 -	~ 29	10,	977	10	,088		91.9	14,	135	5	896		41.7
30 -	~ 34	12	390	11	584		93.5	14,	652	5	712		38.9
35 ~	~ 39	11,	961	11	280		94.3	13,	999	6	506		46.5
40 ~	~ 44	9,	250	8	758		94.7	12,	192	6,	652		54.5
45 ~	~ 49	7,	539	7	, 119		94.4	9,	524	5,	453		57.3
50 -	~ 54	6,	812	6	344		93.1	7,	918	4,	354		55.0
55 ~	~ 59	5,	914	5	103		86.3	6,	638	3,	174		47.8
60 r	~ 64	4,	672	3,	604		77.1	5,	301	1,	959		37.0
65 I	以 上	7,	204	3,	509		48.7	10,	360	1,	755		16.9

(昭和40年国勢調査結果)

成長時代における人手不足による現象ともみられる。

なり高くなったのは、

日本人の寿命の延長と経済高度

鹿児島市の人口 られ、 ち、一・三%を占める三一六七人が完全失業者となっ ている。一方、一四歳未満の非労働力人口は九万九四 原因として含まれている。このほか、労働人口のう と、子供の進学に伴う支出補充のための就業とも考え を越えているのは、育児からの手数が省かれたこと あるためである。しかし、四○歳を過ぎると五○%台 るが、これは結婚・出産・育児など女性特有の事情が 女は二五歳を過ぎると男の半数にも満たない有様であ

一面戦争による未亡人、未婚者などの犠牲者も

九六人で、総人口の四一・四%を占めている 鹿児島市 調査結果報告昭和四十年国勢

昭和四十年の国勢調査については、就業人口一三万七四七一 男女別産業就業者数は昭和二十五、三十、三十五年

○四四七人で九五%を占め、男四一四五人、女六三○二人となって女の多いことが目立っている。第二次 人の産業別就業状態を分類別に同表でみると、第一次産業は一万○九九五人の八%で、内訳は農業の一万

第六章

市 民 生 活

第三編 社 숲 七九八

業が二三・一%と第二次産業は二五・九%と大きく伸びている。第三次産業は九万一六八八人の六六・七% の三八・六%、それに鉱業一五〇人と続いている。 産業は三万四七九二人の二五・三%で、内訳は製造業が二万一二二一人の六一%、 人で三九・三%、 内訳は卸売小売業三万八九二八人の四二・五%で断然首位を占め、つづいてサービス業が二万六八七五 運輸・通信業が一万二二三二人で一三・三%、公務員が七〇二一人で七・六%、金融・保 前回の国勢調査と比較すると製造業が二九・三%、 建設業が一万三四二一人

建設

-1-	µ 4 U	P自 小	4-	1 5 5	H口 小
女	男	計	女	男	計
57,794	79,677	137,471	48,606	70,659	119,265
6,385	4,610	10,995	9,381	6, 139	15,520
6,302	4, 145	10,447	9,293	5,712	15,005
43	166	209	60	193	253
40	299	339	28	234	262
12,907	21,885	34,792	9,511	18, 119	27,630
30	120	150	60	251	311
3,435	9,986	13,421	3,283	7,620	10,903
9,442	11,779	21,221	6, 168	10,248	16,416
38,502	53, 182	91,684	29,714	46,401	76, 115
18,871	20,057	38,928	14,906	18,217	33, 123
2,234	3,051	5,285	1,384	2,603	3,987
1,928	10,304	12,232	1,140	8,275	9,415
151	1,064	1,215	123	986	1,109
13,998	12,877	26,875	11,074	11,130	22,204
1,233	5,788	7,021	1,082	5, 181	6,263
87	41	128	5	6	14

国勢調査と比較すると、金融・保険 ・ 五%を占めている。 これを前回の 電気・ガス・水道業等が一三四三人で

険・不動産業が五二八五人で五・八%

(各年10月1日現在)

在

<u>=</u> % 不動産業が三二・五%、サービス業が 運輸・通信業が一九・二%

卸売小売業が一七・五%、公務員が一 一・一%、電気・ガス・水道業が九

次産業と合わせ考えると、 いることは鹿児島市の人口・昭和、 五%と第三次産業は二○・五%伸びて 前回 [の国勢 第二

調査に比して第一次産業の二九%の減

四过 和 3 5 在

第214表 15歳以上の男女別産業就業者数

区			Л	昭禾	1 2 5	年	昭和	₩ 3 O	年
<u> </u>			分	計	男	女	計	男	女
総			数	87,322	53,388	33,934	107,676	63,567	44, 109
第 -	一 次	産	業	22,390	9,695	12,695	19,894	8,217	11,677
農			業	21,848	9,206	12,642	19,433	7,822	11,611
林	業,狩	猟	業	211	172	39	218	176	42
漁	業,水	産養殖	直業	331	317	14	243	219	24
第二	二次	産	業	19, 198	14,394	4,804	20,371	14,719	5,655
鉱			業	137	108	29	216	183	23
建	設		業	7,256	5,872	1,384	4,871	4,499	372
製	造		業	11,805	8,414	3,391	15,284	10,034	5,250
第三	三次	産	業	45,734	29,299	16,435	67,411	40,634	26,777
卸	売,小	売	業	18,284	10,207	8,077	27,513	15,360	12, 153
金融	,保険,	不動	<b>宝業</b>	1,882	1,231	651	3,344	2,253	1,091
延 電 気	輸,通 引,ガス,	信水道	業	} 7,276	6,533	743	8,857	7,748	1,109
サ	- E	ス	業	12,537	6,750	5,787	18,920	9,432	9,488
公			務	5,724	4,555	1,169	8,671	5,760	2,911
分为	質不能!	の産	業	31	23	8	106	81	25

第六章 市 民 生 活

七九九

と就業者の大多数が戸主に限られ、商

の少ないのは、

第一次大戦後の不況

児島市統計書 人口に比して就業人員大正十一年鹿。

六五九一人で三○・四%となっている産業・鉱業となり、その他の有業者が

業が五三三人で二・五%、つづいて水

事使用人が七三三人で三・四%、交通

一%、農業が八二〇人で三・八%、家

的・技術的職業従事者が一万○九○四人で七・九%、以下、農林・漁業従事者が一万○七○六人で七・八% 業・農業において家族の補助的就業がみられるのみであったためである。さらに、女の場合においても女 信業が八六・七%、技能工・生産工程従事者・単純労働者六五%、専門的・技術的職業六一・二%などが多 以上の増加である。さらに、これらの職業の男女別の割合では、男は、管理的職業が九二・四%、 運輸・通信従事者が七九二九人で五・八%、管理的職業従事者が五○五一人で三・七%を占めている。 者が三万九五○○人で二八・七%の首位を占め、事務従事者が二万四八七三人で一八・一%とこれにつづ 長と国家の発展に伴って、昭和四十年の就業人口の職業別就業状態では、技能工・生産工程従事者・単純労働 中・女工・店員に限られ、今日におけるが如き各職場への道は少なかった。これが戦後における経済高度成 の国勢調査と比較すると農林・漁業従事者のみ三〇・三%の減少を示しているが、その他はいづれも二〇% 女はサービス業の七四・一%、 販売従事者が二万四一九六人で一七・六%、サービス職業従事者が一万二五六四人で九・一%、 農林・漁業五八・八%、事務・販売業四〇%などが高い割合を示してい 運輸・通

る四十年国勢調査結果の展児島市の人口・昭和。

割合 有配偶者の は男の一七・四%に対してその三倍の五一・二%の高率を占めているが、五五歳を過ぎると凋落しはじめ、 五九歳までは七三・九%と最高を示している。一方、女は早くから配偶者を得て二五歳から二九歳までで すと急に増加し、三五歳から三九歳までは六○%近くなり、それ以上六九歳までは六○%以上、 ○)の調査では、男・女同数の有配偶者八二一八人についてみると、男は二九歳までは少ないが三○歳を越 有配偶者別人口 一五歳以上の人口の男女別の配偶関係は第二一五表の示すとおり明治四十三年(一九一

者一万三○一四人、女の有配偶者一万三二六○人で実数において女が二四六人多いのは、夫の不在を意味す 男の八○歳以上の三一・七%に対して、女は七○歳を越すと既に一%にも満たない数となっている。なお無 とは、この時代においては経済上の理由により男は晩婚であり、男女における年令の差の開きが大きかった についてみると、男は二九歳までの有配偶率は非常に低いが、女はこの階層では既に五○%を越しているこ きは実に大きい。これは男二万九七二九人と女二万二二五二人の有配偶者についての調査である。この男女 九歳までは八二%を占めているが、八○歳以上の男六三・三%に対して、女○・六%となって、この間の開 ら五九歳までは九○%台を占め、総体に有配偶者の率は多くなっている。女についても同様に三五歳から三 低率を示しているのは、前年に発生した日華事変によるこの段階の出征によるものと推定される。四○歳か となっている。昭和十三年の調査では、男の二五歳から二九歳までの有配偶率は一二・九%で前二回に比して を過ぎると一%にも満たない有様である。なお、この時の無配偶者は男一万七二三七人、女一万八三九九人 者であり、三○歳から四四歳までは七○%を示しているが、四五歳を過ぎると下降線をとりはじめ、 どり、八○歳を越してなお三五・二%を示している。女は二五歳を越えると五五・七%と半数以上が有配偶 るものである。この内訳についてみると、男は二九歳までは未婚者が非常に多いが三○歳を越すと有配偶者 配偶者は男一万二三八一人、女一万三三八七人となっている。大正十四年(一九二五)の調査では男の有配偶 の差二五二三人は日華事変による出征、或は不在とみるべきである。この明治・大正・昭和 は急に増加して五三%となり、四○歳から五九歳までは七○%台を維持している。その後は多少下降線をた (戦前)の三代 七五歳

ことを物語っている。

男の一五歳から一九歳までの○・三%は、戦前においてはぜろであり、二○歳から二四歳までの一一・二% までの六九・五%は、同階層の男五五・九%と戦前に比して非常に接近してきたことは注目するに値する ある。これは、戦前における女の早期結婚の風習がなくなったためである。それと同時に二五歳から二九歳 は戦前においては○・九%から二・四%であり、二五歳から二九歳までの五五・九%は戦前の一二・九%か 二二%と比較すると、結婚年令が早くなっている。女について一五歳から一九歳までの一・一%は戦前の一 ・三%から二・五%に比して低くなっており、昭和十三年の○・四%は結婚適令期の男の出征による低下で 戦後、昭和四十年の国勢調査に基づいて男六万七五三四人、女六万八○一四人について年令別の割合では 会

年		昭 和	1 3 年	
配偶	有	配 偶	無配	偶
女	男	女	男	女
98.		0.4	% 100.0	% 99.6
76.	0.9	14.9	99.1	85.1
44.3	12.9	52.3	87.1	47.7
29.4	68.4	74.3	31.6	25.7
28.4	88.9	82.0	11.1	18.0
29.8	95.0	78.5	5.0	21.5
38.3	92.4	76.0	7.6	24.0
48.2	92.7	69.4	7.3	30.6
58.0	94.3	40.6	5.7	59.4
70.	88.2	53.9	11.8	46.1
77.9	84.4	31.0	15.6	69.0
86.7	75.3	22.0	24.7	78.0
99.4	69.4	12.5	30.6	87.5
99.8	63.3	0.6	36.7	99.4
58.2	46.7	45.5	53.3	54.5

上回っている。 ては、昭和十三年を若干 婚姻については、第二

が、その他の階層につい

和十四年が最高である 一六表の示すとおり、昭

交代が行なわれていた時 三年目であり、召集兵の が、この年は日華事変の

期であった。

第215表 年令別人口の配偶関係別割合

/	X		助	治	4 3 年		大	正	1 4
年令	/	分	有 配	偶	無 配	偶	有 配	偶	無
712	別		男	女	男	女	男	女	男
15	~	19	%	2.5	100.0	97.5	%	% 1.3	100.0
20	~	24	1.8	29.9	98.2	70.1	2.4	23.6	97.
25	~	29	17.4	51.2	82.6	48.8	22.0	55.7	78.0
30	~	34	43.4	50.6	56.6	49.4	53.0	70.6	47.0
35	$\sim$	39	59.5	42.5	40.5	57.5	68.9	71.4	31.1
40	$\sim$	44	66.6	58.8	33.4	41.2	75.9	70.2	24.
45	~	49	70.8	47.5	29.2	52.5	74.8	61.7	25.2
50	$\sim$	54	68.3	42.5	31.7	57.5	74.9	51.8	25.1
55	~	59	73.9	34.9	26.1	65.1	73.0	42.0	27.0
60	~	64	67.3	23.5	32.7	76.5	69.0	29.9	31.0
65	~	69	65.1	15.3	34.9	84.7	64.1	22.1	35.9
70	$\sim$	74	38.8	0.6	61.2	99.4	53.4	13.3	46.6
75	~	79	47.0	0.5	53.0	99.5	51.5	0.6	48.5
80	以	上	31.7	0.4	68.3	99.6	35.2	0.2	64.8
総		数	39,8	38.0	60.2	62.0	43.0	41.8	57.0

はない。

八〇三

大正十五年、昭和六年 は不況時代であったが、 結婚する者も多かったの に対して、経済上などの 理由から、離婚者も多か った。戦後では、昭和三 十年が少ないが、大体に おいて順調な婚姻数であ る。離婚では昭和二十五 が非常に多いが、戦後、 がれた影響が数年後のこ がれた影響が数年後のこ の年に現われたと見てよ いが、総体的にみて、婚 と離婚には大きな動き

第216表 婚 姻 と 離 姫	第216表	婚	姻	٤	離	婚
-----------------	-------	---	---	---	---	---

	人口 1,000 人に対する 婚 姻	離婚	人口 1,000 人に対する 婚 姻	婚姻	度 分	F
	1.1	人 68	6.9	人 413	台39年度	
第	0.9	70	7.3	509	正4″	大
第三編	0.9	101	7.1	748	10 //	//
社	1.2	112	11.3	1,047	15 //	"
	1.2	120	11.6	1,192	和6〃	昭
1.	1.0	156	15.0	2,347	14″	//
会	1.3	264	8.3	1,665	25 //	//
	1.1	300	7.3	1,994	30 //	11
	0.9	276	8.6	2,532	35″	17
ľ	1.1	347	9.1	2,987	40 //	//